

会議録

令和7年
第1回定例会

会期：令和7年3月 5日
令和7年3月19日
(15日間)

小海町議会

第1回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 (招集、上程、説明、報告、一部採決)	
開会	5
招集あいさつ・施政方針・報告	6
同意第1号 (固定資産評価審査委員会委員の選任)	14
同意第2号 (小海町教育委員会委員の任命)	15
議案第8号～9号 (事件)	16
議案第10号～21号 (条例)	17
議案第22号～28号 (予算・補正予算)	21
請願・陳情等	23
第2日 (議案質疑・委員会付託)	
議案第9号 (事件)	25
議案第10号～21号 (条例)	26
議案第22号～28号 (予算・補正予算)	35
請願・陳情等	83
第6日 (一般質問)	
第5番 渡邊 晃子 議員	85
第2番 鷹野 文則 議員	102
第7番 井出 幸実 議員	109
第6番 的塙美香子 議員	116
第1番 黒澤 敦史 議員	134
第3番 篠原 哲雄 議員	145
第8番 品田 宗久 議員	161
第9番 小池 捨吉 議員	170
第15日 (委員長報告、討論、採決、追加議案)	
開会・報告	186
議員派遣の件	188
議案第9号 (事件)	188
議案第10号～21号 (条例)	189
議案第22号～28号 (予算・補正予算)	198
陳情第1号～発議第2号	203
署名	215

令 和 7 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

議件番号	付 議 件 名	審議結果
開会年月日時	令和7年3月5日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和7年3月19日 午後4時14分	
開会の場所	小 海 町 議 会 議 場	
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第9番議員、第11番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和7年3月5日 至 令和7年3月19日 15日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	原案同意
同意第2号	小海町教育委員会委員の任命同意について	〃
議案第8号	財産の取得に関する変更について	原案可決
議案第9号	小海町憩うまちこうみ事業施設指定管理者の指定について	〃
議案第10号	番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	〃
議案第11号	こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に ついて	〃
議案第12号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	〃
議案第13号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて	〃
議案第14号	小海町積立金条例の一部を改正する条例について	〃

議案第15号	小海町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	小海町高原美術館条例の一部を改正する条例について	〃
議案第17号	小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第18号	小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第19号	小海町防災会議条例の一部を改正する条例について	〃
議案第20号	小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃
議案第21号	小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	令和7年度小海町一般会計予算について	〃
議案第23号	令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について	〃
議案第24号	令和7年度小海町介護保険事業特別会計予算について	〃
議案第25号	令和7年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	〃
議案第26号	令和7年度小海町簡易水道事業会計予算について	〃
議案第27号	令和6年度小海町一般会計補正予算（第7号）について	〃
議案第28号	令和6年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	〃
陳情第1号	国保制度の改善を求める陳情書	趣旨採択
陳情第2号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	継続審査

《追加議案》

発議第1号	小海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
発議第2号	選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出について	〃

会議の顛末	令和7年3月5日 午前10時00分に始め
	令和7年3月19日 午後4時14分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町長 黒澤 弘	会計管理者 井出直人
	子育て支援課長	小池 司
	教育長 黒澤五雄	教育次長 小平文仁
	総務課長 吉澤君雄	
	町民課長 井出知之	やすらぎ園所長 井出重信
	産業建設課長 宮澤賢司	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書記 中嶋晴基	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏名	3/5	3/6	3/10	3/11	3/12		3/13	3/17	3/19
						総産	民文			
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	×	×
計		11	11	11	11	7	5	11	10	10
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第9番 小池捨吉 議員								
		第11番 篠原伸男 議員								

令和7年第1回定例会

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

* 開会年月日時 令和7年3月5日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和7年3月5日 午後3時09分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○開会

議長 皆さんおはようございます。
令和7年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
ここに来て、上雪で久しぶりに汗をかきましたが、今年の冬は厳しい寒さで降雪の少ない冬がありました。岩手県の大船渡市と上田市で、大規模な山火事が発生し、住民の皆さんへの避難指示が発令されていました。幸い上田市では3日に鎮圧されたとのことであります、大船渡市では今も延焼が拡大しており、避難の長期化が懸念されています。幸い、小海町ではそのような山林火災はありませんでしたが、雨が降らず乾燥し、強風がある中での枯れ草など、下草火災には十分に気をつけていただきたいと願うところであります。
さて、いよいよ今回の定例会が18期の議員の皆さんによる最後の定例会となりました。この4年間において議員各位につきましては、それぞれの立場で議員活動を行ってまいりました。その経験がこれから皆さんとの糧となり、今後の活動に繋がりますよう期待を申し上げます。
今回の定例会が一つの区切りでありますので、議員の皆さんによる全員による一般質問を期待し、お願いを致すところであります。
ただいまの出席議員数は11人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回小海町議会定例会を開会いたします。
なお議会のICT化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。これから本日の会議を開きます。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

	本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 9 番小池捨吉君、及び第 11 番篠原伸男君を指名いたします。
--	---

日程第 2 「会期の決定」

議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 2 月 18 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長井出幸実君。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 本日招集の、令和 7 年第 1 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 2 月 18 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は、人事案 2 件、事件議決案 2 件、条例改正案 12 件、当初予算案 5 件、補正予算案 2 件の合計 23 件であり、会期は本日より 3 月 19 日までの 15 日間とする案を作成いたしました。 なお、本日の昼休み 12 時 30 分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。 一般質問の通告は、6 日、議案質疑終了後午後 5 時までとします。 但し質疑が 5 時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。 会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ 11 日火曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 3 月 19 日までの 15 日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)

議 長	「異議なし」と認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から 3 月 19 日までの 15 日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
-----	---

日程第 3 「町長招集あいさつ・施政方針」

議 長	日程第 3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 黒澤町長。
-----	---

町 長	<p>本日ここに、令和7年第1回小海町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただき開会でできますことを、心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年は昨年に比べ寒さが厳しく2月の中旬には日本海側では広い地域で大雪となり、交通事故の増加や公共交通の混乱のニュースが放映されておりました。当町周辺においては、2月はまとまった降雪も無く除雪作業の負担は少なかった訳ですが、3月に入り腰を痛めるような春の雪に見舞われてしまいました。松原湖でのワカサギ釣りにつきましては、氷上では3月2日で終了となり、桟橋にて行っております。昨年度よりも大勢の方々においでいただいたとのことです。</p> <p>また、私事で大変恐縮ですが、今年は町長として二期目の最終年であり、集大成の年であります。町民の皆様と共に更なる町の発展を目指して一生懸命邁進する覚悟でございます。飛躍の年となるよう、公平・公正・適正を基本とし力強く精力的に行政を進めてまいる所存でございますので、議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>令和7年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げさせていただきます。</p> <p>近年の物価高騰に関しましては、燃料・輸入穀物のほか物流費や人件費等の上昇が要因となり食品類についても価格が上昇しており、消費拡大の動向は今後も見通せない状況です。国・県の動向を見つつ町の事業を進めてまいります。令和7年度事業の柱の一つに児童館の建設があります。現在、午前中は乳幼児を対象とした子育て支援センター、午後は主に小中学生を対象とした児童館として運営をしておりますが、この増築事業により、子どもたちが安全に、のびのびと活動できる場所が確保できるものと考えております。学校教育におきましては、障がいを抱えた皆さん、不登校の児童生徒に行政としてしっかり寄り添える組織の構築を、こども課の設置や子ども家庭センターの検討など職員体制を含め行ってまいります。そして、今以上に保育園・小学校・中学校と保健福祉分野が連携し、子どもたちの将来にわたる礎の形成に注力してまいります。令和2年から取り組んでおりますワイン用ブドウの栽培につきましては、地域おこし協力隊である「ノーマンズ」の圃場から昨秋に約200kgの収穫ができ、現在熟成させている最中です。秋頃には小海町産ワインの発表ができると見込んでおりますので、楽しみにしていただきたいと思います。小海駅舎とアルルにつきましては、キッズ世代から中高生の利用促進を検討し、昨年度から継続しているエキウエ自習室の運営や、アルル内でJR小海線関連の展示など実施してまいりました。今後の活動としてプログラミング教室や、e-スポーツなどこれからの時代にふさ</p>
-----	---

わしく、人が集い交流できるイベントなどを開催してまいりますのでご意見をお寄せいただければ幸いです。企業版ふるさと納税制度を活用し、昨年8月と先月2月にオペラコンサートを開催しております。先日2月の総合センター公演では、新しい楽曲が披露され本年11月の本公演に向けて着々と準備が進んでおります。福祉関係につきましては、「障がい者等の住まい」の建設に向け、障がい者に限らず高齢者など幅広い皆さんを利用できる複合的な施設整備を、「誰もが安心して住みやすいまちづくり」の一環と捉え進めて参ります。松原湖高原スケートセンターにつきましては、2月8日にセンター杯スケート大会が開催され、今シーズンの営業を終えました。茅野市や岡谷市でのスケートセンター存続が危ぶまれる中ではありますが、当町では運営方法を工夫し、経費節減を図りながら伝統あるスピードスケートの振興を継続して行ってまいります。ご理解とご協力を願いいたします。交通体系につきましては、抜本的見直しを行っております。昼間の路線バスの代替として一昨年11月から親沢線が試験運行を経てタクシー利用助成方式に移行し、昨年10月からは溝の原線と小海原線の試験運行をしております。バス利用者が限られていることなどから目立った混乱も無く、むしろドア・ツー・ドアにより利用者からは良い評価をいただいております。今後も利用者等の要望や改善点を集約しながら進めてまいります。

令和7年度は、第6期長期振興計画後期計画の初年度であります。計画した各事業に取り組み、飛躍の年となりますよう、「挑戦」「新鮮」「実行」を礎に元気な町づくりを進めてまいります。

こうした中、編成した令和7年度の予算規模は、一般会計4,919,000千円、国民健康保険事業特別会計519,535千円、介護保険事業特別会計727,185千円、後期高齢者医療特別会計94,154千円、簡易水道事業会計（収益的収入合計）95,550千円で、総額6,355,424千円、前年度比510,264千円、8.7%の増額となりました。

次に会計ごとに概要を申し上げます。

一般会計、歳入につきましては、町税は前年の実績を考慮し、前年度比30,180千円増の590,149千円を計上しました。地方譲与税は前年度比7,000千円増の87,000千円、地方消費税交付金は前年度比15,000千円増の115,000千円、地方交付税につきましても、前年度比92,400千円増の2,015,500千円を計上しました。これらは前年度実績等をもとに計上したものでございます。国庫支出金は、前年度比149,874千円増の406,205千円を見込みました。主な内訳は、民生費国庫負担金の自立支援給付費負担金、総務費補助金のデジタル基盤改革支援補助などの補助金の増額、民生費補助金では児童館増築による交付金の増などによります。県支出金は、前年度比63,947千円増の222,490千円を見込んでおり

ます。主な内容は、民生費負担金の障がい者の自立支援給付などの増のほか、児童館増築による交付金の増です。繰入金は、前年度比 68,243 千円増の 399,581 千円を計上しました。減債基金から 145,877 千円、財政調整基金から 229,900 千円の繰入をしております。町債は、前年対比 50,400 千円増の 545,400 千円を計上しました。過疎対策事業債において、児童館増築、橋梁修繕ほか 315,100 千円、緊急防災減災事業債におきましては、防災行政無線の更新関係ほかで 169,300 千円、また、緊急自然災害防止対策事業債においては、道路改良舗装関係 61,000 千円を計上しています。

歳出につきましては、1 款議会費の総額は 73,115 千円を計上し、前年度比 10.5% の増となりました。議員の皆様の報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費のほか、昨年度整備した議場の映像配信設備・会議システム関連費用を計上してございます。2 款総務費の総額は 958,354 千円を計上し、前年度比 3.8% の増となりました。一般管理費では、基幹系システム標準化の関係では令和 6 年度からの債務負担行為 60,693 千円を計上し、広報費では昨年に引き続き防災行政無線の更新 140,000 千円、企画費では小海駅周辺活性化事業 23,350 千円に、障がい者等の住まいの整備関係費用を含め実施してまいります。また積立金は前年度比 16,129 千円の増額で、昨年度から森林環境譲与税の徴収が開始されたことにより基金 25,000 千円、中部横断自動車道整備関連基金として 10,000 千円計上しました。戸籍住民登録費においては、債務負担行為の 26,224 千円を含む戸籍システムの標準化、ふりがな付け費用として 29,360 千円計上しましたが、住民票、印鑑証明書などのコンビニ交付事業が昨年度終了となったことで 23,602 千円減の 74,140 千円を計上しております。選舉費では、議會議員選挙・町長選挙・参議院議員通常選挙等の関係費用として 14,951 千円増の 16,467 千円を計上しています。

3 款民生費の総額は、1,312,146 千円を計上し、前年度比 39.8% の増となりました。心身障害者福祉費においては、自立支援給付費等の増額により前年度比 24,929 千円増となっております。また、児童福祉費では児童館の増築工事に設計費用を含め 298,700 千円を計上し、安心・安全な環境を提供し、子どもたちの健やかな成長を支える場所を提供してまいります。4 款衛生費の総額は、380,267 千円を計上し、前年度比 0.2% 増で前年並みとなりました。予防費では、新規事業としまして骨髓バンクドナー助成費用を計上、また、帯状疱疹の予防接種が定期接種化され、65 歳以上の方から 5 歳刻みで 100 歳までが対象者となり 3,200 千円計上しました。5 款農林水産費の総額は、198,493 千円を計上し、前年に比べ 9.7% の減となりました。農業費では、農業委員さんの任期が年度末ま

でとなり、改選費用を計上しています。ワイン用ブドウ栽培につきましては、協力隊の2名が任期満了となることから、これまで営農していた圃場において継続して取り組めるよう栽培委託をしてまいります。収穫するブドウについては購入していただき、加工やワイン販売についてはノーマンズが行っていくという方式です。また県営事業で行っております小海原の畑灌整備事業につきましては、松原湖駅付近の管路整備と小海原圃場内の排水路工事を行い負担金を計上しております。林業費は、前年度比31,863千円減ですが、林道八ヶ岳線の改良工事費が終了となったことが要因です。6款商工費の総額は、435,592千円を計上し、前年度比7.6%の増となりました。商品券の発行につきましては、20%のプレミアム付きP-ねっと券150,000千円の販売に対する補助を実施してまいります。事務費を合わせ31,800千円計上しました。松原湖観光交流センター運営費の八峰の湯ですが、本年度セルフオーダーシステムを導入し、お客様のサービス向上を目指してまいります。設備リース料として4,075千円を計上しました。町民の皆様の健康増進施設、松原湖高原の観光拠点施設として、多くの皆様に利用され、愛される施設づくりを目指してまいります。7款土木費の総額は、366,870千円を計上し、前年度比9.3%の増となりました。5年に1度の全橋梁・トンネル点検を実施するとともに、橋梁の修繕、道路改良工事、町道維持補修事業など進めてまいります。8款消防費の総額は、208,046千円を計上し、前年度比10.6%の増となりました。防火水槽設置工事9,000千円、長野県防災行政無線の更新による負担金19,196千円を計上しました。9款教育費の総額は、513,099千円を計上し、前年度比4.8%の増となりました。小学校関係では、ランチルームの放送機器の更新、給食室排水管修繕工事費など5,640千円計上し、社会教育費において、小海原地区・東馬流地区公民館の改修費補助金5,956千円、美術館の浄化槽修繕工事30,250千円を計上しております。保健体育費では、松原総合グラウンドの整備工事、スケートセンターの改修工事など実施してまいります。10款災害復旧費の総額は、前年度と同額の9,000千円を計上しました。台風や豪雨災害による土砂の片づけなど応急工事に対応してまいります。11款公債費の総額は459,018千円を計上し、前年度比1.4%の減となりました。

国民健康保険事業特別会計予算の総額は519,535千円を計上し、前年に比べ0.5%の増で、ほぼ前年度並みとなりました。国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。介護保険事業特別会計予算の総額は、727,185千円を計上し、前年に比べ1.5%の増となりました。第9期の介護保険事業計画2年目となりま

す。また、引き続き介護予防の強化するため、予防教室の実施、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、94,154千円を計上し、前年度に比べ4.3%の増となりました。主たる要因は、広域連合への保険料納付金の増額によるものです。広域連合との連携を図り、安定した制度運営に努めてまいります。

簡易水道事業会計予算の収益的収入総額は、95,550千円を計上し、前年に比べ0.7%の減でほぼ前年度並みとなりました。令和5年度から簡易水道としての運営が始まり、補助金、企業債の借入れなど財源を確保しながら、資本的収入及び支出の建設改良費において、配水管布設替え工事を比較的大規模に実施し、長期計画に沿った整備を進めてまいります。以上、私の所信の一端と各会計の予算について概要を申し上げました。町民の皆様が何を求めておられるのかを的確に判断し、スピード感をもって様々な施策を講じてまいりたいと考えております。「元気な小海町」をつくるため、引き続き積極的行政を推進してまいる所存でございます。議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、施政方針といたします。

それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総括的なご説明を申し上げます。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、令和7年3月8日で任期満了となります評価審査委員1名について、中島厚一様を継続して選任することについて同意をお願いするものでございます。

同意第2号、小海町教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員1名について、任期途中でありますが退任されることにより、宿岩栄子様を新たに任命することについて同意をお願いするものでございます。

議案第8号、財産の取得に関する変更については、6月定例会において契約議決を頂いております消防小型動力ポンプ付積載車購入について、納期を6か月間延長する変更に対し議会の議決をお願いするものでございます。

以上3件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第9号、小海町憩うまちこうみ事業施設指定管理者の指定につきましては、1月中に公募・説明会を行い、株式会社ミヤモトを指定管理者として選定しましたので、指定するにあたり議会の議決をいただくものでございます。

議案第10号、番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例につきましては、法律の改正により 3 条例、「小海町税条例」、「固定資産評価審査委員会条例」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」の条項ずれ等をそれぞれ改正するものです。

議案第 11 号、こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、「子育て支援課」を「こども課」とし教育委員会の所管とするための関係条例を改正するものです。

議案第 12 号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正により子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充と介護離職防止のための仕事と介護の両立を支援する改正です。

議案第 13 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、扶養手当の見直しにより配偶者手当は廃止、子については 13,000 円とする改正のほか、給与表の改正、寒冷地手当の支給地域の改正が主な内容です。

議案第 14 号、小海町積立金条例の一部を改正する条例につきましては、中部横断自動車道整備関連基金を新設し、今後行うこととなる関連事業の財源に充てるものです。

議案第 15 号、小海町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 16 号小海町高原美術館条例の一部を改正する条例につきましては、公民館長並びに美術館長は「会計年度任用職員とする」規定について、「会計年度任用職員とすることができる」と改め柔軟性を加味した改正です。

議案第 17 号、小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の定める「子育て関連施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、保育の内容に関する支援及び、代替え保育についての関係項目を改正するものです。

議案第 18 号、小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の定める「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、保育の内容に関する支援及び、代替え保育についての関係項目を改正するものです。

議案第 19 号、小海町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、防災会議の円滑な運営のため、委員の追加と定数の変更について所要の改正を行うものです。

議案第 20 号、小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額と加算額について所要の改正を行うものです。

<p>議案第 21 号、小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員の退職報償金の勤続年数区分に「31 年」～「34 年」、「35 年以上」の区分を追加するものです。</p> <p>議案第 27 号、令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,554 千円を減額し、総額を 4,803,294 千円とするものです。主な補正内容は精算見込に伴うものであります。</p> <p>議案第 28 号、令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,596 千円を減額し、総額を 727,201 千円とするものです。主な補正内容は介護給付費の精算見込に伴うものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。詳細につきましては、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げ、議案の総括説明とさせていただきます。</p> <p>なお、令和 6 年度予算につきましては、最終的な調整が必要となるため、補正予算として専決処分し、6 月の第 2 回定例会において報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。</p>

日程第 4 「諸般の報告」

<p>議長</p>	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
<p>(なし)</p>	
<p>議長</p>	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>

日程第 5 「行政報告」

<p>議長</p>	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
<p>町長</p>	<p>一つそれではご報告を申し上げます。</p> <p>施政方針でも触れましたが、先月、2 月 16 日日曜日に、小海町総合センターにおきまして、トリオツーナインによる冬のオペラコンサートを開催しました。民話「くじらの夫婦」に合わせてこれまでに制作された曲</p>

	<p>に加え、今回新作も披露され、大盛況のうちに幕を閉じました。200 人を超える方々の申し込みがあり、会場はいっぱいとなりました。</p> <p>本年 11 月 9 日に小海小学校体育館で開催する本公演では、制作されるすべての楽曲が披露される予定です。大勢の方に参加していただき大盛況となることを望んでおります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長 【小海町長期振興計画審議会の報告】 【小海町空家等対策協議会の報告】</p> <p>町民課長 【佐久環境衛生組合議会第 1 回定例会の報告】 【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】 【小海町介護保険懇話会の報告】 【小海町交通政策審議会の報告】 【小海町障害者福祉施設等検討委員会の報告】</p> <p>産業建設課長 【小海町簡易水道運営審議会の報告】 【小海町松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】</p> <p>子育て支援課長 【子育て支援推進委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。</p> <p>これより 11 時 05 分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 10 時 51 分)</p>

○ 議案の上程

議 長	(ときに 11 時 05 分)
	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第 1 号と同意第 2 号及び議案第 8 号は上程から採決まで、議案第 9 号から議案第 28 号及び請願・陳情等は、上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>

日程第 6 同意第 1 号

議 長	<p>日程第 6、同意第 1 号、 「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>小平事務局長。</p>
-----	--

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 同意第2号

議 長	日程第7、同意第2号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 黒澤町長。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第8号

議長	日程第8、議案第8号、 「財産の取得に関する変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は举手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論のある方は举手をお願いします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第8号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の举手を求めます。
(举手全員)	
議長	举手全員と認めます。 したがって議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第9号

議長	日程第9、議案第9号、 「小海町憩うまちこうみ事業施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。

日程第 10 議案第 10 号

議 長	日程第 10、議案第 10 号、 「番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 11 議案第 11 号

議 長	日程第 11、議案第 11 号、 「こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 12 議案第 12 号

議 長	日程第 12、議案第 12 号、 「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 13 議案第 13 号

議 長	日程第 13、議案第 13 号、 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 14 議案第 14 号

議 長	日程第 14、議案第 14 号、 「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 15 議案第 15 号

議 長	日程第 15、議案第 15 号、 「小海町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 小平教育次長。
	(教育次長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 16 議案第 15 号

議 長	日程第 16、議案第 16 号、 「小海町高原美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。

	小平教育次長。 (教育次長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 17 議案第 17 号

議 長	日程第 17、議案第 17 号、 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 小池子育て支援課長。 (子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 18 議案第 18 号

議 長	日程第 18、議案第 18 号、 「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 小池子育て支援課長。 (子育て支援課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 19 議案第 19 号

議 長	日程第 19、議案第 19 号、 「小海町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。 (総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで、13 時まで休憩とします。

	(ときに 11 時 59 分)
議 長	(ときに 13 時 00 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 先ほど、12 時 30 分から議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 井出幸実 君
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたので、ご報告いたします。 3月 12 日 (水) 午前 10 時から総務産業常任委員会 視察なし。 3月 12 日 (水) 午後 2 時から民生文教常任委員会 視察なし。 3月 13 日 (木) 午前 10 時から予算決算常任委員会 視察なし。 3月 17 日 (月) 午前 10 時から予算決算常任委員会 視察なし。 なお、午前中申し上げましたとおり、全員協議会を 11 日火曜日に行う予定ですでのご承知おきください。 以上でございます。

日程第 20 議案第 20 号

議 長	日程第 20、議案第 20 号、 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。 (町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 21 議案第 21 号

議 長	日程第 21、議案第 21 号、 「小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。 (町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 22 議案第 22 号

議 長	日程第 22、議案第 22 号、 「令和 7 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 ここで 2 時 15 分まで休憩とします。 (ときに 13 時 58 分)

日程第 23 議案第 23 号

議 長	(ときに 14 時 15 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第 23、議案第 23 号、 「令和 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 24 議案第 24 号

議 長	日程第 24、議案第 24 号、 「令和 7 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	

議 長	説明が終わりました。
-----	------------

日程第 25 議案第 25 号

議 長	日程第 25、議案第 25 号、 「令和 7 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
-----	--

(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
-----	--

(町民課長説明)

議 長	説明が終わりました。
-----	------------

日程第 26 議案第 26 号

議 長	日程第 26、議案第 26 号、 「令和 7 年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
-----	---

(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤産業建設課長。
-----	--

(産業建設課長説明)

議 長	説明が終わりました。
-----	------------

日程第 27 議案第 27 号

議 長	日程第 27、議案第 27 号、 「令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
-----	--

(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
-----	--

(総務課長説明)

議 長	説明が終わりました。
-----	------------

日程第 28 議案第 28 号

議 長	日程第 28、議案第 28 号、 「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」 を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。 小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 29 請願・陳情等

議 長	日程第 29、陳情第 1 号及び陳情第 2 号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情は掲載したとおりであります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は明日 6 日、木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。 (とき 15 時 09 分)

<p style="text-align: center;">令和7年第1回</p> <p style="text-align: center;">小海町議会定例会会議録</p>	
「第2日」	
<p>* 開会年月日時 令和7年3月6日 午前10時00分</p>	
<p>* 閉会年月日時 令和7年3月6日 午後3時33分</p>	
<p>* 開会の場所 小海町議会議場</p>	
会議の経過	
<u>○開会</u>	
議長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>このところ、信濃毎日新聞で県石油商業組合を巡るガソリン価格のカルテル疑惑を巡り、公正取引委員会により聴取の件が紙面で取り上げています。これまで、長野県は海より遠く離れており、石油の搬送に経費がかかるので、他の県より価格が高いとの説明であり、何となく納得をしておりましたが、長野県では多くの加盟ガソリンスタンドで店頭表示価格を事前調整していた可能性があるとの疑いがあるようです。</p> <p>小海町では毎年、寒い冬を乗り切るために、町民の皆さんに灯油券などの補助を行っており、家計の一助になればとの思いでありますが、昨今の米や野菜などあらゆる分野での物価の高騰がある中で、ガソリン灯油価格が少しでも下がり、町民の皆さんの暮らしに反映されることを願うばかりであります。今回のこの件は、私達に先入観に囚われて当たり前と思われることに対して、判断の誤りがあることを教えてくれました。</p> <p>今日は議案質疑であります。議員の皆さんの積極的な質疑を期待致すところであります。</p> <p>ただいまの出席議員数は11人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会のICT化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。</p>
<u>○議事日程の報告</u>	
議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、代表監査委</p>

	員、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。
<u>日程第1 「議案第9号」</u>	
議長	日程第1、議案第9号、「小海町憩うまちこうみ事業施設指定管理者の指定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
11番議員	はい、11番篠原です。質疑じゃないんですけれども、資料の第9条のところに指定管理者料とろに指定管理料を算定する中に、指定管理料は過去3年間の収支実績および相手方の提出した収支予算書等を元に積算すると書いてあります。相手方の収支予算書は添付してあるんですけども、過去3年間の町が直営してたときの収支の実績を委員会までに揃えて欲しいんですけども、いかがでしょうか？
総務課長	おはようございます。お疲れ様です。 関係の資料ということで、相手方に提示して募集をしているわけですけれども、それにほぼ倣ってこういうこのような資料のように提出されているわけですが、ほぼ同じ内容になりますが提出することはできますので、そのようにしたいと思います。
11番議員	相手の方は収支予算書で出してきているわけであって、私が欲しいのはこれも書いてありますけど、過去3年間の実績。使った中で収入がどのぐらいあって経費がどのぐらいかかったとかっていう、これ収支実績を資料として委員会付託になると思いますんで、そのときまでに提出してほしいということあります。
総務課長	はい、承知いたしました。
6番議員	6番的整です、お願いします 指定管理の話があったときに、確かに鍵を開けたりするのが大変だという話、そういう話からてっきり鍵の管理というか、そういうことだと思ったんですけど、これを内容を見ると運営というふうなことも出てくるわけですが、この建物の運営だけを株式会社ミヤモトにお願いするのか、ちょっとその辺りがさとゆめの関係とかと憩うまちの関係とか、ちょっと何かごっちゃになってるというか、わからないんですけどお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。 的整議員さんおっしゃられている憩うまちの全体像からどのように見たらいいかということだと思いますけれども、協定の企業の皆さんがこの事

	業として小海においていただく、それでセラピストのセラピーを受ける。そういったところはもう既に町とは切り離されている部分でございまして、そのセラピーを受ける部分と同じタイミングにはなるわけですけれども、この施設の管理、これをおまかせするという内容のもので、鍵の管理を始め、この中には清掃業務ですとかその後の片付け、次の受け入れのための準備といったものをこの施設でやってるものですから、そういった業務の指定管理ということになります。
6番議員	はい、今の説明なんんですけど、憩うまちのセラピーとかそういうことだけなのか、憩うまちは自走するという話だったと思うんですけど、そうすれば、憩うまちの方にだんだん移行っていうような、そういう話だったんだけど、完全に任せるとそういう予定はいつめどが立つか。ていうのはこの株式会社ミヤモトの代表取締役の浅原さんはさとゆめの取締役でもあると思うんですけど、そういった関係からこの本当に施設だけを管理してもらうのか、ちょっとその辺がやっぱりなんて言つていいのか、憩うまちそのものに委託ということにならないのか。その辺どう考えているのかお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。憩うまちの本体の部分、協定企業の皆さんを町、町内でおもてなしをするそのような部分については協議会が実施しております。それご承知の通りだと思うんですけども、今現在ここの議案として提出させていただきますのは施設について、町が電気料も払い、それから鍵の開け閉めで管理をしているという部分ですので、その部分に関して指定管理を行うということで金額的にもさほど多くなっていませんけれども、その部分の指定管理ということでお願いしたいと思います。以上です。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第2 「議案第10号」</u>	
議長	日程第2、議案第10号、「番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 「議案第11号」</u>	
議 長	<p>日程第3、議案第11号「こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は、举手を願います。</p>
11番議員	<p>はい、11番篠原です。資料綴りの21ページに、課等の設置について子育て支援課を廃止することでありまして、今度はこども課設置ということで教育委員会の中というような形だと私は理解しているんですけども、そういった中で今まで子育て支援課が担当していたりするものと、それから予算上を見ると保育所も教育委員会の中に入っていくということになっていったときに、これだけの条例の改正で、4月1日から教育委員会の管轄課の中でみんなできるのか。例えば保育園の条例だと、保育所の条例、あるいは児童館の条例とかそういったところの許認可とか免除とかっていうのは、町長がするようになってるんですよね。今度教育委員会の中にみんな入ってくるということは、町長の方から今度は教育委員会の管轄下に置かれてくるときに、町長が保育料を減免するとか入所するとかって、これ条例、保育所条例でも児童館とかでも、条例を見ていただければわかりますけど、町長は、町長がって入ってるわけなんですよね。その辺のところの関係はどういうふうになっているわけですか。</p>
総務課長	<p>はい、お答えいたします。予算上の関係、教育委員会の管轄下になるということではありますけれども、今回も提案されているものの通り、民生費の中に保育所または児童館載ってございます。その中を執行していくにあたってどうかという、何か支援がないのかということだと思うわけですが、小学校におきましても町立の小学校ということで、教育委員会の管轄でありますけれども、町長が指示をするもの、町長の管轄下で教育委員会において事務を行う。そういうものと同様の考え方ができると思います。保育所におきましてもそのようなときに教育長が代表になる場合、そして町長が代表になる場合ございますが、それは事務の分掌というところで権限というところで分けて考えていいかいいという考え方をしております。以上です。</p>
11番議員	町長の権限が離れて行政、教育委員会の方に行く。離れるわけじゃないわけですね。予算の執行についても、教育委員会委任規則、それ読んでみま

	<p>したか。町長が配当したところの予算については、支出負担行為でも支払い行為でも委任されてるから教育委員会が独自にできるんだよね。今度の場合は予算も民生費の中に載ってるけども、それ誰が起案してそこまで教育委員会に予算が配当されてねえんだから、委任されることになってねえんだよね。そうなってくると、保育所の予算だとか児童館の予算は、誰が管理して実施していくのかということ。こども課、保育所は全部教育委員会の組織の中に入るとしていったときに、そういうものはどうやって誰の権限でやっていくのか。それから他のところも全てそうなんですかでも、今まで町長がってなってた文言が、全部今度は教育委員会の方に移ってくるわけだ。例えば保育料免除だとか、それから児童館の使う使わないとかっていうのも、町長のあれで決まるようになってると。そういうたときに、仕事は全部教育委員会の方にあれしといて、その都度全部やっていかなきゃなんないから、このこども課というものを子育て支援課を廃止してそれに関係する、今度もこども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということですから、課等はこの三つにしたとしても、保育園から始まって児童館規則まで含めて全部んとこに関わってくるでしょう今度やってやろうとしていることについては。それらの条例一番最初のね、これ大変よく私の方で解釈したとして、課等の設置条例一つあれした後、規則とかはその後4月1日から間に合わせますよということはわかりますけど、今度は条例事項になってくると話は別になってくるんだよね。それらを皆さんこういうものをやったときに、法規審査会とかそういうものがあるわけだから、全部の関わってきたものを出して、それで今度は4月1日からは小海町の行政組織、こういうふうに変わっていくんだっていうものを示さなかったらこれ4月1日からみんな違反してやってくの。その辺はどういうふうに考えてるの。</p>
総務課長	<p>はい、お答えいたします。条例は関係するものは、この整理条例に出てくる4本の条例ということでございます。教育委員会、今篠原議員おっしゃられる事務の委任、こういうものは規則で定められております。今回の全員協議会におきましても、規則も提出させていただきますので、その中でも説明はさせていただきますけれども、事務の委任規則、そういうもので保育の関係の事務を教育委員会に移管する。そういうことを定めて関係の規則も少なからずあるわけですけど、7本ほどあるわけですけれどもそういうことを整備して行っていきます。以上です。</p>
議長	3回目でありますのでまとめてください。

11番議員	<p>はい。規則はね、それだったら4月あればいいと。例えば保育園の今度入所するしないも、3月31日までは多分町長がOKでいいと思うけど、これは4月1日もしかして移住して来た人がいたときには、誰の権限で入所とかやるの。この保育園条例見ると町長という形で出てくるし、それから児童館の使用についても町長になってる。その条例のこと。そういうものも含めて全部やっていかなかつたらどうなるのって不思議に思ってるわけ。だから、当然条例になってくれば条例の改定となれば当然、議会の議決事項になってくるわけですし、規則は皆さんがそういうふうにおっしゃるなら、それなりのものを作ってくれればいいですけれども、関係する今度の子ども課設置にして子育て支援課というものはしてたときに、それに関わってたもの例えば、教育委員会の規則を見ると、庶務が事務系統があつて、学校教育それから社会教育という大きい分類に分かれてたよね。そうすると今度は教育委員会の中に今度は任せられるようになってきたもの、保育所とか、児童館とはそういうものは教育委員会の規則の中だから、これ4月1日以降、議会の方にも提示できるという解釈でいいですか。これも規則だからね。それでどういうところに、そうすとそのときになってきたときに、今度は予算は今の民生費に置いたままにしておく。さっき言いましたように、委任事務のことによって配当された予算は今度は教育委員会で、もちろん金額の上限があるからだけれども、支出負担行為の案でも自然に起こすことができるようになってくるんだよね。だからその辺のところも全部網羅した形でやっていかないと、ただ一部ちょこちょこといじっただけでそれ全ては動いていかないんだよね。だからその辺のところを4月1日以降、どのようにやっていくか。私の質問も3回目ということありますので必要に応じては今度委員会の方で、また詳しくおたずねしますからまたそのときまでに。ただ私は今この予算書とこのこれからのおれ見ていったときに、こんなふうに感じたわけですので、よろしくまた善処していっていただきたいと思います。</p>
総務課長	<p>はい先ほどもちょっとお話をしたわけですけれども、全員協議会において規則も提出をさせていただきますので、そこの中でもご議論をいただきたいと思います。予算につきましては保育所ということで民生費の計上、これは変わらないものと考えております。小学校については9款で、教育委員会関係については9款でありますけれども、その中とは別々にはなりますけれども、民生費という位置づけは変わらない。そういう考え方でおりますので、またご議論をお願いしたいと思います。</p>

11番議員	ちょっといいですか。 ちょっと今民生費と言ったけど起案のは誰がやるの。予算の執行は。もう課が教育委員会移ってきちゃってんだよ。今そういうことで4回目で違反の質問しましたもんですから、あと委員会で結構ですから。
5番議員	はい、すいません5番渡邊です。おはようございます。お願ひします。 ちょっと大きな枠の中から小さい方に、細かいことをお聞きしたいんですが、資料綴り22ページ職員定数条例のところ。まずですね、今ちょっと改めて教育委員会の事務部局の職員5人以内また教育委員会所管に属する学校その他の職員6人以内等等書いてあるんですが、教育委員会の職員が何人なのかちょっと改めて、あえてお聞きします。
総務課長	お答えいたします。説明資料に職員の資料がございますので、それで説明をさせていただきたいと思います。7年度の予算説明資料をご覧いただきたいと思います。2ページに教育委員会の名簿が載っております。教育次長兼生涯学習課長以下今4名いるということで、ここに教育長が入るわけですけれども、このようなふうになっております。
5番議員	そういう教育委員会の管轄にこども課、子育て支援課が今までやっていたようなことが入っていくと。いいです。すいませんそれで、いろいろあるんですが、右側改正後すいません22ページ資料綴りですね、22ページの右側改正後で、ご説明でも②番教育委員会の所管に属する学校その他の職員23人以内で保育所の職員も入るということでしたけれども、前回の臨時議会のときにもお聞きしましたが、新しくそのこども課を設置するにあたり、社会福祉士の方も面接をしているということでしたけれども、そのあたり更なる職員はどうなっていくのか。ちょっとわかってる限りお願ひしたいんですが
総務課長	はい、お答えいたします。今ご覧の保育所関係の16名というふうに書いてございますが、その人数に1名足しているんですけれども、それ17名を足して23名というこの人数については、そういうことでございます。採用というふうに考えてますのは、配属先は関係の、それはこども家庭センターを意識したものということでございますので、その配属についてはまだ検討中ということで、可能性とすれば教育委員会、町民課、子育て支援、その可能性でありますけれどもそれについては今後ということでございます。以上です。
6番議員	6番です。今の関連でお聞きしたいんですけど、プラス1名ということで、とりあえず考えているということなんんですけど、先般、中学校組合の方で

	阿智村の方に視察に行かれたということで、ちょっと内容の方、委員の皆さんからお聞きしたりもしたんですけど、あの中で配置の関係を見ますと、保健師さんやなんかも入ってると思うんですね。そういうたった考えはないのか、ちょっとその辺り、お考えがあればお聞きしたいと思います。
教 育 長	お疲れ様でございます。先般、2月の連休明けであります、中学校組合の議員さんにご足労いただきまして、阿智村へ視察に出かけさせていただきました。2時間ほどの視察の時間を計画しておりまして、視察で2時間ということはちょっと長いかなという感じを受けましたが、実際にお話を聞いてますと、あっという間にその時間が過ぎてしまった。その内容は非常に充実をしていて、そして説明された職員の方が非常に熱意を感じた。そういう中で、議員さんからも活発なご質問、そういうものはございました。そして一番びっくりしたのが、こども家庭センターの所長さん。その阿智村は基本的に、教育委員会で幼児教育、保育所、そして輪をかけて申し上げますと、母子保健から全てを担っている。そして、保健師さんを配置をして、保育士も当然保育所が管轄しておりますのであります。そしてその所長さんが保育士から異動された方が、たまたま自分の興味と熱意、そういうものが合致したということではあります、センター長を務められている。そして先般は2月の28日に、郡のこども家庭センターの担当者会議、そのようなものがございました。その段階で私同じことを発言をさせていただきましたが、児童相談所の所長さん、阿智村は全国的にも先駆けて取り組まれているところです。そこをね、参考にしてその通りに言うことは、ちょっとハードルが高いかなというようなイメージのことも言わましたが、本当に充実をしておりました。そして今、ご質問の保健師さん。そこでまたびっくりしたのが、保健師が3名で対応している。母子保健、中学生まで15歳、それと成人、それと65歳の高齢者。それを1人ずつで担当をして3人でやってるんです、忙しいんです。というお話がありました。その人数がどうこうということではありませんが、やはりそのようなイメージを持ったこれからの方針的なことも大切なことを感じております。そういう中でありますのがやはり、ちょっと質問の趣旨とずれたら失礼でありますけど、不登校、また特別支援の相談にかかる児童生徒このような方が非常に増えてきている。ですからいろいろな面で充実をし、町長施政方針でも申し上げさせていただきましたが、やはりこの部分しっかりと手当をしていきたいということを考えておるということで、先ほどご質問もございましたが、こども課の設置の条例案を提案させてい

	ただいているという内容であります。よろしくお願ひ申し上げます。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第4 「議案第12号」

議 長	日程第4、議案第12号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
5番議員	はい、5番です。お願ひします。また資料綴り26ページをお願いしたいと思います。すいません、改正後の方ですね、これは第2条の2についてお聞きしたいんですが、任命権者は職員に対して当該職員が40歳に達した日の属する年度、略しますにおいて、前項に規定する事項を知らせなければならないと、この40歳というのはどういうことなのか。介護保険の関係なのか。40歳まではどうなるのか。そのあたりをお聞きしたいんですが、お願ひします。
総務課長	お答えいたします。すいません、私もこの40歳ちょっと疑問に思ったままそのままにしてしまって申し訳ないですけど、また調べて確認し、報告をさせていただきます。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第5 「議案第13号」

議 長	日程第5、議案第13号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第6 「議案第14号」

議 長	日程第6、議案第14号「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
6番議員	はい、6番的墾です。使用料綴りの35ページの方に改正後ということで、新しいので中部横断自動車道の整備関連基金ということで載ってるんですけど、ここでいう整備というのはどういったものなのか。お願ひします。
総務課長	はい、お答えいたします。これは中部横断自動車道、これは国の方で整備をいただけるんですけれども、関連というのは今度は町がそれに関わってやらなければならない事業、道、赤線青線の付け替えから始まりまして、アクセスの道路そういったことも関連してくる、まだ具体的な内容まで踏み込めていないのでわかりませんが、いずれ関連の事業というのは出てくるということですので、その関係で積み立てをしていくという、ご意見もいただいた上でこの設置ということでございます。以上です。
6番議員	はい確認ですけど、インターの関係ではないということでしょうか？インターは政策インターというふうに決まっているようなことを聞いてますけど、そのあたりちょっとお願ひします。
総務課長	はい、メインはそうなるかと思います。ただ、それに関わってその前後、小海町の敷地を通過する場合、トンネルであればあまり深いところでは関わりがないかもしれませんけれども、それ以外のところではまだ用地幅も示されておりませんけれども、いろんな面で可能性は出てくると思います。
議 長	他に質疑のある方はございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第7 「議案第15号」

議 長	日程第7、議案第15号「小海町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第8 「議案第16号」

議 長	日程第8、議案第16号「小海町高原美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第9 「議案第17号」

議 長	日程第9、議案第17号「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第10 「議案第18号」

議 長	日程第10、議案第18号「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第11 「議案第19号」

議 長	日程第11、議案第19号「小海町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第12 「議案第20号」

議 長	日程第12、議案第20号「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
-----	-------------------------------------

	する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第13 「議案第21号」

議 長	日程第13、議案第21号「小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第14 「議案第22号」

議 長	日程第14、議案第22号「令和7年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。質疑のある方は、挙手を願います。 職員調書、1ページから2ページ。1ページ、2ページ。 職員在籍数調べ、3ページ。 一般会計概要、4ページから6ページ。4ページ、5ページ、6ページ。 町税予算内訳書、7ページから9ページ。7ページ、8ページ、9ページ。 次、歳入。10ページ、款1町税、項1町民税、項2固定資産税、項3軽自動車税。
6番議員	はい、6番です。固定資産税の関係でお聞きしたいんですけど、家屋の関係、前年比101万ということなんんですけど、芦谷とか南町とかいろいろ住宅の着工というとこがちょっと目立ってきてると思うんですけど、もっと增收税収増に繋がらないのかということをちょっとお聞きしたいんですけど。
総務課長	はい、お答えいたします。今、細かくは数、数字、件数ですとかそういったところは把握はできないわけですけれども、いずれ建築したものは評価をして課税はするわけですけれども、こと住宅に関していうと減免というのもございます。専用の住宅の場合は、減免がありますのでそれほど高

	くはならない。営業所のようなものであれば、その分高くなる。そういうこともございますが、固定資産税のような動きをしているということで、また3年に1回は評価替えをして、これまでのものは減額もね、される部分もありますので、減る分、それから新しいものは増える部分そういったことの差し引きで決まってくるので、すいません一概にはちょっとと言えないですけれども、そういう状況です。以上です。
議長	次、11ページ、軽自動車税続き、項4市町村たばこ税、項5入湯税、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税。
5番議員	5番渡邊です。入湯税についてお聞きします。ガトーキングダムなんかはガトーキングダムは、これだけ6年度比500万以上上がるということですが、なぜ八峰の湯は前年度と変わらないのか。単純な疑問なんですが、お願いします。
総務課長	はい。すいません。予算上のお話ということで、全体的には決算、例えば令和5年の決算については、変わらないということ、大体今1200万ベースということで、予算と同じ程度を見込んでいるということでございます。ガトーキングダムにつきましては、大変混雑状況というか予約状況を聞いても、かなりお客様来ているという方向ではあると聞いています。その程度ですけれども、伸びているというのは理解ができるかなと考えております。
5番議員	はい、ガトーキングダムがね、それだけっていうのもわかつてるんですが、すいません八峰入浴料は上がってると思うんですが、入湯税はこのままでいいですか。もう1回すみません。
産業建設課長	お疲れ様でございます。先般温泉委員会の方もやったんですが、八峰の湯もお客様は伸びているということなんですが、支出の方も伸びております。っていう中で予算はこのような形での掲載させていただきまして、7年度の最終決算を見てちょっと話をしたいというふうに思ってますが、いわゆる計り知れない、今年度何でこんなに増えたのかなっていうこともございまして、的確に入湯税を、増えた分入れてやるということが適當かどうかっていうことに考えますと、現状維持で上げさせていただいたということです。
6番議員	6番です。今の関係ですけど、18ページの方の入浴料こっちは入浴料ですね、入浴料は増えてるんですよね。だから、予算上というかこっちは増えててどうして11ページの方の入湯税の方は増えないのかという、そういう質問だと思うんですけど。

産業建設 課長	はい、次ですから入場客が増えれば全てが増えるかということでなく、中にはいろいろな形で入湯税をとらないお客様に来ていただくこともありますんで、すいません要は最初に言った通り入湯税については前年並みで取らさせていただいたということだけです。
6番議員	はい、入湯料と入湯税はリンクしていると思うんですけど、入湯料の方は106万ほど増えてるんですよね。なのに、入湯税の方は増えていない。ということことなんんですけど
産業建設 課長	ただ、だから前年並みに計上したということで申し訳ございませんが、これ入場者数に入浴料にリンクさせた入湯税を記載しろということだと思いますが、ちょっと予算上はこういうふうに作ったということです。
議長	<p>次、12ページ、項2自動車重量用世税、項3森林環境譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金。</p> <p>13ページ、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金。</p> <p>14ページ、ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金。</p> <p>次、15ページ、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金、款13分担金及び負担金、項1分担金。</p>
6番議員	はい。6番です。地方交付税の関係でお聞きします。昨日の説明の方で地方交付税留保額の方が少し減ったというような説明で、特別交付税の方は増えたという、そういうご説明だったと思うんですけど、これ少し減ったとは言えないと思うんですけど、少し少なすぎないか。ちょっと少しではないのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか？
総務課長	はい、お答えいたします。15ページの説明資料の内容説明のところで、その説明ということでございます。金額にすれば1990万円ということですので、すみません適切な言葉ではなかったかもしれません、留保額は2700万円ということでございます。以上です。
6番議員	はい。やはりちょっと大きいかなと思うんですね。やっぱり事業と関係があると思うんですけど、事業やりすぎというか、予算規模が大きすぎるのではないかというふうに思うんですけど、そのあたりどのように考えているかお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。全体的な考え方になろうかと思います。長期振興計画の中でもご意見をいただいたわけですけれども、実施したい事業、課題、数多くある中で先送りもできない。そういう大きい事業、それもや

	つぱり実施していかなければならないということですので、なるべくその実施に向けて予算組みをしたという結果でございます。以上です。
議長	次、16ページ、項2負担金。 17ページ、負担金つづき、款14使用料及び手数料、項1使用料。
6番議員	はい、6番です。生活環境費の使用料の関係で住宅使用料ですけど、前年度に比べると47万4000円減っているということなんんですけど、これはどういうように見たらいいのか、空室があるのか。どういうことでしょうかお願いします。
町民課長	はい、前年度の当初と比べまして、今年度の今現在の入居状況というものを加味しまして予算をつけておりますので、空き状況もしくは所得によっての増減というところも加味しまして、積算をしてございます。
6番議員	そうすれば使えない部屋があるとか、そういった理由ではないということでしょうか。
町民課長	はい。使えない部屋、今ここにございますけども、その他住宅53戸の中の旧千曲荘でありますとか、そういう古い住宅については今現在入居者が退去した場合につきましては、募集はかけないというような形であります。
6番議員	もう募集をかけない部屋が出てきているということですので、やはり建て替えを計画すべきではないかと思うんですけど、お願ひします。
町民課長	はい。確かに今住宅についてもかなり老朽化ということと、築年数が経っている住宅もございます。その中で順序立てた中でやはり建て替え等を計画していかなければいけないというふうには考えておりますので、また来年度からそのような形で計画的なものを立てながら、古い住宅から建て替えていくというような形を計画したいというふうに考えております。
5番議員	はい、5番です。すみません16ページに戻っていただきたいでどうか。申し訳ありませんが、衛生費負担金の生活環境衛生費負担金、小海高校のスクールバス運転手負担金なんですが、改めて負担はどこがしているのかと、1日2回でこれだけかかるのかちょっとどのようにいろいろあってかかるとは思うんですけど、もう少し詳細がわかれればというか教えていただきたいんですが。
町民課長	小海高校スクールバスということでございます。小海高校につきましてはこの負担というか料金をいただいているところは、小海高校を支援する会、こちらからいただいておるところでございます。今現在は朝1便でありまして、夕方も1便というような形であります。実質その運転に係る運転手の入件費分ということでいただいているところでございます。現状で

	すが朝は2便ですね、すみません2便です。7時半と8時ということで2便出ております。8時には現在もう1台足らなくて、民間の業者さんに1台頼んでいる。通常の路線バス、溝の原線がそこに一台足しているというような状況でございます。夕方につきましては一応町営バスの溝の原線とスクールバス1台というような形で運行しておりますが、来年度につきましては小海高校からの要望で4時の次の5時ですかね、5時についてもスクールを走らせたいということでございましたので、今回来年度についてはもう1回増えるということで、その分予算的には人件費分が膨らんでいくというような形でございます。
議長	18ページ、使用料つき、項2手数料。 19ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金。19ページほかに。 20ページ、項2国庫補助金。
5番議員	はい、5番です。お願いします。3目衛生費補助金の清掃費補助金ですね。国の方とですね、23ページの県の補助金の方には合併浄化槽の設置そのまま載ってるんですが、こっちの国の方がそっくり消えてしまってるんですけど、6年度は33万2000円載ってたんですが、これはどういうことなのか、お願いします。
町民課長	はい。合併処理浄化槽の県国の補助金につきましては、3年スパンということで申請の計画を立ててございまして、その中で申請した中で前年度その前の年の中で浄化槽の補助金等が多くもらった場合は、その後年で調整していくというような形がとれるということでございますので、今年度国の補助金につきましては申請をせずにというような形で、今回は計上しなかったというところでございます。また来年度から新しい計画ということで立てていくというような状況でございます。
議長	ほかに20ページ。 21ページ、項3国庫委託金、款16県支出金、項1県負担金。 22ページ、県負担金つき、項2県補助金。 23ページ、県補助金つき。 24ページ、県補助金つき、項3県委託金。 25ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売払収入。 26ページ、款18寄附金。款19繰入金、項1特別会計繰入金、項2財産区繰入金。 27ページ、項3基金繰入金。款20繰越金、款21諸収入、項1預金利子。
6番議員	はい、6番的整です。27ページ、基金の繰入金ですけど財政調整基金、財

	調の関係で充当先が全然わからないということを毎回何か言わなきゃいけないのかなと思うんですけど、やっぱり起債と同様に、やっぱり明細を明示すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか？
総務課長	はい、お答えいたします。充当先をということで表も作成をね、させていただいてはいるんですけども、考え方として一般財源扱いとしてというようなことを考えておりまして、ただ充てる先はわかりますので、そのような表については作成はすることはできます。以上です。
6番議員	はい、ぜひ委員会の方に提出していただきたいんですけど、お願ひします。
総務課長	はい、ではそのようにさせていただきます。
議長	<p>27ページ、ほかに。</p> <p>次、28ページ、項2貸付金元利収入、項3受託事業収入、項4雑入。</p> <p>29ページ、雑入つづき、項5延滞金加算金及び過料。</p> <p>30ページ、款22町債。</p> <p>31ページ、町債つづき。</p> <p>ここで、11時10分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時02分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>32ページ、款1議会費。</p> <p>33ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時10分)</p>
3番議員	はい、3番篠原哲雄です。この33ページのですね、防犯カメラ設置費用というところで122万1000円予算計上されてるわけですけども、今年度は何台ぐらい設置する予定なのか。それともう一つちょっと私思うのは。児童館および子育て支援センターですね、そこで増築なり、改築するわけですけど、特に子育て支援センターは、外からもプライバシーの関係で入れるというような形になっておりますので、その辺のところの防犯カメラの設置というのも必要ではないかなというような感じもしているわけなんですけど、その辺もちょっとお聞きしたいと思いますんで、お願ひします。
総務課長	はい、お答えいたします。ここで防犯カメラの関係で計上をさせていただいているのは、区からの要望があった場合にそれに答えるというような考え方で計上しております。これまでの防犯カメラにつきましては、町の方で当初に16ヶ所、平成のころ30年だったと思いますが20台ほど設置しております。各通学路、児童の通学路を主に設置したということで、今篠原議

	員おっしゃられる場所の近くにも設置はされている部分が、町の中に近いところ川東も川西も、例えば総合センターですとか楽集館の駐車場ですか、小海側でもいくつか駅に近いところ、JRの小海駅の前ですとかいたるところに設置はされております。今年度というようなお話ですけれども、本間地区の今回村上団地の入口、国道からの入口、ここに設置1台それから親沢ですけれどもここに1基に設置しました。以上でございます。
5番議員	5番です、お願ひします。33ページ職員等活動費の委託料の中、基幹系システム標準化対応のご説明もありましたけれども、次のページに説明もありますけれども、全国の自治体が対応する必要があるということはわかるんですが、この標準化とは一体何がどういうふうに標準化されるのか。ちょっとわからないんですけど、小海町にとってどういう効果があるのか、ちょっとわかりやすくご説明お願ひします。
総務課長	はい、私もちよつと明確な答えになるかどうかということですけれども、認識の中で言いますと、例えばですけれども住民票に打ち出される項目、各項目、そういうものが統一される。またその項目を打ち出す場合、紙にしてしまえば何も変わらないのかもしれないですけれども、データとして標準化という面もありまして、そういうものを打ち出す、例えばこのA社のソフトを使うとこういう形式、それを別の会社が使うものに転用できなっていうようなものがこれまでだったんですけども、そういったデータが自由化するようなイメージ、町にとってどうかというと、それほど見た目も何も変わらない部分ではありますけれども、国が進めるそのDX化の中の一つの事業として、これ戸籍についてもやはりやっているわけですけれども、そのような認識でいます。一応10/10ということで、国にみてもらえる部分ということで実施をしております。以上です。
議長	ほかに33ページ。 次、34ページ、一般管理費つづき。 35ページ、目2財産管理費。 36ページ、財産管理費つづき。 37ページ、目3広報費。 38ページ、目4企画費。
5番議員	はい、お願ひします。企画費、地域おこし協力隊関係なんですが、ワインのお2人は、ワインの方は農林っていうことでお聞きしてそうなんですが、で今年度か、もう1人ノーマンズというか、ワインの方採用されてその方は協力隊ですよね。非常にわかりにくいので、協力隊がどれだけこ

	にいらっしゃってどういう活動してるかっていうのがちょっとわかりにくいくらいっていう。ちょっとそもそもなぜワインは農林の方へ分離したのか。ここに一覧で出ないのかちょっとそこからお願ひします。
総務課長	はい、お答えいたします。昨年度は昨年度といいますか6年度ですね、今年度まではこの企画の中でワインブドウに関係する協力隊もここへ計上をしておりました。全体を見るという意味では、確かに分離してしまうとわかりづらいというようなことになってしまうのかもしれませんけれども、分けたことも一つのご意見をいただいてということで、ブドウに関係するものは農林、まとめてというようなご意見もいただいた中でこのような予算づけにした次第でございます。もう1名ブドウの関係の協力隊へ継続する者は農業振興費ですね、農業を5款の農業振興費に計上されてます。これは1名分ということでございます。合わせまして、企画費と合わせての協力隊ということでございます。以上です。
5番議員	はい、あとはですね空き家については、何かもう既にホームページで募集をしているのを拝見したんですけど、うん、あとその多文化もご説明し、昨日の説明ありましたけど、ちょっとやはりわかりにくい。もう一度、もう少し細かいというか、詳しく何かあるのなら教えていただきたい。お願ひします。
総務課長	はい、空き家につきましては、令和6年度の今年度の事業で今議案の調査等をしております。実際に空き家と言われる利用されていないものがあつて、それに対して今度その所有者にアプローチして貸せるものなのか、売れるもののかっていうことを詰めて、結局はそれを利活用のできる物件になるかどうかを調査するものでございまして、まだ継続中でございます。そして、多文化共生の協力隊の話にまた戻るわけですけれども、協力隊の多文化共生、だんだん国際化といいますか、小海でいいますと農業者として働いて、働く方々が一番多くございます。あと建設業ですか、サービス業でも、一部製造業でも従事していただいております。年間ピークで160から70名ぐらいが小海の今の水準でございます。こういった方々、もう少し広い範囲でいきますと南牧や川上につきましては、もっとずっと多い800人とか、そんな数字が来られていると。最近の傾向として、今までには実習生というような研修扱いが多かったわけですけれども、今度は日本でいうか住む場所、働く場所としてきてるそういう傾向に変わっていくと。ゆくゆく皆さん、修了者の皆さんの中のレベルに応じて家族も一緒に日本で暮らすことができる。そんなような仕組みになっていきます。それに応

	じて、今度は住所を置いて生活するにあたって住みやすい、もっと周囲の人との交流を持てる。そういう環境の良い場所にしていく必要があるというのが、多文化共生の内容です。お互い外国の方々であってもお互い尊重し合って、対等な関係で相互に理解をし合いましょうというような内容が多文化共生ですけれども、こういったところで、そういった方々も何か交流する、その周囲の方々との交流ができる、就労している場所以外でね、そういった場所を作っていくことが、こういった今の流れの背景ということでございます。以上です。
5番議員	また委員会でと思いますが、ちょっと今ご説明の中で聞き違いだったらあれですけど、空き家については継続中ということでしたけど、今回このホームページを拝見すると、新しく令和7年から、2月20日から3月20日募集受付期間1名で、空き家活用した植物工場エディブルフラワー栽培の管理運営とかそういうことが書いてある。そのことはどういう。
総務課長	お答えいたします。先ほどお答えしたのは、今の空き家の調査の業務のことで、この協力隊のね、協力隊の空き家対応、今度はその利活用のため活動するための協力隊でそれを募集しているという、ホームページの関係はその募集の関係でございます。以上です。
議長	36ページほかに。 次、39ページ、企画費つづき。 40ページ、企画費つづき。
3番議員	3番です。先ほど渡邊委員の方が出了ました、100DIVEのREVIVE事業ですかね、空き家を使った。これ先日の中でも植物工場というような説明があつたわけですけども、それで説明の枠の中でですね、空き家の活用と収益性のある食用バラ栽培の実証実験を始めますということで、これ空き家を使った、もう一度確認なんですけども、植物工場という形でいいんですよね。それとこれですね植物工場実際にやる場合には、前も100DIVEで鞍掛豆とか、そういうことをやってきたと思うんですけど、また新たにこういった委託先を募集の人たちを募集して始めていくのか、またこの食用花ですねエディブルフラワーですけども、その辺のところのどういった内容で進めしていくのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。40ページの100DUVE事業委託。ここにREVIVE事業で提案された空き家の活用ということなんですけれども、昨年10月にその提案をされたと、五つのグループの提案のうちの一つ。最も実現性が高いというような評価をさせていただいて、ここに至るわけですけれども、空

	き家活用ということも一つに成果となりますし、それから宅内での花、花の栽培、宅内植物工場というような提案でございますけれども、それは、もう現実的にそういったことを実施している場所もありますし、職員も見に行って実態を見ている、そういう職員も言います。食用の、この場合は食用の花ということでございました。それを確実にその生産をして、買い受ける場所ももう決まっていて、どんどん規模拡大をしていきたいというようなところがあるようとして、それに乗るというような形でこれを空き家活用をしてみたらどうかということで、今進んでおります。この事業委託の中には、実施していく人、やっぱりその業務を担ってくれる人がいなければいけないということもありますし、先ほどのお答えの中にもあった空き家の活用には、協力隊も必要ということで募集しているわけですけれども、この業務にも関わっていただいて、うまく進むようなことをしていきたいというふうな考えでございます。以上です。
3番議員	はい、ありがとうございます。ちょっと私も確認しようと思ったんですけど、先ほどの空き家の協力隊とですね、これ非常にタイアップしてるのかっていうのもちょっと聞こうと思ったんですけど、今総務課長から説明があって、それとですね、こういった植物工場っていう形の発想の中でですね、ちょっと私の前に勤めた会社の関係もちょっとやってたりもしたんですから、実際金額的に棚だけで140万という、最初の取っ掛かりがということでこのぐらいの金額で実際できるのか。今後の中ですね、だから先も含めて今の説明だと、かなり売れてくっていうような発想を持つてるようですが、確かに光熱電気代とか水とか、この後ちょっとかかってくると思うんですけども、その辺始めたところなので見通しもあるでしょうけども、実際の中でどのくらいの年数の中でこれを見極めていくのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。
総務課長	はい、このREVIVEというグループの提案なんですけれども、絵に描いた餅ではなく、本当に本気で各企業の中で手を挙げてもらった方が真剣に取り組むということで、実現性のあるものを提案の中から五つありますし、その中の一つだったということでございます。これらそれぞれもちろん小海の空き家、空き店舗は見ているわけですけれども、提案される植物工場と言われるもの、そこももちろん視察もしたり現状を見極めた上でということで、現実的にもう始まっていて、規模を拡大したいというような話もされているようで、小海にも主にやってる方々、役員さんだったと思うんですけどもこちらに来て、基本、屋内ですから、気候にしばられると

	いうようなことではないんですけども、LEDのね照明を使ってあとは温度管理ということですので、多少は気候も関係あるんですけども、それはこのあたりであれば近いし、流通の関係もいけるなというような話も聞いた上で、実現性が高いということで事業を、実施ぜひしていきたいと。もしこれがね、いいということであれば農業面でも一つ見通しが立つことになるのかということで、実施してみたいということでございます。以上です。
3番議員	はい。そういった中で総務課長言うには見通しのある事業だということで、確かに町の特産品っていうか、そういう形にも一つの数が増えるんじゃないかなとは思いますので、ぜひちょっとこれ成功するような形ですね、進めていっていただきたいと思います。以上です。
6番議員	6番的整です。今の続きといいますか今の関係ですけど、REVIVEグループからの提案だということで実現性が高いという話だったんですけど、今のお話を聞いてると、これ業務を担っていく人というのは、協力隊というふうに今受け止めたんですけど、協力隊に委託をしていくということなのか。ちょっとこれ委託料っていうことなので、その辺お願ひします。
総務課長	はい、お答えいたします。協力隊にはまだゼロからのスタートということになりますので、進めるにあたって人手は必要ということですけども、ゆくゆくこちらの予算計上100DIVE事業ということがありますけれども、これはこの事業を実施していくのに必要な人材も確保したいっていうことで、そういった方々の会にしていただくような募集の仕方をして、それで将来的にも関わっていただく。そういうことを想定したこの事業でございます。以上です。
6番議員	はい、将来的にということなんんですけど、委託ということなのでやっぱり今ざっと聞いただけではちょっとどういう事業なのかということがわかりづらいので、これ資料請求したいんですけど資料になるようなものがありますか。
総務課長	はい、まだこれからということですけども、今現在で持ち合わせているものはご用意させていただきたいと思います。
11番議員	はい、篠原伸男です。関連していることで地域おこし協力隊のあれなんですけど、説明資料の38ページの辺のところにトータル的に2900万、一般財源で出てるわけですけども、駅、多文化、空き家、駅、多文化、空き家、こういうものをもうちょっと細かい説明資料ないのこれ。駅にいるのは駅にいる人だろうと思うし、多文化は何、空き家は何。それからまた委託料

	<p>のところで憩うまちかいろいろ出てるんだけれども、もうちょっと説明資料らしい資料を出してもらわないと、予算書とそんなに変わりねえじゃねえかなっていうのを感じになってきたんですけど、この辺のところどうなんですかね。委託料のところでも1296万7000円、憩うまちって書いて書いてありますけどどういうことと、それから協力隊の募集委託料も今まで200万だと思ったら、一気に300万に100万も上がったりしているんですけども、それからさっきの100DIVE、そのところも実際550万出てますけど、収入もいくらか見ているわけですから、その辺のところをもうちょっと細かい資料、さっき的確議員もあれしましたんですけど、出せるもんだったらって出していただければ、我々もくどい質問しなくて済むんで一つご配慮をお願いしたいと思います。</p>
総務課長	はい、お答えいたします。協力隊の活動の内容ということですけれども、駅、多文化、空き家それぞれの業務、どんなことをする、していくのかということだと思いますので、今の段階でできるものを作成させていただきます。
議長	次、41ページ、目5地域振興費、目6積立金。
5番議員	はい。5番です。お願いします。地域振興費ですけども、去年度あった地域活性化事業20万円、確かに当初のときに制度化するっていうことをおっしゃったと思うんですけど、どこへ行ってしまったのか。制度化っていうことは要綱はないのか。ちょっとどうなってるのか。お願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。これ地域振興費で予算づけされてました。今渡邊議員おっしゃられるものですけれども、ちょっと場所につきまして、9款の方へ予算付けを、ありました。100ページに社会教育の関係の説明資料ですけれども、その社会教育の上の中に、地域活性化活動支援金ということで載せさせていただきました。利用したしていただいた団体もあったわけですけれども、その内容的な判断から、公民館活動の関係に近いということで。9款の方へ移させていただきました。以上です。
5番議員	100ページにあるということで、社会教育の方へ行ったということで、要綱はどうなってるんですか。
総務課長	はい、お答えいたします。要綱は昨年度予算計上する前に作成をし、利用する方については、その要綱に基づいて申請をしていただいた次第です。
6番議員	6番です。すみません。40ページの委託料の関係ですけど、障害者高齢者等住まいの整備測量委託ということで500万載っているんですけど、6年度当初の予算で社会福祉費の方で計上した、100万円の福祉住宅計画委託

	のその成果はどうだったのか。障害福祉施設等検討委員会も開かれたわけですけど、そういう成果と併せて説明をお願いします。
町民課長	今年度町民課の方に100万円ということで、グループホーム、町営住宅というような形で調査計画の予算を持ちまして、今年度につきましては町内の設置場所というようなことで検討したり、また今現在どのような高齢者が町におるかということで、高齢者人数や障害度、その他について調査研究する。その中でまた高齢者についても、今現在町営住宅、その他でどのくらいいるかというようなことを、データ資料に基づきましてコンサル会社に委託して調査の結果をまとめていただいたというような形でございます。その中で場所につきましては、候補地等を選定した中で、今現在の土村の高台の部分が一番設置するには良いのではないか、というような結論に至ったというような形でありますし、その中で障害者の度合い等について今現在ですと、日中支援型というところまでは行かず、ある程度障害の低い方を入居させていく住宅というような形で設置していくというようなことで、調査をまとめて概要資料等にしてました。その中で来年度に向けては、まちづくりというような部分の補助で申請していく这样一个中で、担当課の方は総務課でありますので、そちらの方へ予算等をシフトしたというような状況でございます。
議長	ほかに、41ページ。 42ページ、目7総合センター運営費。 43ページ、目8駅運営費。 44ページ、項2徴税費、目1税務総務費。 45ページ、目2賦課徴収費。 46ページ、項3戸籍住民登録費。 47ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、目2参議院議員通常選挙費、目3小海町長選挙費。 48ページ、目4小海町議会議員一般選挙。 49ページ、項5統計調査費、項6監査費。 50ページ、負担金等交付団体の概要。 51ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費。 52ページ、社会福祉総務費つづき。 53ページ、目2老人福祉費。
6番議員	はい、6番です。すみません、53ページの養護老人ホームの関係ですけど、昨日少しご説明の方あったんですけど、社会福祉法人の方に民営化に支援

	ということだったんですけど、もう少し詳しくというか、社会福祉法人から民営化ということなんで独立採算だと思うんですけど、その辺の支援ということから、支援というふうに書いてあるんですけど、ちょっとその辺の説明をもう一度お願ひします。
町民課長	はい、こちら載せてございます特別老人ホームの負担金ということでございます。佐久広域の方にということになりますが、今現在豊昇園、塩名田苑という2施設につきましては、広域の方で運営しているというような状況でございます。この施設につきましては、今まで赤字的な経営の状況でありますし、基金を取り崩しながら運営してきたという状況でございますが、その基金もなくなってきたというところで、来年度ですね、7年8年度につきましては各広域市町村で負担をお願いしたいというような形での要望がございました。またその中で、7年8年の中で9年度より法人化して独立採算の形で運営していくという形になるということでございます。またその部分につきましても、設置準備につきましては広域の方でまた負担をお願いしたいというようなことをお願いされている部分、また塩名田苑・豊昇園が老朽化しているということもありまして、新たに建て替えも計画しているというような状況でございまして、それにつきましてもまた負担をお願いしたいということありますので、その分につきましてはまた広域の方から負担金をお願いされるというような状況ではあります。いずれ9年度以降、法人化した中で運営していく中では、赤字補填等はなくやっていくというようなことで説明は受けております。
6番議員	はい。昨日もですね、今後も続くという話をされたんですけど、今建て替えもあるということの中で、何と言っていいのかこれまでにもこうみの里とかもあったと思うんですけど、今後そういうことが必要になってくるときにこうみの里もそういうことがあり得るのか、建て替えとか今後、ある時、建て替えだけじゃなく、ちょっとその辺り、どのように考えているか、お願ひします。
町民課長	はい。今現在こうみの里につきましては、長野会の方で行っておりますので、またその中で建て替えその他があったときには、また長野会の方との協議にはなるかもしれません、いずれ今のところは長野会の方での運営と管理をしているというような状況ですので、まだそこら辺までは深くはまだちょっとわかつてないというようなところでございます。
6番議員	広域からということなので、今の説明だと思うんですけど、総額とか負担金負担基準がどうなるのかっていうところを、また知らせていただきたい

	と思いますが
町民課長	はい。ちょっと今負担金の総額等についてはまだ手持ち資料がございませんので、また委員会の方でもありましたら資料を出したいというふうに思っております。
議 長	53ページほかに。 次、54ページ、目3やすらぎ園運営費。 55ページ、目4心身障害者福祉費。 56ページ、心身障害者福祉費つづき。 57ページ、目5あゆみ園運営費。 58ページ、項2児童福祉費、目1保育所費。 59ページ、保育所費つづき。
5番議員	はい、お願いします。59ページの説明欄のところに今年度7年度、広域受託1人広域委託4人とあるんですが。すいません広域委託4人はどこに計上されているのか。お願いしたいんですが。
子育て支援課長	はい、お疲れ様です。計上というのは、委託料ね。はい、すいません。18の負補交のところの幼児教育無償化施設利用負担金というところに入っています。
5番議員	はい。ということは4人だと1人400万円っていうことになるんですが、それでいいですか。
子育て支援課長	はい、それぞれの園で多少上限はあるんですけども、今回ちいしば保育園の方で2名行くということで、そちらからのを見た分がございます。
議 長	次、60ページ、目2児童措置費。 61ページ、目3児童館運営費。 62ページ、目4結婚推進子育て支援費。
5番議員	はい、お願いします。62ページですが、在宅育児応援支援事業、これ新規長振で説明ありましたけど、昨日何のご説明もなかつたんですが、これ要綱の提示をお願いしたいんですけど。
子育て支援課長	はい、全協のとき資料ということでお出しします。
議 長	次、63ページ、結婚推進・子育て支援費つづき。 64ページ、負担金等交付団体の概要。 65ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費。 66ページ、目2予防費。 67ページ、予防費つづき。

	<p>68ページ、目3保健事業と介護予防の一体的実施事業費。</p> <p>69ページ、項2生活環境衛生費、目1生活環境衛生総務費。</p> <p>70ページ、目2塵芥処理費。</p> <p>71ページ、目3し尿下水処理費。</p> <p>72ページ、目4住宅管理費。</p> <p>73ページ、目5町営バス運行管理費。</p>
5番議員	はい、5番渡邊晃子です。お願ひします。町営バス運行管理費で維持関係費ですが、バスの運転手さん10名分増えている、昨年度の当初から比べて195万増えてるんですが、タクシーに移行していくという中で、これはどういうことか、ちょっと全体像をね、改めてご説明をお願いしたいんですが。
町民課長	はい、バス運営費でございます。実際に人件費のところ若干増えておる。これはまた会計年度職員、年度更新する中では昇給等人件費が上がりますので、その分の増額というふうになってございます。また今タクシーとの兼ね合いというところになりますが、今現在ですと昼間のバスの運行についてタクシーの方の利用をお願いしているという状況ではございますが、やはり今現在の課題となりますのが、朝晩のスクールの運行でございます。当町のようにやはり放射線状の地形でございますと、バス路線多くなってございます。その中でやはり朝晩の通勤通学の利用のためのバスの運行というのは、なかなか減らせない部分がございます。そこに対してはかなり、今の状況ではバスを運行しなければならないというのが現状でございますので、この部分の委託その他でできないかというような部分はこの間の交通政策審議会でもお話ししましたが、その部分が7年度以降、どのように持っていくかということを、また検討委員会の方でも議論していただきたいというような形でお願いをしてるところでございます。ここの朝晩というところに一番費用的なものがかかるてきているという部分でございますので、またここ7年度以降の検討・実施していく課題というふうに考えてございます。
議長	<p>74ページ、負担金等交付団体の概要。</p> <p>ここで1時まで休憩といたします。</p> <p>(とき 11時59分)</p>
議長	<p>(とき 13時00分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>75ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、負担金等交</p>

	付団体の概要。 次、76ページ、目2農業振興費。
11番議員	はい、11番です。100DIVE関係費ってどこ出ておりますけれども、この100DIVEっていうのと先ほど企画振興のところに出てた、なんだっけ花、食べる花作るそちら同じ人たちという解釈でよろしいですか。
総務課長	はい、同じものでございます。今ここの76ページにございますのは、過去の100DIVEの事業ということで、そこで提案された鞍掛豆の関係の事業がそのまま継続しているというような意味合いでございます。以上です。
11番議員	そうすると食用の花作りというのも5人で、という解釈でよろしいわけですね。
産業建設 課長	はい、別のグループがやることになります。
11番議員	そうすっと100DIVEという組織は、どういう組織で何人いてあれしているだい。
総務課長	お答えいたします。元々この事業ですけれども、100DIVEという関係、総務省系の事業ですけれども、核になる方々がいて、そこにあるテーマを決めて、それに対して集まってくれるような募集をして、そのテーマに沿った形で募集をして、集まつた人たちにグループ分けして各事業の提案をしていただく。そんなような制度としてそこに小海町が参加して、当時はこの鞍掛豆の活用というような販売促進。そういうようなテーマで募集して事業を実施した、継続ということで100DIVEの事業名称を残しているということでございます。2款にございます先ほどの空き家対策の関係ですけれども、これは新たにまたこの関係のもの、この空き家対策をテーマに、花を栽培するということを目的に集まつていていただく方々を募集して、それをその方々に関わっていっていただく。そういう制度というか、そうですね制度として行っているものという認識でお願いします。
6番議員	はい、的確です。お願いします。今の関係ですけど、そうするとこの豆メイトとの関係はもう終了というか、今さっきの過去のものっていうような言い方をされて、決まったものの提案の中でやっていくということで、この豆メイトに関しては終わったという意味ですか。
町長	はい、この100DIVE・REVIVEにつきましては、総務省が行っておる企業の人材育成の一環であります。集まつていただく皆さんみんな一流企業の皆さんであります、その皆さんのが小海のために、例えば鞍掛豆の販売、あるいは促進をどうすればいいかということを、真剣に考えていただいた中の

	一つでございます。そして、鞍掛豆メイトは栽培をしていただきまして、提供していただくという皆さんでございます。それを缶詰にしたり、煮物したりというようなあるいはスープにしたりというような提案をいただきまして、それを実行していくのが町でございます。それから先ほどの食用の花の件であります、帝人という会社がございまして、そこから提案されたものでございまして、元々は蘭を作ってるわけなんですけれども、そっから発展したものということで、とにかく一流企業の課長クラスの皆様が集まっていたいただいて、小海のために考えていただいている組織でございます。それを実行するのは町ということで、豆と花とは全く別の事業でございます。
6番議員	はい。提案してもらったものを栽培して提供してもらうと。それでこれから実行していくのは町というそういう話なんんですけど、これ期限を設けてやるのか、ずっと町が主体的にやるのかちょっとその辺お願いします。
町長	はい、ちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。お集まりいただいた皆さんに、大体5チームぐらいに分かれるんですけど、総勢50名弱ですかね。集まっていたときまして、それでご提案いただくわけです。小海町にはこういうものが合ってるんじゃないかという、それは様々な発想と素晴らしいご意見の中で、その中の一つを選んで実行に移していくという企画でございますので、なかなか高尚な部分がございまして、我々がついでいけるかというようなものがあったんですけども、そういう発想の中をありがたく発想をいただきまして、町で実行していくという形でございます。
6番議員	その町の実行は期限を切って、その後民間がやっていくというふうに考えているのか、ちょっとその辺。
総務課長	はい、お答えいたします。各グループの発表の仕方なんですけれども、町が取り組むもの、それから提案の中で民間の組織を作っていくというような提案もございます。ただ、小海町にはそんなに簡単に広報して、民間の方々が集まるというわけにはいきませんので、入りとすると行政が先に手がけるというようなスタイルになって、今回のものとなっておるということでございます。以上です。
6番議員	はい。同じ76ページで、特産品の関係になりますけど、今と似たような話になってくるんですけど、町が豆とかそばを買い入れて販売するという、そういう今取ってると思うんですけど、在庫の関係がどうなっているのか。どこに収納して保管して、その受け入れと搬入の管理っていうのはど

	ういうふうになっているのか、お願ひします。
産業建設 課長	はい、そばにつきましては高根保育園の冷蔵庫の中に入っております。在庫管理は係の者がやっております。それから鞍掛豆スープですとかそういうものも、どつかの指摘されたんですが、在庫管理やっております。
6番議員	はい、そうすれば年度末に年度末の3月31日の現在として、在庫のなんかいうか目録というか、を作成しているのかどうか。お願ひします。
産業建設 課長	はい、あの、監査でも指摘された通り、在庫管理の年度末の数量とかは出ております。
6番議員	そうすれば毎年のこの決算書の物品欄に乗ってきてもおかしくないのかなと思うんですけど、そういう考えはないのかどうかお願ひします。
産業建設 課長	はい、そういう考えはありません。
議長	77ページ、目2農業振興費つづき、負担金等交付団体の概要。
6番議員	はい、6番です。今度はワイン用ブドウの産地形成事業の関係ですけど、これいつまで試験栽培を行うのか。まずその点をお聞きしたいと思います。
産業建設 課長	はい、5年も10年もやってるわけじゃないんですが、小海の目指すところワインの産地化ということで、銘柄ですとかそういうものがだんだん決まりつつあるところの中で、頃合いを見てこういうことも一本化していく、もしくは多品種で小海で合っているものを作っていく。というような形になるとは思うんですが、これといって期限を決めているわけではなく、こういうことをやってみようという、あの、今、栽培指導については中田さんという方にご指導いただいているんですが、小海にあったこういうものを、必要なときには、やっぱり試験栽培をやってみなければいけないということで、ちょっと柔軟に考えていただければというふうに考えております。
6番議員	はい、今のところ目途はついていないということなんんですけど、委託ということでワインブドウ栽培委託料という形で載ってきてて、今推進することなんんですけど、これは委託ということなので、どこに委託するのか。
産業建設 課長	はい、地域おこし協力隊のワインに栽培に携わってきた方2名が、今年度で卒園というか卒業になるんですかね。そして独り立ちでやっていくんですが、今の予定ですと将来に向かって小海町に残っていただけるということの中で、この人たちの今まででは地域おこし協力隊の報酬とかあったんで

	<p>すけども、これからは独り立ちしていくということで、ではこれからこの2名の方、長谷川くんそれから中村くんという2名の方なんですが、せっかくワインブドウを勉強したということで、これから小海を広めていくためのここに書いてある通り栽培委託ですとか、推進事業、そういうものを委託して、小海を産地化していくという方向にいくということで、予算を計上させていただきました。これについては、まだ単費でやるところの事業なんですけども、今町挙げての地方創生事業でワインプロジェクトの事業を推進しております。その中でこういう事業が国の地方創生第2世代の交付金の中で採択されれば、ちょっと補正をお願いしてもう少し小海を産地化させるため、そしてワインの生産ができるようなそういうプロジェクトを地方創生の中でやっていきたいということなんですが、またこれも採択されれば補正でお願いしたいというふうに考えております。</p>
6番議員	<p>はい。長谷川くんと中村くんに引き続きやってもらうっていうことはもちろんね、いいことで、それを応援しなきゃいけないんです、委託という事業で本当にいいのか。彼らは自分たちでやっていこうと思ってるんじゃないかなって思うんですけど、そうであればやっぱり彼らに組織みたいのを作っていただいてもらって、補助っていう形で個人に出すっていう方式の方がいいのではないかと思うんですけど、そういった考えはないのか。お願いします。</p>
産業建設課長	<p>はい、お聞きするところによりますと、4月から会社を立ち上げるという中で、その会社に委託をしたいということでございます。そして地方創生の第2世代の交付金がもし採択になった場合にも、そういう法人ですか、これから進めていく事業体に委託するということは全然OKなことなもので、そういうふうに進めていきたいというふうに思ってます。</p>
11番議員	<p>はい、11番です。委託料のワインブドウ栽培委託料393万6000円、それから160万ですか。これは会社に立ち上げてやるからそちらの方に委託するという解釈でいいわけですよね。ただ上の地域おこし協力隊を見ると、この人たち一般財源あれだけ519万からかかる。これが2人で会社を起こしたから他に儲け口があれば別ですけども、この550万ぐらいで2人受けてやってくれるのかどうか。それともう一つ、その上に遊休農地対策事業170万ってありますけど、これは一体どういうことをやることなのか。</p>
産業建設課長	<p>はい、75ページに載っているこの地域おこし協力隊は、昨年ノーマンズに加入されました高山さんっていう方の報酬でございます。そして、これはあと2年ありますのでこのままやっていくと。それで先ほど言いました長</p>

	谷川くんと中村くんにつきましては、これで地域おこし協力隊ではなくなるもので、委託を出していくということの中で、これだけのお金で足りるのかということなんですが、先ほども申しました通り第2世代の交付金、地方創生で小海町のワインプロジェクトを横展開、3年でやっていくという中でいろいろな事業がございます。要はマーケティングの関係ですとか、広報、それからプランディング、ワイン栽培のいろいろな活動ということを地方創生の中の事業でやっていきたいということで考えてますので、これからもし採択された場合には、補正で委託していきたいというふうに考えております。それからもう1個遊休農地の事業で対策事業でございますが、これはちょっとお待ちください。ワインブドウの消耗品ですか、農業資材ですか、消耗品関係でこういう遊休農地を解消していくということで計上させていただいております。
11番議員	はい、遊休農地で消耗品どうのこうのってわかるんだけれども、こちらの事業区分見るとワイン用ブドウなんだよね。ワイン用ブドウに限られたところの需用費として挙げられているから、遊休農地対策事業と私はブドウの木でも買って植えてやっていくのか、それでそれをまた下の委託料の中にしている長谷川さんたちに任せてやっていくのかなというふうに解釈したわけですけれども、今までかなりの本数を植えてる中で単純にただ消耗品だけっていうことが具体的に話しされなかつたけども、これ以降はブドウの木、苗はもう町では増やしていかずに、この人たちが会社を起こしてしてその人たちがやっていくという解釈でいいのかな。そうすると、この下のところにあるワイン用ブドウ施設設置補助の200万ってのもわかるんだけれども、町が金出してやったところをこの人たちが請け負ってやるからといって、施設補助というのはいささか疑問を持たざるを得なくなってくるんですけども、その辺の遊休農地対策事業というのは、もうちょっと具体的に何か話できないんですか。
産業建設課長	はい、例えばワインブドウ用の施設通設置補助というのは、何て言うんですかねワイヤーを押さえる柵ですか、柱ですかそういうもので1アール当たり5万円で上限200万という補助がもう制度化されているもので、そちらの方の補助事業。そして今度は遊休農地なんですが、ブドウを作ったりすると、薬品ですかいろいろなものがかかるべきます。そういうものを予算化しておかないと駄目だということで、計上させております。なもんで、遊休農地はワインブドウを植えて遊休農地を解消していくという、ちょっと特化したあれなんですが、そういうふうに進めてい

	るということでございます。
11番議員	言葉尻を捕まえて言うわけじゃないけれども、遊休農地って書いてあるからね。これワインとか何とかの物があれていれば、これ遊休農地じゃないんだよね。私は逆に遊休農地を活用する対策ということから、また苗でも購入して、それでこれをまたワイン栽培を広げていくのかなと思ったわけですけど、だからワインの木のことかなと思って。それからこんなワインブドウ施設補助ということで確か、去年のあれのときに出された小海町ワイン用ブドウ栽培設置事業補助金要綱に合わせて、1アール当たり5万円ということで補助率は別としても出すということですけれども、そうすると今これから町が委託しようとしている前の地域おこし協力隊の長谷川さんたち2名が、新たに自分の土地を借りるか何かして、そこに新しい自分たちでワインの木を植えて、そしてそこに対するワインを支えるワイナーか、そういうものを補助するということで、この人たちも町の委託だけ以外に会社を起こして独自でブドウの栽培を始めると。そういうことの解釈してよろしいんですか。
産業建設課長	すいません、私の説明が悪くて、あのワインプロジェクトは長谷川くんたちのための補助とかっていうことでなく、その小海町に広げていってもらうノウハウを伝授してもらいたいということで、いろいろなところにワイン畑を作る。その栽培したいっていう人に対する補助も入っています。これで地方創生とかそういうものが採択されれば、ワインの苗も構想的にはこの長谷川くんたちが作った会社に一旦入れてもらって、そこから促進してもらっていくような形をとるのかな。いろいろと採択されるとされないでちょっとあれが変わってきますんですけども、そんなような形でノーマンズ、長谷川くんたちのための事業でなく、町全体のワインブドウの事業だというふうにお考えいただけるといいかと思います。
議長	3回終わってますのでまとめてください。
11番議員	町全体にそして広めていくところは私は大変いいことだと思います。この人たちがね、行政がやるにしては珍しく、まだ採択されていない事業に対してのワイン用ブドウの施設の補助まで早くも200万も継承してくれてあるだから、大変積極的に取り組んでくるなといいように解釈しておきます。ワインのプロジェクト振興会議というのは、昨年いただいた資料でいくと10名ぐらいいると。その人たちとともに、この人たちがワインを広げていくという解釈でよろしいわけですね。
議長	次、78ページ、目3畜産振興費、負担金等交付団体の概要。

	79ページ、目4農地費、目5山村振興事業費。
9番議員	はい、9番小池捨吉です。土地改良のところでもってですね、県営の畠地帯総合土地改良ということで、小海原の負担金※印の1と2とあるわけですけれど、これは同じ管路で小海原へ上げていくという解釈でいいわけですね。それと、※印の1と2は補助率が、%が違うということだけで分けてあるんですかね。
産業建設課長	はい、見た目には同じ地区への畠かん送水という事業に見えるんですが、※印の1というのは小海原の圃場内、書いてある通りですね。そしてこの2番のここに地域防災減災事業ということで、千曲川の両岸ですとかああいうところは危険防災関係で、事業が二つにわかれているということで、補助率も違ってきますし、中身の町の負担金も変わってくるということでこういう計上の仕方です。事業の進捗なんですけども、皆さんにも迷惑かけたんですが、今年度やっと松原湖駅の下の踏切横断の推進が終わりまして、これから両端、そしてだんだん橋、箕輪橋の横に水管橋をかけて登っていくという形で、まだまだこれ先が長い事業なんですが、そういう事業と今小海原の畠地の中では配水池、それからそこから進めていく。そして道を農道を広げたりとか、排水の関係とかの工事も並行してやっている状態です。以上です。
9番議員	はい、そうするとですね、これ上人沢から八ヶ岳のゴルフ場のところまでということですが、これは上人沢の方は災害にあって、ある程度はできて途中までやったですけれど、それより下のところ。要するにゴルフ場のところまでということだけれども、あの辺まではちょっとできるじゃないかと思いますが、その辺はどんなふうに思いますかね。工事の方が、ある程度上下の方が進んでるというふうに理解していますが。
産業建設課長	※印の1に書いてある上人沢から旧八ヶ岳の高原ゴルフ場の手前までっていうのは、今年度やる予定でなっております。一部、はい。
9番議員	なんていうか質問の仕方がどう変わるかどうかあれですが、いずれにしろそこには上人沢から下ってきてゴルフ場に行くんだと思うんだけれど、水源のタンクありますよね。あの辺からかなり下までできると思いますけど、その辺は前の課長辺りがよく知ってるじゃないかと思いますけど。
総務課長	はい、ちょうど工事を実施しましたのでお答えいたしたいと思います。今言われる、小池議員さん言われる分岐の水槽というか排水配水池です。一部南牧側に使われる分水槽というのがありますて、そういうところからずっと芦平の方面まで、その管路についてはもう更新の工事は終わってご

	ざいます。まだ上流、一部上流の水管橋の塗装工事ですか、そういうものが残っているということでございます。
議長	次、80ページ、項2林業費、目1林業振興費。
3番議員	はい、3番篠原哲雄です。この林政アドバイザーの件にちょっと聞きたいんですけど、今期でですね任期が終わるということみたいなんんですけども、来期7年度もですね、中部森林組合の方からの派遣というか、そういう形で来るのか。予算見ると去年までは500万円だったんですけども、来季370万というようなことになってるわけですけど、その辺のところがどんな形になってますかね。お願いします。
産業建設課長	はい、今年度で現在の林政アドバイザー終わりということで、この森林管理制度から始まって、いろんな事業をやっぱり林政アドバイザー必要だということで、県の林務部にお願いをしました。そしてご紹介をいただいたのが林政アドバイザー、新しくくる方なんですけども、今まで森林組合を通してはいたんですが、事業をやっている業者さん個人でやってる業者さんなもんで、今度は委託で直接その業者さん、個人事業主さんにお支払いするという形でやります。それで、この財源については特別交付税70%措置の事業でやらさせていただきたいと思っています。
3番議員	はい、それじゃ森林組合を通さなければ130万も安くなったという形になるわけですかね。と理解していいですかね。
産業建設課長	それで一つ言い忘れましたが、委託費なもんで総額で委託をするんですが、一応目安的には52週あります週3日間の委託をお願いしたいというように考えております。
3番議員	はい、それじゃ今まで常勤ですね、ずっといたわけで、いろいろ森林のこととか伐採に関してですね、ちょっといろいろとこのアドバイザーという形の中でいろいろ聞くことができたわけですけど、今、週3日の勤務ということになると、いろんな面でそういった部分で支障が出るんじゃないかなと、今私ちょっと聞いたところだよね。だからそういうところ3日間しか役場にいないってことになるとね、そういうことが非常にちょっと支障が出るんじゃないかなというような感じをするわけですけど、これはそのまま3日間っていうような形で行く予定ですかね。
産業建設課長	はい、本当に言われる通り、現在林政アドバイザー、他にもいろいろな仕事をやっていただいて大変に助かっておりましたが、今回県の方とも話した中では林務に関わる事業もっとなんだ、樹木森林に対して詳しい方を配置した方がいいよということで、今回お願いしたわけなもので、その個人

	事業主の方、例えば倒木処理ですとか、そういうことまで手がけられるとということで週3日で少ないんですけども今回も雪もありました、倒木いろいろあつたりとかそういう処理もしていただく、それからその他にも鳥獣の関係ですとかいろいろなことをお願いするんですが、実を言うと3日ぐらいでどうだっていう話できたもんで3日でいいですということで、これ以上あの日は変えられるんですけども、週3日ぐらいの目安でいきたいというふうに考えております。
6番議員	はい、6番です。今の話と関係あるのかないのかわからないんですけど、林業振興費の委託料の林政アドバイザーの左側に書いてある森林経営管理事業業務委託料。これはどういった内容なのか、委託先はどこなのか。ということをちょっとお願いします。
産業建設課長	ちょっと待ってください、これにつきましては、これに関しましては森林管理制度、いわゆる今伐採を迎えている木の樹齢期を迎えている木ですね、計画的に切ってしていくと。それでの、今年も始めるんですけども、この馬流地区のこの上の国道からちょっと上がったところの木をどういうふうにやっていくっていうときに、個人の持ち主とかいらっしゃいますので意向調査、このお持ちの森林どうしますか、っていうことで意向調査をするわけですね。それで町に管理を任せるよとか、自分で管理していくっていうご判断をいただいて、そして伐採をしていくということで、それにつきましては、今相続とかそういうものが大変な時期で自分の持っている山林ですかそういうことがわからない相続人の方もいらっしゃいますて、そういうところに測量とか精密測量をしまして、そういう個人地の森林をどうしますかっていう調査をやっていく中で、こういう測量ですかこういうものを委託していくという事業でございます。信州大学とベンチャーで築いた精密測量さんっていう測量会社さんです。
6番議員	それとですね、林政アドバイザーの上の森林活用環境保全業務委託ということなんんですけど、令和6年度、前年度の12月補正の中で310万というのが補正であったと思うんですけど、なんだっけ、丸紅とかって言ってたと思うんですけど、その進捗状況はどのようになっているのかお願いします。
産業建設課長	Jクレジットの関係なんんですけども、賛否両論あるんですけど、業者さんに丸紅さんに委託してやっていきたいということで進んでおります。あの自分たちでやった方がいいよっていう考え方もあるんですけども、委託していくというかたちです。

6番議員	進んでおるという、そういう今あれだったんですけど、12月補正です。補正しました。はい。それで、この120万で足りるのかっていうことを聞きたかったんですけど、どうでしょう。
産業建設 課長	今年度全事業をやるんじゃなくその準備段階もありますので、その部分の委託料ということでございます。
議長	次、81ページ、目2県有林受託事業費、目3林道費、負担金等交付団体の概要。 82ページ、款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費、負担金等交付団体の概要。 83ページ、目2観光費。
9番議員	はい、小池です。一般観光費の関係でもって、白駒の池の遊歩道補修ということですけれど、これは場所的には白駒の池を一周する方の方ですかそれとも駐車場から湖水とか白駒の池行く方の話ですかね。
産業建設 課長	はい、すいません。恥ずかしい話で把握しておりませんので、調べて後で報告させていただきます。
9番議員	なんていうか、白駒の池もですね、佐久穂と小海でもって管理するようになっていると思いますけれど、いずれにしろなんていいうか、白駒の池を一周する方のね、ぐるぐると回る方、あっちの方を少し整備した方がいいじゃないかと思いますが、いずれにしろ何て言うか、遊歩道ということありますもん、駐車場から池に行くんじゃなくて、湖水一周する方を少し整備した方がいいじゃないかと思います。
産業建設 課長	はい、場所についてはちょっとわからないんですけども、毎年佐久穂町さんと境界が決まってないということで、喧嘩してるわけじゃなく共同で周遊の遊歩道、それからにゅうに向かっていくところの木道、それから駐車場から池に行く道。というのを計画的に見て佐久穂町と共同でやってますので、ちょっと場所について把握してなくて申し訳ございませんが、一応そのように池の周りの歩道も順次やっていきますので、よろしくお願いたします。
議長	83ページ、ほかに。 次、84ページ、観光費つづき。 85ページ、負担金等交付団体の概要、目3国際交流センター運営費。 86ページ、目4松原湖高原観光交流センター運営費。 87ページ、松原湖観光交流センター運営費つづき。
6番議員	はい、87ページの食堂管理運営費の関係ですけど、食堂業務用材料費とい

	うことで12ヶ月分載っていますが、支出し収入の方から考えると原価率が46%というような計算になってくると思うんですけど、以前40%を目安としていきたいというようなことを言ってたと思うんですけど、どう捉えればいいのか、お願ひします。
産業建設課長	はい、40%を目指すということで頑張っている。その目標値が40%ということですが、この間温泉委員会の方でね、ガトーキングダムさんの支配人さん来られましてね、確か43%ということをおっしゃってて、限りなく40%に近いんですけども、我々は当初からずっと40%っていうことはなく、43%、45%で、現在中には46%ぐらいで推移しているという中で、もしその40%といった私の言葉がいけなければ、目標にしているということで、ご理解していただければというふうに考えております。40%にするということは食材をケチるということになってきますんで、そういうことも含めてちょっとみんなで考えていきたいというふうに考えております。
6番議員	今運営委員会の話が出ましたのでちょっと聞いたところでは、6年度の関係で在庫整理をしたという話があったということですが、その在庫の管理というのがどういうふうになっているか、その辺りお願ひします。
産業建設課長	はい、これはなんだ、温泉が開所してからずっとの話なんですが、私も開所した頃にそこの支配人やってたんですが、お恥ずかしい話ながら在庫管理というものをずっとやってきました。ここにきて物価高騰、それから食材とかそういうものもかなり毎年値上がりてきてているという中で、これは在庫管理をしなければいかんぞということで、専属の職員をつづけて、厨房の人間なんですが、在庫管理をするようになったのが10月からでございます。ということで今後こういうこと食材を管理していくと、無駄がなくなったりということで、これからずっとやっていきたいというふうに考えております。
6番議員	はい、それと合わせて棚卸もね、できてなかつたっていう話を以前あったと思うんですけど、棚卸の方はどうする、どうなるか、お願ひします。
産業建設課長	もちろん在庫管理をやるということは、棚卸もするということで、しっかりと料理長を中心にそちらの方もやらさせていただいております。
議長	次、88ページ、松原湖観光交流センター運営費つづき。
6番議員	はい。88ページのセルフオーダーシステムの関係ですけど、昨日の説明では早い対応と間違えない対応。そういうことに力を入れていきたいというかこれ、これで解消されるような話をされたんですけど、これ入れると、毎年毎年おそらく800万ぐらいかかってくるかなという、そういうような

	計算になってくると思うんですけど、それだけかかってもメリットがあるのか、ちょっとその辺りどう考えているのかお願いします。
産業建設 課長	はい、よく言われるのがね、こんなに赤字を取ってねどうするんだとか、もうそもそも年4000万、5000万の赤字を抱えてね、だったら最初からやらなくちゃいいね、業務です。なんだけども、そこには町民の福祉ですとか、観光事業を踏まえた中で、運営を頑張っているという中で、多分わかつてもらえないかとは思うんですけども、本当に人材。今年温泉の中で3名の方が、まず道の駅ができて辞めていかれました。そして、中には笑顔で対応できない方とか、やる気がないものっていうのは去っていきました。3名です。っていうことで、そこに対する募集をかけても人がなかなか集まらない。5年後10年後を見据えたときに、要は人間がオーダーを取るということも、おもてなしの心から言うと大切なんですが、要は配膳、それから下膳等が回らないときもございます。ですから国はDX化を進めて云々かんぬん言うんですけども、こういうところをできるところからやっていくということで、将来働き手がいなくなるっていうことも見据えながら、機械化をしていくということは大切なことではないかという、これは役所でもどこでも同じだと思うんですけども、それが効果があるのかどうなのかって言われますと、人材がいなくなってくることに関しては、やっぱり必要なんではないかなというふうに考えております。
6番議員	はい、毎年4000万、5000万の赤字が今出てるんですけど、それに加えてさらにこの800万というのも乗つかつてくると、もちろん働き手の問題はあると思うんですけど、その働き手ね、笑顔で対応できないとかやる気がないとかっていう話もありましたけど、そういった何ていうか、会計年度任用職員の話だと思うんですけど、労務管理はどのようになっているか、誰がやっているのか、お願いします。
産業建設 課長	労務管理は役所から行っている人間がやっております。
議長	88ページ、ほかに。 89ページ、松原湖高原観光交流センター運営費つづき、負担金等交付団体の概要。 90ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、負担金等交付団体の概要。 91ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費。
9番議員	はい、9番小池です。その除雪融雪の関係ですけれど、これは除雪もそ

	ですし塩カル散布もそうですが、これ指示はどういうふうにどっからどういうふうに出てるか、ちょっと教えてもらいたい。
産業建設 課 長	毎年春先に全ての除融雪業者さんをお呼びしまして、例えば積雪でしたら5センチ以上に出動してくださいと。そして融雪については、気温が、路面の状況等で凍結に至らない状況で出ていただくというふうに取り決めをしまして、その基準に従って各業者さんが除融雪をする路線が決まっておりますので、そこを出ていただくということでございます。そして、みんなが出勤するとかそういうときにやっていたんでは全然意味がないもんで、大変なご苦労をいただいているんですが、明け方早くからお願ひしている状態でございます。
9番議員	はい。それではあれですね、いずれにしろ、業者に要するに業者におまかせということということで、理解していいわけですね。
産業建設 課 長	はい、あの、おまかせっていう言い方がちょっと適切かどうかわからないんですけども、そういうふうに会議を開いて依頼をしているという形で、全ての役所の建設係の職員がお任せしているわけではなく、現場の様子を見ながら倒木があったりそういうときには全て必要ということでお願いしますんで、おまかせという意味がちょっと違うと思うんですが、そのようにしております。
議 長	92ページ、目2道路改良舗装費
5番議員	はい、5番です、お願ひします。92ページ道路橋梁事業費の中で、昨日ご説明で高岩本間線支線2号線について道路整備に入っていくっておっしゃったんですが、ちょっと長振の関係で、長振の方では村上団地道路拡幅改良176万円でしたか。出てたと思うんですが、それは載せない。それはいいんですか。
産業建設 課 長	道路橋梁費の公有財産購入費の中に、川久保八那池線、それから高岩本間線支線2号という、この高岩本間線支線2号というのが、地籍につきまして佐久穂町分さんなんんですけども、住宅のところから高岩橋の方に行く道路を拡幅したいということで、まず用買をかけまして順次進めていきたいというふうに考えております。
議 長	93ページ、道路改良舗装費つづき、項3都市計画費、目1都市計画事業費。
5番議員	お願ひします。都市計画審議会についてですが、委員の報酬1回分ですがこれでいいのか、まずそれを。
産業建設 課 長	はい、今年度補正でお願いした都市計画審議会、これについては公園の事業です。公示するための審議会ではなく、県との協議の結果をご説明差し

	上げる都市計画審議会を今年度1回。そして来年度説明会だ公聴会等やりまして、それを経た後に都市計画決定をしていくということで、この一応審議会の開催1回を計画しております。中部横断道の関係ですとか、その他のことはちょっとまだ先が見えませんので、そのたんびに補正をさせていただくということでございます。
5番議員	はい、今年度1回っておっしゃいましたけど、これまた5号補正で補正かかって、計3回分になってると思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。5号補正でかかってますが。
産業建設 課長	あの1回、実際的には1回3月に開く予定でございます。
5番議員	5号補正確認していただきたいんですけど、3万6000円から10万8000円になってるんです。3回分、12月に出てる。今もう3月6日、1回分でおっしゃったけど、3回どうするんですか。
産業建設 課長	はい、私的には1回分の審議会のあれだと思ってたんですけども、1回しか予定してなかったもんで、そもそも都市計画審議会、令和2年頃から1回も開かれてなくて、今回やるということで補正を差し上げたということないですが、中部横断道の関係のやつは開いておりません。
6番議員	6番です。補正で出たときに、中部横断道の関係はやらないと、そういう話でした。今の話だと思うんですけど、3月にもう1回じゃない、1回開くということですか、この議会の後に。
産業建設 課長	はい、その通りです。
6番議員	はい、都市計画ということなので、その下の公園整備の関係ですけど、この関係で開くということなんんですけど、公園基本設計660万で開発行為の許可申請概算設計1100万ということなんんですけど、この間には詳細設計とかも入ってくると思うんですけど、本当にこのあれでできるのかどうか。お願いします。
産業建設 課長	はい、これもですね地方創生交付金、第2世代の交付金を活用した事業にしたいということで考えております。それには交付申請という形が7年度に始まくるんですが、そのときに必要なものが概算設計でございます。ただこれで全協でもお示しするんですが、公園の中身、どこに遊具をつけてどこにどういうことをするかっていうのはこれから議論なもので、それを7年度にやっていく中で、概算でこういう形にしていくという中で考えております。地方創生、第2世代交付金が交付された暁には、そ

	の詳細設計に入っていきたいというふうに考えてます。それからこの開発行為なんですが、開発をする行為の中身によって、いらないところもあれば必要なところもあるということで、大体公園の整備このぐらいかかるんだということで考えておりますので、ちょっとここら辺の流れも県国との話し合いの中でどういうふうになっていくかを、今後していきたいというふうに考えております。
3番議員	はい、3番です。92ページへちょっと戻りますけども、先ほど言った川久保八那池線、高岩本間線の支線2号の道路改良の件なんですけど、これちょっと道路用地の購入だけなのか、今年度の長振とか見ますと2000万くらいの予算の予定になってたわけですけど、土地の購入だけで実際の工事はかからないわけですか、その辺どうですか。
産業建設課長	いろいろな予算の関係で、この本体工事につきましては、補正をさせてお願いしたいというふうに考えております。
3番議員	補正で本体工事に入るという確認でよろしいですかね。
産業建設課長	はい。
議長	94ページ、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費。
9番議員	はい、小池です。防災マップの関係だけど地区防災マップがまだできていない地区はいくつあるでしょうか。
町民課長	はい、地区防災マップですが、今年度東馬流と土村地区を作っております。あと残りにつきましては馬流区と溝の原区のみというふうになります。
9番議員	はい、防災マップわかりました。それから、その下のね宿渡の、要するに防火水槽の関係で40m ³ を1個作るということで、現在あるのを撤去するようになってるけれど、宿渡はちょっと水がないと思うもんでも無理に壊す必要はないと思いますが、新設は新設でやったとしても、古いのをえらい壊すことはないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えますか。
町民課長	こちらにつきましてですが、この新設の防火水槽につきましては、今現在の防火水槽につきまして、土地所有者より移転をしていただきたいという申し入れが区の方にございまして、そのため新しい防火水槽を新設すること。またその土地所有者につきましては、新しい防火水槽ができる際には原状復旧していただきたいというふうな要望が区の方からもございまして、そのための費用でプラスになってございますし、また更地にしなければいけないというふうな取り決めて実施するというふうに計画しております。

議 長	95ページ、目2常備消防費、負担金等交付団体の概要。 96ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費。 97ページ、目2事務局費。
3番議員	はい、3番です。教育総務費の中の南佐久中学校部活運営委員会負担金131万1000円が7年度計上されているわけすけども、今年度、令和6年度のですね、実績というか内容を教えていただきたいのと、令和7年度の予定としてはどのような形で進めていくのか。もう一つは文化系のですね、人たちの形もどのように進めていくのか。その辺を聞かせていただきたいと思います。
教育長	はい、中学校の部活動の地域移行。最近は地域展開というような形で言葉を変えてきているのが実態でございます。中学校の部活動を地域移行するということは、学校側から何か離れるというようなイメージが強い。ですから地域展開をして、地域全体で部活動を支えていくというような捉え方で動いていきたいという内容でございます。そして、令和6年度の状況ということですが、令和6年度につきましては、夏の大会前に、3回平日であります。そして、それが終わりまして、新人戦それに向けて2回郡内の中学校でそれぞれの部活が場所をそれぞれの学校へ設けまして、チームとして練習をしてございます。その他に、休日、日曜日であり、土曜日か日曜日どちらでありますが、24回実施をしたという内容です。競技についてはサッカー、男子バレー、女子バスケ、その他個人競技があるという内容でございます。そして来年度につきましては、休日40回、大体部活動は連休明けから始まりまして、2月いっぱい程度を目安にしておりますので、ほぼ毎週地域展開をした形で部活動を実施をしてまいりたいという考え方でございます。そして文化系については、というご指摘もございます。中学生の部活動といいますと、イメージ的に体育スポーツ系がイメージされるわけですが、これは文化系、吹奏楽、その他のものも同じであります。ただ、美術とか、そういうことについては個人の部分もありますが、専門の先生にも教えてもらえる。そして吹奏楽については、極端に部活に興味を示している子が少ないというような学校については、共同で実施をしてまいりたいということであります。そして予算的には前年度66万5000円から倍額の131万1000円と増額をしてございます。そういう中であります、令和9年に完全に移行するというようなイメージでありますので、予算的にもプラスになる要素がたくさんあります。ですから今度は個人の負担、そういうものを求めていく方向になるんではないかと。例

	えばその個人の負担については、それぞれの傷害保険、そういう掛け金800円程度であります。そういうものだと、それぞれ町村が協議をして、なるべく足並みを揃えた中で進めるべきだというふうに考えております。以上でございます。
3番議員	細かくありがとうございました。そういった中でちょっと私個人の負担という今傷害保険の方はあれになるでしょうけども、送迎とかそういうのは町のバスとかそういったので休日なんかでも町のバスがそういうのを使われているのか、保護者が送り迎えをしているのか。いろいろ新聞なんかの報道でもあると、親の負担がかなりかかるというようなことが報道されてるわけですけども、そういった中で、今後完全に地域移行されたとなれば、そういった親の負担軽減のですね、補助的なことも考えていかなきやならないんではないかなと思っておるんですけど、その辺についてはいかがですかね。
教育長	はい、保護者の負担につきましては、まず地域移行・地域展開をするにあたって、今度は指導者を地域の皆さんにお願いをする。外部の指導者、そこには中学校の先生も入るわけでありますが、それは希望の先生であります、強制的に全員がその指導者に登録するわけではございません。したがいまして、例えば練習試合に行くバス。そういうものについても、指導者、大人が一緒に乗車できる場合は、現在のような体系をとることも考えられますが、引率者がいない、そういう場合はまた今後協議をしていく必要があるんではないかということでございます。そして、練習会場が例えば小海町から南牧へ移ったとか、佐久穂へ移ったとかいう場合については、公共機関の利用促進という観点からも、JRを利用していただきまして、JRの運賃代をそれぞれ年度末に精算をして支給をするという形で、微々たるものかもしれませんけど、保護者の負担を軽減できる政策を考えていくという内容でございます。以上です。
3番議員	はい、ありがとうございました。ちなみにこれあれですかね、南佐久6町村の負担金というのはどのぐらいで総額どのぐらいになるのか。もしあれでしたら聞かせていただきたいと思うんですけど。
教育長	はい、郡の部活動の運営委員会の予算であります。本年度というか来年度、令和7年の予算規模で言いますと約1000万を予定をしております。令和6年度は700万弱でございます。負担金につきましては、どこの町村も前年に比べて倍、2倍程度であります。総額にしまして750万円弱という数字でございます。以上です。

6番議員	6番です。その下の就学援助費と特別支援の教育就学奨励費ということで、資料綴であったと思うんですけど58ページ。その関係の説明はどこでやるんですか。お願ひします。
教育長	はい。ただいまのご質問というかご指摘でございます。資料綴りの58ページ59ページをご覧いただきたいと思います。就学支援費の改正を行いました。対象者などにつきましては、同じであります。そして支給の金額、援助の金額を見直したものであります。これにつきましては文部科学省の示しております支給単価。これを参考にしまして一部は学級費、PTA会費、PTA会費などは実態に合わせた数字であります、国の示している単価によりまして見直しをさせていただいたという内容であります。中段というか上の表でありますが、改正前につきましては、1年生、2年生から5年生、6年生と、それぞれの枠でわかれています、学用品が1年生は1万2600円というような数字であります、改正後については、このように細分化をされております。学用品から始まりまして、修学旅行、新入学費を除きまして、一番下のオンラインの通信費、これは家庭でのオンライン学習の場合の通信費を想定しております。そしてこのような数字を示しております。修学旅行と新入学を除いた金額のトータルは7万8650円なるわけであります。そうしますと、改正前に比べますと、1年生で6万6000円ほどの増額、2年から6年で6万3000円ほどの増額となります。修学旅行については、2000円程度の増額。新入学の用品については、3万7000円ほどの増額ということであります。今回このように見直しをしまして、支援をしてまいりたいという内容でございます。そして59ページ、最後のページにつきましては、特別支援学級へ就学する皆さんの奨励費であります。対象となる皆さんには同じであります、改正前改正後は、先ほど説明を申し上げました内容でご覧をいただきますと、学用品からオンライン、修学旅行と新入学を除いた部分であります、1年生については2万2000円ほど。そして2年生から6年生については2万1000円ほどプラスでございます。修学旅行については490円ほど、そして新入学については1万5000円600円ほどプラスになるということであります。このような形で国の制度に準じまして対応してまいりたいということで、予算的には100と2000円を計上させていただきました70万の増額ということであります、よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。
6番議員	はい、ありがとうございます。これね、見ると本当に改正前と比べてすごくね、プラスになってきてありがたいなということなんですが、この金

	額見ますとすごく学用品だとかいろいろな用品にかかるてるんだなということが改めてわかったわけですけど、この対象者がここではね載ってるわけですけど、この対象者ギリギリの人とかもやっぱりいらっしゃると思うんですけど、世帯もそういったことへの対応みたいなことは考えているのか。ギリギリと言わずとも、対象者を広げていくという考えはないのかちょっとその辺りお願ひします。
教 育 長	はい、対象者につきましては小海町の場合は就学支援費、これについては前年度対象であって本年外れた方は、激変緩和という意味で2分の1を支給するという制度を従前から構築してましてそれを準じております。ただ、非課税者のちょっと均等割が非課税になってしまったとか、いろいろなパターンがありますが、これはこの就学支援、そういうものに限らず小海町の場合は非課税の方、そして町県民税が均等割割のみ課税の方、そのような形で言葉が適切かどうかわかりませんけど、低所得者世帯というような意味合いでいろいろな事業を推進しております。ですからどこかで線を引かせていただけなければならない。そこがその課税の状況ということで判断をさせていただくしか方法はないんではないか、ということを考えております。以上でございます。
議 長	98ページ、項2小海小学校費、目1学校管理費。 99ページ、目2教育振興費。 100ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費。 101ページ、目2公民館費。 102ページ、目3美術館運営費。 103ページ、目4音楽堂運営費。 104ページ、項4保健体育費 目1 保健体育総務費。 105ページ、目2小海小学校給食費。 106ページ、目3スケートセンター運営費。 107ページ、負担金等交付団体の概要。 108ページ、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、項2農林施設災害復旧費。 109ページ、款11公債費、項1公債費、目1元金、目2利子、款12予備費。 予算書に移ります。 予算書、8ページ、第2表地方債。 91ページから95ページ、給与費明細書。91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ。

	<p>96ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。</p> <p>97ページ、地方債に関する調書。</p> <p>98ページから99ページ、公債費元利償還明細書。</p> <p>その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
11番議員	はい、11番です。説明資料の29ページ雑入の中の障害福祉費返戻金623万、それで支出が55ページのところで468万となっているわけですけど、大変大きい金額が償還求められてるようですが、収入と支出の金額が違うからと思ってみたら、これは多分国の補助金、県の補助金、町の補助金で町内の事業者に補助を出したものじゃないかなと思うんですけれども、この補助金はいつ出したものなのか。それでこれだけ大きい金額を出してくるっていうのと、ちょっと町内の支出関係見たときにも大変じゃないかなと思うんですけど、原因は何なのか。これだけのものに対して、町をまた何かサポートする考えはあるのかお尋ねします。
町民課長	はい、お答え申し上げます。こちらにつきましては、町内ではございませんで、佐久広域内の事業者ということでございます。この業者につきましては、減算が行われたということでございます。こちらにつきましては令和4年から令和5年度分ということでございます。その分につきまして返還が求められるというところでございます。先ほど篠原伸男議員申された通り、この返還額が雑入で入ってきております。支出の方につきましては、国2分の1、県4分の1ということで返還をすることが決められておりますので、そちらの方へ返還するというような形でございます。今のところこれ広域内の事業者でございますので、小海町以外にも対象者おりますので、そこら辺小海町以外の市町村等のからみもありますので、そこら辺で補助するというかフォローしていくことも、また検討するような状況ではあるかもしれません、今のところは現状そういう考えはなく運営できるというような状況でございます。
11番議員	聞き慣れないけども単なる数字のミスかね。過剰に読み過ぎてて取ったつうこと、取ったつうとしたら失礼だけれども。よくだけどある手だよな、過剰に取ってって、後ではっきりわかつて返すというような形になってくると思うけど、これそれで小海町からも入所者がいるから、その義務の一端を負っているということで、佐久広域とかそういうものの公立的なものの施設じゃないということかな。

町民課長	はい、佐久広域の施設ではございません。民間の施設ということでございます。やはり事務処理的なところの請求のミスというような状況でございまして、その分返還を求められたということでございます。
11番議員	民間の事業者に対してこうやって払ってくと、障害関係ということだから大変だからということで多分あれしたんだと思うけど、これね一企業こうなった場合どうなるかっちゅうこともあるね。だからその辺のところもよく、ただ単に減算だ、勘定ミスだ、だけだっちゅうじやなくて、やっぱりシビアに金を出してく方はチェックしていかないと。また623万、これだけ小海町だけだったらともかく、佐久管内のとこより出していくというと相当な金額になってくると思うんだよね。その辺のところの佐久広域全体として対策っていうのは考えてあるんですか。
町民課長	はい、こちらにつきましては関係市町村が協議した中では、改善計画、その他等を常にその業者から出させて、それを計画についてちゃんとこちらで審議して、大丈夫かどうかということを把握しながらやっていく。これも定期的な計画の見直し等もあると思いますので、その点1回だけではなく、2回3回というような形でそういうものを出させた中でこちらでもちゃんとした所掌審議をしていくと、管理をしていくというような形で今行っております。
6番議員	はい、6番です。今回予算書の方に載ってないというか、人件費の関係なんんですけど、特別職で副町長の人事費を計上しなくていいのかということをお聞きしたいと思います。
総務課長	はい、お答えいたします。現段階でということで、説明資料では5ページに人件費関係も載ってますが、これは現状マイナスということで、現状のまま計上させていただいております。以上です。
6番議員	はい、ちょっとね、今の状況を見ててすごく大変だなと思うんですけど、昨年否決ということが決まった後、町長はですね、決まったことは仕方がないけど、早急に手立てを打つというふうに信毎に載ってたと思うんですけど、改めて人選考えることは示さないのか。ちょっとその辺りお願いします。
町長	はい、実際業務とすれば、相当ハードなものになっておりますけれども、年度末までしのぐと、いう覚悟でございます。
6番議員	年度末までということなんんですけど、7年度は大丈夫なのかということをお聞きしたいんですけど。
町長	はい、時機を見てまた議会の方にお願いするつもりでございます。

議 長	他にありませんか。以上で質疑を終わります。 ここで2時40分まで休憩とします。 (ときに14時31分)
-----	---

日程第15 「議案第23号」

議 長	(ときに14時40分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第15、議案第23号「令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。 歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1ページ、款1国民健康保険税。 2ページ、款2使用料及び手数料、款3国庫支出金、款4県支出金、款5財産収入。 3ページ、款6繰入金。 4ページ、款7繰越金、款8諸収入項1延滞金及び過料、項2雑入。 歳出に移ります。 5ページ、款1総務費、項1総務管理費、項2運営協議会費、項3趣旨普及費。 6ページ、款2保険給付費。 7ページ、保険給付費つづき。 8ページ、同じく保険給付費つづき。 9ページ、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分。 10ページ、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、項2保健事業費、款5基金積立金、款6諸支出金。 11ページ、款7予備費、負担金交付団体の概要。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
-----	---

(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。
-----	--------------

日程第16 「議案第24号」

議 長	<p>日程第16、議案第24号「令和7年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1保険料、款2使用料及び手数料、項1手数料、項2使用料。</p> <p>2ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金。</p> <p>3ページ、款4支払基金交付金、款5県支出金、項1県負担金、項2県補助金。</p> <p>4ページ、款6サービス収入、款7財産収入。</p> <p>5ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金。</p> <p>6ページ、項2基金繰入金、款9繰越金、款10諸収入。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>7ページ、款1総務費。</p> <p>8ページ、款2保険給付費。</p> <p>9ページ、款2保険給付費つづき。</p> <p>10ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費、項2一般介護予防事業費。</p> <p>11ページ、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業費、目2任意事業費、項4その他諸費。</p> <p>12ページ、款4基金積立金、款5諸支出金、款6予備費。</p> <p>予算書に移ります。</p> <p>予算書32ページから36ページ、給与費明細書。</p> <p>3ページ、33ページ、34ページ、35ページ、36ページ。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第17 「議案第25号」

議 長	<p>日程第17、議案第25号「令和7年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。</p>
-----	---

	<p>質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>歳入、1ページ、款1後期高齢者医療保険料、款2使用料及び手数料、款3繰入金。</p> <p>2ページ、繰入金続き、款4繰越金、款5諸収入項1償還金及び還付加算金、項2雑入。</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>3ページ、款1総務費、款2後期高齢者医療広域連合納付金、款3諸支出金、</p> <p>款4予備費。</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
--	--

(質疑なし)

議長	これで質疑を終わります。
----	--------------

日程第18 「議案第26号」

議長	<p>日程第18、議案第26号「令和7年度小海町簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。</p> <p>予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>3ページ、収益的収入。</p> <p>4ページ、収益的収入つづき。</p> <p>5ページ、収益的支出。</p> <p>6ページ、収益的支出つづき。</p> <p>7ページ、収益的支出つづき。</p> <p>8ページ、資本的収入及び支出。</p> <p>9ページ、キャッシュフロー計算書。</p> <p>10ページ、給与費明細書。</p> <p>11ページ、給与費明細書続き。</p> <p>12ページ、給与費明細書続き。</p> <p>13ページ、給与費明細書続き。</p> <p>14ページ、令和6年度貸借対照表（見込）。</p> <p>15ページ、令和6年度損益計算書（見込）。</p> <p>16ページ、令和7年度貸借対照表（予定）。</p> <p>17ページ、令和7年度損益計算書（予定）。</p> <p>18ページ、企業債償還計画。</p>
----	--

	19ページ、企業債年次償還表。 20ページ、簡易水道給水調査表。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第10 「議案第27号」

議 長	日程第10、議案第27号「令和6年度小海町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。 補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 6ページ、第2表繰越明許費、第3表地方債補正。
11番議員	はい、11番です。繰越明許の中で6款商工費、観光費、公園整備設計委託事業440万繰越ということですけれども、普通整備設計委託に繰越明許が出てきたということ、これ当初予算880万でしたっけ、そのうちの半分ぐらいということは、何か意図があつて440万繰越たわけでしょうか
産業建設 課 長	はい、ご指摘の通り、今公園を都市公園として整備する中で、県と協議をしています。で、場所決定ですとか、都市計画審議会に諮る前の事業をやっているわけなんですが、その都市公園の中でB/Cという費用対効果への検証を必ず1ヶ所、1B/Cということでつけなければいけないと、その事業検証するのに、場所だとかそういうことが決まっていない中ではちょっとできないということで、ノロノロしてるかって言われるとそうなんですが、それが場所が決まってそれからB/Cを行っているということで、繰り越しをさせていただきました。以上です。
5番議員	はい、ちょっと今のご説明で、その当初の予算では松原湖の観光公園整備設計委託だったと。それが今都市公園に変わってきているという中での、半分が繰り越しをされる。その当初の事業の何というんですかね、完成できない理由、今ご説明あったんですけど改めて契約の相手方、契約日なども教えてください。
産業建設 課 長	はい、事業がなされなかつたということでございますが、8月ですか議会でご説明させていただいたんですが、まず当初の計画の事業では過疎債が満額、予算では1億なんですが、全く配分がつかないということの中で、単費でやるにはちょっと苦しいということで、これから町の姿勢

	として職員一丸となって交付される補助金、そういうものを持ってきてやりましょうという中で、小海町については都市計画事業下水道だけですがれどもありまして、都市公園として公園を整備するのはいいんではないかということで県も後押しをしてくれたもんで、都市公園で公園を整備すると。っていう中でその中には遊具、ご希望の遊具、それから防災、拠点となる防災施設っていうものを整備したり、スポーツ公園、それから付帯設備の付帯施設のものを取り込んだ総合公園といろいろなものがありまして、そういうものを補助金、交付金を得てくるために都市公園という形でいくという中で、必ずいろいろな制約がありまして、緑の基本計画、それからB/Cっていうものをやっていかなければいけないという中で、本当に言い方悪いんですけども、単費で整備するんではなく補助金を使って整備したいということで、このような事業の形になりました。その経緯は9月の議会のときに説明させていただいた通りでございます。
6番議員	はい、今の関係ですけど、9月の全協の中でご説明は受けました。その中でアクロスさんと随意契約をしたということだったんですけど、契約日のこととかちょっととなかったのであれですけど、そこから環境設計にという、そういう説明もされたと思うんですけど、一旦アクロスさんとは契約を打ち切ったのか、ちょっとそのあたり、契約がどういうふうになっているのか、お願いします。
産業建設課 長	はい、アクロスさんとももちろん契約をしておりまして、公園に関わる用地測量をやっていただきました。確か280万ぐらいだと思ったんですけども、5月から8月ぐらいの工期で完了しております。そして、そのあと都市公園、先ほどもお話しましたが地方創生第3世代の交付金、第2世代の交付金を活用していく形、それから社会资本整備総合交付金等の掛け合せでやっていく中で、公園もまち作りという中で環境設計さんの方にお願いをして、基本の図面ですとか、そういうものをやってもらっています。それでB/Cということもそちらの方にお願いして、現在の形。工期は10月の確か15日頃の契約で3月の28日になっていると思いますが、これで繰り越しをお認めいただけるならば、工期の方の延長をしていきたいというふうに考えております。以上です。
6番議員	アクロスとのその契約は続くということなのか、一旦ここで出来高で打ち切るという、そういうあれではないんですかね。
産業建設課 長	アクロスさんはもう完了、8月とか9月だったと思うんですけども、前半で終わってお支払いも終わってます。それで何をやっていたか測量、公

	園の測量なんですけども、何をやるのにも事業に測量というのは絶対必要なもんで、これは環境設計さんの方にも引き継いでいただいて測量のデータとかを使わせていただくようになってますので、私的に言うと決して無駄になってないという形の中で、今後のデータに使わせていただきます。ただこれからのはつは県からも言われてるんですけども、ただなんだ、公園を整備するだけじゃ何も私達は支援しないよというふうに言われてますんで、要は公園もまち作りと同じで、こういうことをして住民のための公園。そして観光交流増やす。そういう公園にしていきたいということを、これから県と協議しながら中身を検討していって、あと説明会等もやりまして幅広くお声をお聞きしていきたいというふうに考えております。
6番議員	はい、今説明されたように、この当初の公園整備設計委託事業っていうものはもう丸々なくなって、それ自体はなくなって、今度都市計画の方に移ると思うんですけど、そうなるとやっぱりアクロスさん、今測量という話だったんですけど、やはりこれ一旦打ち切った方がいいじゃないかと思うんですけど。事業も別になるのかなと思うんですけど
産業建設 課 長	打ち切るとかそういうことではなく、一旦もう事業としては測量業務終わってますので、これで今アクロスさんの方とは、何もありません。でいいのかな。打ち切るっていうのはどういうことでしょうか。この繰り越しのB/Cについては環境設計さんの方にお願いしてますので、アクロスさんは全然関係ないというふうに考えております。
5番議員	やはりちょっと理解が追いつかないんですが、この当初では、当初の事業で上げてきてそれはアクロスさんとの契約だったと。それが環境設計さんに移っていく。それって、いいんですか。わからない。わからないです。ちょっともう一度。
産業建設 課 長	渡邊議員さん言いたいのは、多分1回そこで契約予算を落として、それでもう一度上げろっていうことなんんですけども、同じ場所のところから始まった都市公園整備。これいつだか話しました総合公園総合公園としてやつていきましょうっていうことになったもんで、そこも入ってるもんで、アクロスさんが最初にやった、あの温泉のこっち側のパーゴルフ場のところですね。そのところも入った総合公園として整備していくということで、実際には予算を1回全部落として、それでまた計上してっていう形をやれば良かったんだとは思いますが、測量の仕事と、環境設計さんはその基本計画を作る仕事で、同じ予算の中でやっています。それで9月に説明した通り都市公園ですね。整備していくという中で、アクロスさんのやつ

	た測量は、その公園内の測量をやっているということで完結して、はい、完結しました。
5番議員	完了したなら、それはその事業はそれで終わりでいいんじゃないですか。都市公園計画はそっちで新たなものとして、ちょっとやっぱりわからないのと、アクロスさんとのやはり契約書をちょっと拝見したいのでお願いしたいんですけど。
産業建設課長	あの契約書はお出しできますんで、どのようにすればいい、温泉の方にありますんで見に来ていただくような形でもよろしいですか。委員会でかしこまりました。
議長	<p>歳入、9ページ、款1町税、項1町民税、項5入湯税、款7地方消費税交付金、款9環境性能割交付金。</p> <p>10ページ、款11地方交付税、款13分担金及び負担金、項2負担金、款14使用料及び手数料、項1使用料。</p> <p>11ページ、使用料つき、款15国庫支出金、項2国庫補助金。</p> <p>12ページ、国庫補助金つき、項3国庫委託金、款16県支出金、項2県補助金。</p> <p>13ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売払収入、款18寄付金。</p>
5番議員	はい、すいませんお願いします。財産売払収入なんですが、水路の支払いゼロからなんんですけども、ご説明がなかったと思うんですが、ちょっとお願いします。
総務課長	はい、これにつきましては、馬流地区だと認識しておりますけれども、この水路の入れ払い下げ、使用していない図面上の水路ということで、それを払い下げたものということでございます。以上です。
議長	14ページ、款19繰入金、款21諸収入、項3受託事業収入、項4雑入。
6番議員	はい、6番です。14ページ雑入で、食堂収入はプラス200万ということなんんですけど、売店の方の補正はないのか。お願いします。
産業建設課長	ご覧の通りありません。あとこれ以上何答えればいいですか。
議長	<p>15ページ、雑入つき、款22町債。</p> <p>歳出に移ります。16ページ。款1議会費、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2財産管理費、目4企画費。</p> <p>17ページ、企画費つき、目5地域振興費、目6積立金。</p>
6番議員	17ページ、4目地域おこし協力隊の企業支援補助金が皆減なんんですけど、

	これ理由をお願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。これにつきましては、協力隊が3年の期間を終わったときに、次に自立するための支援する補助金ということなんですが、今回まだ今現在は身分は協力隊ということとして、今年度中に支出すべきそういう該当になるものがないということとして、7年度の中が必要があれば、ブドウの関係ですけれども、協力隊については対応するという考え方でございます。以上です。
6番議員	ちょっと記憶があれなんですけど、これ豆腐の関係ではないっていうことでしょうか。すいません。
総務課長	はい、すいませんお答えいたします。豆腐の関係当初から委託業務としてやってた関係で、委託して業務はなんというんですかね、新規起業ということに当たらないということ、そういう考え方とかそういうことになっていて、それでそちらの方には支出はできないものということでございます。
議長	18ページ、目8駅周辺運営費、項2徴税費、項3戸籍住民登録費。 19ページ、戸籍住民登録費つき、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目4心身障害者福祉費。 20ページ、項2児童福祉費、目1保育所費、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費。 21ページ、目3保健事業と介護予防の一体的実施事業費、項2生活環境衛生費、目4住宅管理費、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、目2農業振興費。 22ページ、農業振興費つき、目3畜産振興費、目4農地費、項2林業費、目1林業振興費。 23ページ、林業振興費つき、目2県有林受託事業費、目3林道費、款6商工費、項1商工費、目2観光費。
5番議員	はい、お願いします。すいません、農林水産費の方なんですが林業費。ここにはないんですが、先ほども出てきたことで、あれなんですが、やはりJクレジット。先ほどのさつきの森林活用環境保全業務委託310万円。12月補正で出てきたものを、先ほどもちょっと議論というか、ご説明ありましたけど、やはりちょっともう一度進捗状況をきちんとお知らせいただきたいんですが。
総務課長	はい、私の方からお答えいたします。渉外戦略、農林両方を協力して実施しているということで行っています。具体的には、結論として出ていないわけですけれども、町有林、主に町有林ということでございますけども、

	そういうデータをお送りして、どのくらいのクレジット化できるものがあるのか、またそのクレジットどのくらいの販売量が見込めるのか、そんなようなところを確認いただいているという状況でございます。以上です。
5番議員	3月の今そういう状況ということで12月補正で出てきたんですけど、ちょっとどうなってるのか、契約書をお見せいただけますか。提示をお願いできますか。
総務課長	はい、そうすればご提示させていただきます。
6番議員	はい、林道の関係ですけど、林道費の工事請負費、若干昨日説明があったんですけど、これ工法の変更があったとか、何かちょっとそういうような話だったんですけど、これはいつ判明したのか。どうしてこの12月の補正なのか、ちょっとその辺りの説明をお願いします。
産業建設課長	はい、場所なんですが稻子湯行くとこから大幹林道、本沢の登山口途中に崖崩れがあるとこがありまして、そこを工事したという概要でございます。竣工したのが冬の入る前の12月だったと思いますが、県の関係者の皆さん、それから竣工検査をやりまして、それから減額をとか、そういう精算をするんですが、林業コンサルタントのなんつうんだ委託料についても減額になったということで、これ12月の議会で出せればよかったですけど、ちょっと間に合わないということで今回の補正になったという。工事の概要については、あのいろいろと工夫をしていただいて、この網をつる支柱をかなり工夫して少なくしたということで、工事費が少し減ったということでございます。
議長	24ページ、観光費つづき、目4松原湖高原観光交流センター運営費。款7土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費。
6番議員	6番です。松原湖観光交流センターの運営費の中の役務費の関係ですけど、広告宣伝費ということでプラス62万ということなんんですけど、これは何を今から宣伝するのか、お願いします。
産業建設課長	はい、この広告宣伝費でございますが、来年度町の観光と一緒にになってやっているんですが、来年度の様々な事業のということで補正をさせていただいてます。中でも私達の町に関係あるかどうかわからないんですけども、野辺山でなんだっけ、あの探偵くんじゃなくて、コナンさん、コナンさんが来るそうですね映画で。舞台になるということで、そういうののところにのつけさせていただいたりとか、ということを観光と一緒にになってやっておりますので、ちょっと来年度の先行投資という形にはなるんですがやらさせていただきます。

6番議員	はい、とにかく来年度の事業ということなので、来年度でいいんじゃないかと思うんですけど。7年度の当初予算に載せるべきではないかと思いますがどうでしょうか
産業建設課長	その他にも定例の3月発行の小海線の旅ですとか、いろいろな雑誌のやつとかありまして、ちょっとそれ多く宣伝打っていきましょうということで補正させていただきました。来年度のやつも今から負担金とか、そういうのを徴収してお支払いしてやっていくもんで、ちょっとこれについては来年度というわけにはいかないということで、計上させていただきました。
6番議員	3月発行のということも今言われたんですけど、間に合うんですか。3月発行の今からでも間に合う。
産業建設課長	3月発行というのはすいません、4月発行ですね。申し訳ございません。それも来年度の発行になってしまいますが、雑誌というものはちょっと二、三ヶ月早く発行されるもんで、すいませんが今からやっていくということです。
議長	25ページ、項2道路橋梁費、目2道路改良舗装費、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費、目2常備消防費。 26ページ、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、項2小海小学校費、目1学校管理費、目2教育振興費。 27ページ、項3社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費、目3美術館運営費、目4音楽堂運営費。 28ページ、音楽堂運営費つづき、項4保健体育費、目1保健体育総務費、目3スケートセンター運営費。 29ページ、スケートセンター運営費つづき、款12予備費。 30ページから34ページ、給与費明細書。 30ページ、31ページ、32ページ、33ページ、34ページ。 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
6番議員	6番です。すいません、24ページの観光交流センターの関係ですけど、この中で財源の関係で食堂収入200万というのがあるんですけど、この中で温泉の食堂の原材料費の補正はないんですけど、これは十分たりてるということでしょうか。
産業建設課長	十分に足りているかと言われると、現状の実績を3月この時期に補正させていただいてということで、収入の方確信持つて、それで支出の方だけ出したのかっていうふうに言われちゃうとまたそれもあれなんですけども、一応現状に合わせる形で補正をさせていただいたということでござい

	ます。
6番議員	先ほど在庫の関係でも質問させていただいて、12月頃からでしたっけ、在庫の管理を始めたという。10月ぐらいから始めたという話だったんですけど、その関係で原材料が浮いてきたというか、そういう関係はないのか。すいません、在庫の関係が関係しているのか。
産業建設課長	それについては私もよくわかりませんが、だけど在庫をしっかりと管理するということは、無駄を省いたり、もっと言えばちょっと言いづらいですがね、営業目的以外に使ったりとかそういうことがなくなったりとか、いろいろなことでしっかりと予算に反映してくるものだというふうに考えてやってますので、やはり効果はあったんじゃないかというふうに考えております。
6番議員	先ほど現状の実績という話なので、これ今後の追加補正はないということでおいいのか、お願いします。
産業建設課長	追加補正がないって言ってもしあったらどうなっちゃうんでしょうか。これもですね、こないだ温泉委員会でも言わせていただいたんですが、2月3月のところの入場者数またちょっと補正させてもらってるんですね資料で。ということで何でこんなにちょっと人数、入場者数が増えてきたのかなっていう中で、ちょっと計り知れないもので専決もあるかもしれないということで、ご承知おきください。
議長	これで質疑を終わります。

日程第20 「議案第28号」

議長	日程第20、議案第28号「令和6年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。これから質疑を行います。補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。歳入、5ページ、款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金。6ページ、款6サービス収入、款8繰入金、項1一般会計繰入金、項2基金繰入金。 歳出に移ります。 7ページ、款1総務費、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費。 8ページ、目4施設介護サービス給付費、項2介護予防サービス給付費、目3介護予防住宅改修費。
----	--

	9ページ、介護予防住宅改修費つづき、項4高額介護サービス費、項6特定入所者介護サービス等費。 10ページ、特定入所者介護サービス等費つづき、款3地域支援事業費。 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

日程第21 「請願・陳情等」

議長	日程第21、陳情第1号及び陳情第2号についてを議題といたします。 陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会でお願いいたします。
----	---

○ 質疑終了

議長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
----	----------------------------

○ 常任委員会付託

議長	本日議題としてまいりました議案第8号から議案第28号、陳情第1号及び陳情第2号につきましては、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
----	--

(異議なし)

議長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託しますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
----	---

○ 散会

議長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。 今後の予定は10日月曜日、午前10時から一般質問を行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに15時33分)
----	--

<p style="text-align: center;">令和7年第1回</p> <p style="text-align: center;">小海町議会定例会会議録</p>	
「第6日」	
<p>* 開会年月日時 令和7年3月10日 午前10時00分</p> <p>* 閉会年月日時 令和7年3月10日 午後5時22分</p> <p>* 開会の場所 小海町議会議場</p>	
会議の経過	
○開会	
議長	<p>皆さん、おはようございます。今日は、一般質問であります。</p> <p>これからは、議場での一般質問がYouTubeで視聴できるようになりましたので、今までのおさらいですが、質問される方も質問の要旨を簡潔にまとめていただき、答弁される方も丁寧かつ端的にを行い、これからの方の質疑の手本となりますよう、期待をいたすところであります。</p> <p>なお、今日は8名の方が一般質問を行います。議員の皆さんに与えられた質疑の時間は60分でありますので、質疑の時間制限と休憩時間を考えますと、今日一日で終わらせるのは難しいのではないかと思われますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>定刻になりました。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>なお、議会のICT化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。</p>
○議事日程の報告	
議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求める者は、町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。</p>
日程第1 「一般質問」	
議長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。

	<p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願ひいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>
--	--

第5番 渡邊 晃子 議員

議 長	<p>初めに第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>第5番 渡邊晃子です。よろしくお願ひします。</p> <p>いよいよ任期最後の議会ということになりました、そして一般質問となりました。開会の挨拶で議長は全員からの一般質問をということでしたが、残念ながら8人ということですけれども、その先頭を切らせていただきまます。気を引き締めてやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>私も4年たちまして、最初から専門分野だとか得意分野持たないで議員にならせていただきましたが、子供に幸いというか、小海町で移住させていただいて恵まれまして、母親という立場、たくさんの多くの親御さんのお話も伺いながら、特に子育て支援ということでやらせていただきたいと思いました。今日も任期最後、子育て支援についてやらせていただきたいと思います。</p> <p>まず1つ目ですが、大きな1つ目、子育て支援のさらなる充実をと言いました。ちょっと通告の仕方がまたもう分かりにくくなってしまっているんですけども、①、②番で今後の課の編成というか、組織の編成、子育て、こども家庭センターを設置していくに当たって①番、②番でお聞きしたいと、③番では今は子育て支援課の管轄になりますが、アンケートを取られたということで、そちらのほう聞いていきたいと思います。</p> <p>①番です。明日の全員協議会の議題にもなっていますけれども、また議案質疑でも篠原伸男議員からも質疑がありました。条例、規則、原則的な部分はまた明日詳しくと思いますけれども、まずそもそもなぜこの組織編成をしていくのか、昨年の12月議会から始まって、1月29日の全協、続いて2月10日の全協でと説明をこれまでも受けてきましたが、改めて簡潔にこの組織編成、なぜ行うのかというところをお願いします。</p>
総務課長	<p>おはようございます。お疲れさまです。</p> <p>課の編成ということでお答えをさせていただきます。</p> <p>こども課の設置につきましては、子育て支援課と教育委員会の義務教育係</p>

	<p>を統合するものです。幼児期から中学生までの包括的な支援を行うことを目的とします。少子化や核家族化が進み、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、不登校などの不安を抱える世帯に対し、これ迄よりも相談や支援体制を充実させ、より包括的なサポート体制を構築することが求められています。こども家庭センターの設置、これが数年後にあるわけですけれども、これに向かって段階的な対応と考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>ご説明がありました。</p> <p>改正児童福祉法が施行されて、第10条の2で市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないということでそこに向かっていくということなんですけれども、まず、町長にもお聞きしたい。今、子供たち、親たちは何を求めているのか、町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>通告にはございませんが、私も痛感しているところがございます。</p> <p>私は、常々、子供は小海町の宝であるということで、様々な施策を推進しておりますけれども、これをスムーズに物事をしていくということが必要最低条件ではないかというふうに考えております。</p> <p>そういう中で、こども家庭庁等々、国との施策、あるいは様々な機関との施策の中で、我々は自ら進めるところもありますけれども、施策を、いわゆる50年あるという立場でもございます。そういうものを総合的に含めた中で今回のこういう行動となっております。ご理解のほどお願いします。</p>
5番議員	<p>保育園の年長さんが勤労感謝の日に役場を訪れて、この議場にも入ったと。息子がその夜にそういうことと、それから町長が、あなたたち皆さんは、小海の宝だと、先ほどのご発言もありましたけれども、宝だと、そういうてくれたんだと、すごくうれしそうに言いまして、その夜報告を受けて、私もとても子供に響いているんだなとすごく思いました。そういうそのお言葉、その宝をどうやって小海全体で育していくか、またその宝を育てる親たちをどうやって支援していくかということが、本当に求められていると思います。</p> <p>資料を出していただきましたけれども、資料の1ページの組織図で見ますと、そもそもなんですけれども、今義務教育係、教育委員会がこども課と生涯学習課と所管していくということですけれども、そもそもまず義務教育係が1人、そして教育長と、昨今、就学支援、不登校、いろいろな問題</p>

	<p>があって本当に大変だと思うんですけれども、この組織編成でそのあたりが改善されていくのかということです。</p> <p>2月10日の全協の資料を拝見すると、構想としてこども課長、係長、2人体制による事務処理強化、障害児相談の支援、それから町義務教育関係等、中学校組合との事務整理、不登校支援、居場所づくりの具体化ということがありますけれども、結局、この組織図でも今回新しくというか、記入で町民課との連携ということが青い字で書かれていますけれども、結局この町民課、保健係や社会福祉係との連携が肝だと思うんです。</p> <p>今は、母子保健と子育て支援のほうの連携は、実感として私も取れているのかなと思うんですけれども、多くの自治体ではやられていないという5歳児健康診査というのも小海町ではやっていると、そこから学校へ上がった後の連携が本当に今課題というところなんですけれども、組織図を見てこれでどうなっていくのか。</p> <p>佐久穂町もこども課があるということですけれども、役場内で町民課と教育委員会が隣り合っていて、すぐ意思疎通を図れるということもお伺いしたんですけども、今後のことですけれども、設置場所を含め、すぐには変わらないというところで、1月29日の全協でも今いる人員で最大のサービスを、また保健係の中で仕事の調整をしていくなどという説明もあったんですけども、そのあたりはこの組織再編でどうなっていくのか。</p> <p>ちょっとそのあたりの見解というか、お願いします。</p>
教 育 長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>渡邊議員におかれましては、先ほど冒頭に子育てを中心に活動されてきたというお言葉がございました。本当にありがたいことであって、そして今後もいろいろとご支援をいただきたい、こんなことを思っております。</p> <p>そして、組織、どうあるべきかというご質問でございます。</p> <p>まず、町の組織がどうあるべきか。それは一番大切なこと、これは住民の皆様に充実したサービスを効果的に届けるということが大切ではないかと、これはここの分野に限らず、全般に申し上げられるということでございます。</p> <p>そして先ほど、2月10日、全員協議会でこども課設置の基本構想のような形でご説明を申し上げました。最終的な目標到達点、それがその点で終わりなのかと言いますと、そういうことではありませんが、障害特性をお持ちのような子供さん、そのような子供さんへ適切で早期な対応、そして親御さんの不安を解消していく、そういう相談支援、該当する皆さんのが安心</p>

できる、そんなサービスを充実する、そういうことであります。学びの場、これが普通学級がいいのか、それとも特別支援学級がいいのか、この判断を行います南佐久の6か町村で設定をしております教育支援会議、そこへ判断をお願いしたほうがいい、そんなことを思われる子供さんが現時点において小学生で数名、そして保育園の年長で数名、そして中学生では、その準備に入ったほうがいいんじゃないかなというお子さんが数名おられます。通常ですと、そのような業務は保育園の年長頃からだんだんと作業を進めまして、小学校低学年の段階でそれぞれの子供さんが自分に合った学び場、そういうところで生活を送る特別支援学級、通常学級、または特別支援学校、そういうことでありますが、先ほど申し上げましたように、若干手続が遅れてしまっているんではないかということを感じております。

そして、郡下の様子でありますけれども、中学校が設置してあります佐久穂町、川上村、南牧村、この町村については校長先生などを歴任されました教育指導主事というような位置づけで、それぞれの町村が雇用をしております。教員、先生方の相談や指導、そして支援が必要な子供さんへの対応を担っている。事務局の職員、小海町は少ないんじゃないかなというようなご指摘に受け止めましたが、事務局の職員として指導主事の先生を経験された方と、重層的に業務を行っているというのが現状であります。

そして、成人年齢18歳、その半分9年間が義務教育でございます。こども課を設けることにより組織体制をどうするのかというご質問もございますが、組織を充実し、そして3歳から15歳まで12年間を一体的に支援を行ってまいりたい。高等教育につきましても必要な支援は当然行ってまいりたいということであります。

そして、今以上に保育園、小中学校、保健福祉、教育委員会、連携をして事務を遂行していく。そして先ほど総務課長若干申し上げましたが、今の予定、計画ですと、令和8年にこども家庭センターを立ち上げたい。こんなことを考えております。

だが、このこども家庭センターが立ち上がったから、この部分のサービスが充実したとかそういうことであれば、現在のサービスが不足をしているということであります。業務的にはそんなには違いがないんではないかと。ただ組織的にそのような形を取っていくという形になろうかと思います。いずれにしましても、住民の皆様が中心、子供なら子供たちが中心、そしてその親御さんを中心にしっかりと捉えまして業務を進めていく。

	<p>そして、先ほど議員から保育園と保健分野はある程度取れているような形じゃないか。ほかのところはどうかなというようなお言葉もございます。実際に保育園と学校、この部分が非常に難しい。ですからその部分に現在は調整に入っております。</p> <p>そして、その部分に保健分野、福祉の分野、その分野を同調して進めていく、そういうことが長きにわたり、長きにわたりということは、中学校を卒業するまで、少なくとも一つの体の状態を文字、ファイルにしましてまとめておく。そして、高等教育、その場でも過去の経過はどうだったかなということについては、そのファイルが使えるように整備をし、そして成人に至ったときに小さい頃の特性、そういうものが一番は薄れていってくれるのが一番いいんですが、なかなかそうはいかない。そういう方については、成人になったときに過去からのデータをしっかりと熟読した中で、障害福祉として対応してまいる。そういう組織体制を進めてまいりたい。こんなことを考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>教育長から現状など、大変丁寧に説明をいただきました。</p> <p>②番に入っていきたいんですけども、中学校組合議会のほうで阿智村へ視察研修に行かせていただきました。その際の資料を皆さんとも共有すべきだなと思って、結構たくさんになったんですけども、出していただきました、2ページからになりますけれども。</p> <p>今年1月8日にこども家庭センターが開所したばかりの阿智村ですけれども、既に阿智村ではベースの組織ができていたと。資料の10ページになりますけれども、10ページからが組織、センターになるまでということが書いてあります。</p> <p>11ページ、子育て支援室業務体制の経過ということが書いてありますが、阿智村は平成28年度には教育委員会内に子育て支援室が入ったと、そこで既に非常勤でも臨床心理士さんが2名いらっしゃったということです。4名体制から人員を少しづつ増やしていく、そして現在そのセンターでは何と14名がいらっしゃる。その14名は資料6ページになりますけれども、これだけ保育士さん、保健師さんも入られたというのが本当に大きいということをおっしゃっていましたけれども、センター自体に専任の保健師さんが入ったということで、阿智村は特別なんじゃないかとよく出される質問でありますということでしたけれども、こうやって長い時間をかけてここまで来ましたということをおっしゃっておりました。</p>

	<p>そして、何より感じたのが組織力です。お話しいただいたセンター長である島岡さんという方のお人柄も大変すばらしいと思いました。元保育士さんで、行政関係はいまだに苦手ということでしたけれども、その職員の健康も守るんだと、いかにこども家庭庁が言うこども真ん中というのを本気で実現するかに、とても心を砕かれているということを、お話を聞いて感じました。</p> <p>センターには、母子保健機能及び児童福祉機能、双方の業務について十分な知識と経験を有し、俯瞰して判断できる総括支援委員が必要ということなんですけれども、13ページに書いてありますが、ここも小海町としてそういう核になるリーダーをどうしていくのか。このポジションが本当に重要になってくると思います。今年度センター設置という南牧村では保健師の職員さんがセンター長になるともお聞きしていますけれども、小海町ではどういうふうになっていくか、現時点でどう考えているのか。</p> <p>先ほど教育長、丁寧に説明いただいて、本当にこの構想は分かるし、必要なことだということも理解しているんですけども、でもこうやって焦って組織再編をして、先ほど、令和8年、来年度にもうセンターを設置していくというのが、本当に中身が伴っていくのか。そして今いらっしゃる職員の皆さんが必要性をきちんと共有してついていけるのか、非常にそのあたりを危惧しているんですけども、教育長、改めて阿智村に行って、そのあたりどういうようにお考えか、お聞かせください。</p>
教育長	<p>阿智村へ、2月25日、26日、中学校組合の議員の視察ということで出かけさせていただきました。議案質疑で6番、的埜議員から同じようなご質問をいただきまして、若干の感想を申し上げさせていただいたということです。そして、総体的には今、渡邊議員申し上げるとおりであります。物の例えで申し上げますと、目からうろこという言葉もありますが、感動のあまり目から涙というような状況もございました。そのぐらいサポートがしっかりとしている説明を受けたわけであります。</p> <p>そして、こども家庭センター、令和8年、ちょっと大丈夫かというお話もございます。こども家庭センター、たしか令和9年までに設置しましょうというような、国の考えではないかということも感じております。そういう中で先ほど答弁で申し上げましたが、こども家庭センターが立ち上がったからサービスが突如として充実したとか、そういうことでは、現在しっかりと子育て支援として町は頑張っております。そして、充実をしているという自負もございます。そういう中でそれをいかに一本化というか、町</p>

	<p>民の皆さんのが使いやすくしていくかということだということを感じております。</p> <p>いずれにしましても、こども家庭センターに振り回されることなく、子育て支援政策をしっかりと進めてまいりたいことが、基本の大前提ではないかということを感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>センターに振り回されることなくということでした。本当に中身が重要だと思います。先ほども、同じことの繰り返しですけれども、今、本当に係の方が大変な思いをされていると、専門の職員の必要性を私も肌感覚で痛感しているんです。心理士さんだと、そういう専門の方が保育園、その前、あゆみ園も小海町はありますけれども、そういうところに小さいうちから入っていくと、職員、誰に話せばいいか分からないとか、保健師さんに話しにくい、小さい町ですので、そういう問題もあります。本当に専門的な方に本当に気安く相談できるような体制を切に願います。</p> <p>そういうっても、人員確保が本当に課題だということは阿智村でもそういうお話がもちろんありました。そういう点で小海町、奨学金返済支援補助制度というのがありますけれども、町内在住で奨学金を返済し、佐久広域管内に就業している者、まだ公務員は除くとなっていますが、各年返済額の2分の1、上限15万円、町内事業所に就業、3分の2、上限20万円で、看護師、保健師、介護福祉士として就業だと4分の3、上限22万5,000円を補助するというものですけれども、前回の議会でたしか公務員除くということを見直すような、検討しているというご答弁ありましたが、そのあたりと、それからさっきも言いましたけれども、社会福祉士さんや心理士さん、今後そういう方が必要となってくると思いますので、わざわざ看護師、保健師、介護福祉士と3種に限定しなくてもいいかと思うんですが。</p> <p>ちなみに阿智村では、今就業祝い金制度を提案しているということでした。村に住所のある新卒の方に25万円と、新卒以外の就業者には15万円、村内に勤務ならプラス5万円、医療、福祉、保育に携わる方にはプラス10万円、今総額500万円の予算を予定、議会中で今やっているということでした。</p> <p>あくまでこれは参考ですけれども、人員確保、小海町でもいろいろな実習生に来ていただいていると思いますけれども、そういう若い方たちに就職してもらうにはどうするか、やっぱりどんな町を目指しているのか。こういう町を目指しているんだ、だからあなたが必要なんだという、そういう</p>

	町としてのビジョン明確にして、そしてメッセージを伝えていく。そうやって来ていただく、そういった努力がまだまだできる部分もあるかと思うんですけれども、町長は、このあたり、お考え何かありますか、いかがでしょうか。
町 長	<p>奨学金の返済につきましては、職員全員とやっております個人面談の中で、どうして我々だけまだ返済免除がないんだということを聞きました。私はそこで初めて知りました。本当に申し訳なかったと思っています。</p> <p>そういった中で、この町のしかもこの役場の中で中核を担っていく人間である人間が、10年単位の返済をしていくということは、これは非常に大変なことだというふうに私も痛感しました。そして、私のほうからこの奨学金の返済についての改革というものを申し上げました。着実に進めていくつもりですし、公務員がどうしてそうなんだということは実に合理的ではないというふうに考えております。</p> <p>それから、今阿智村での例を出していただきましたけれども、これはまたすばらしいことだと思いますし、我が町で欠けている分は、そういったものは十分参考にさせていただきまして、進めていくつもりでございます。</p>
5番議員	<p>ぜひ、本当に再度申しますけれども、やはり町がどういう町にしていくのかという、これから組織も再編して、こども家庭センターということもありますけれども、そういうことも含めて、どういう町にしていくのかということをしっかりととして、魅力ある町をつくっていくということが、メッセージを伝えるのも必要だと思います。</p> <p>③番のアンケートのほうに移らせていただきます。</p> <p>資料、アンケート、結構なたくさんの資料なんですけれども、18ページからお出しいただきました。令和6年度子育てに関するアンケート、また、小学生へもアンケートを子育て支援課が行って、集計結果、先月の子育て支援推進委員会でも出していただきました。</p> <p>この概要と目的、そして結果の受け止めを改めてここでお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>今回、子育てに関するアンケートということで、子育て、それからあと小学生へのアンケート、集計結果踏まえてということですけれども、今回のアンケートで、保護者からまず土日、それから祝日、子供を見てもらえる環境が強い要望と、あと小学生を含む皆様からの遊び場の拡充の期待ということを深く感じました。</p> <p>それで、要望のありました土日、祝日に子供を見てもらえる環境は強く認</p>

	<p>識はしておりますが、現状では職員確保と課題が多く実現は難しいと思われます。しかし、ニーズの高さは承知しておりますので、今後も検討を続けてまいります。</p> <p>また、遊び場の拡充につきましては、令和7年度に児童館の増改築を予定しておりますので、そこで全部とはいきませんけれども、対応はできるかなと思います。これは単に児童館の面積を広くするだけではなく、親子の触れ合いの場をはじめ、子供の想像力などを育む空間にしたいと考えております。</p> <p>今後は、このアンケートの結果をホームページ等で公開をし、関係機関との共有、それから連携、あと効果的な予算措置、そして継続的な子供の支援ということで、子供のリアルな声を生かし、よりよい子育て環境の整備ができるよう努めてまいりたいと思います。</p>
5番議員	<p>今回、小学生にも初めてアンケートを取ったということで、その点、本当に非常によかったですと、私も受け止めています。</p> <p>議会内外でも再三お伝えしていますけれども、子どもの権利条約の理念だということで、改めて子どもの権利条約、4つの原則、1つ差別の禁止、差別のないこと、2つ子供の最善の利益、子供にとって最もよいこと、3つ生命、生存及び発達に対する権利、命を守られ成長できること、4つに子供の意見の尊重、子供の意味のある参加ができるということと、今回、子供の参加、子供が子供に関わる事柄について意見を表し、それが大人に考慮されることはそれ自体が子供の権利であるとともに、条約に定められたほかの権利が実現するための大切な手段であると。</p> <p>子供に関わる事柄、その子供に直接関わることのみではなくて、広く子供に関わる環境や政策なども含まれるということで、大人は子供が意見を表しやすいように、分かりやすい情報を提供すること、また意見を聞いた結果について、子供に報告することも大切だということで、小学生に限らずアンケートを取ったということで、これが何のために、そしてこれからどう生かしていくのか、これを受けてどうしていきたいか、今ご答弁ありましたけれども、ぜひそういう姿勢を町全体として見せていただきたいと思います。</p> <p>ちなみにですが、子育て支援課が取ったアンケート、皆さんでどういうふうに結果共有されているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。</p>
子育て	共有の関係なんですけれども、まだ最終的なまとめというところまで現状

支援課長	まだいっていないのが、途中ということで、これに関係するところにつきましては現在課内、それから回議書という形で回覧、確認等しております。最終的に仕上がったものというものは子供計画という5年に1度、国からの指導ということで、作成をしているんですけども、その中にこのアンケートも踏まえて、それからこのアンケートにつきましては回答していただきました家庭への返信というか、結果をお渡しするということと、あとは庁舎内でもそこを確認していくと、共有していくという流れとなります。
5番議員	<p>共有と町全体としてどう生かしていくかというところ、改めて大切にしていただきたいと思います。</p> <p>ちょっと先ほど申し忘れましたけれども、また阿智村なんですけれども、阿智村も今年に入って小中学生に生活実態、ヤングケアラーについてのアンケートを行ったということで、そのアンケートの最後にアンケートにお答えいただいた皆さんへということで、メッセージが書かれていました。阿智村教育委員会では、皆さんに元気で健康な生活を送ってもらうためにアンケート調査を行い、実態を把握することで皆さんのがんばりを応援をしていきたいと考えています。</p> <p>また、あなたがふだん家族のお世話をすることはとても価値のあることです。ただ、子供が行うお世話の負担が大き過ぎると、気持ちや体力の面で、大変な思いをすることがあるかもしれません。あなた自身、あるいは友達などで、家族のお世話をすることで悩みや心配なことがある場合には、学校の先生やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーへ相談してください。また、下記の相談先にいつでも連絡してください。</p> <p>アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございましたというふうにあります。</p> <p>こういうふうに、なぜアンケートを取るか、そして子供たち、親たちにもですけれども、こういうふうに寄り添ったメッセージも、また今後そのあたりもぜひ考えていくっていただきたいと思います。</p> <p>以上で、次に2番の交通体系のほうに移らせていただきます。</p> <p>今後の交通体系について、議案質疑でも触れさせていただきましたし、明日の全員協議会の協議事項でもありますけれども、資料も出していただきました。51ページでしょうか。また改めて今後の予定や方針のご説明をお願いします。</p>
町民課長	お疲れさまでございます。

	<p>ここに予定、資料で出してございます。</p> <p>今現在、交通体系として昼間の町営バスの運行というものを休止しましてタクシー利用助成ということで、タクシー助成ということでタクシーを利用した代替運行を行っております。今現在ですと3路線まで運転をやってございます。また、来年度に向けては5路線のうちの残りの2路線につきましてもタクシー助成ということで、代替運行を行っていきたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、来年度につきましては、朝晩の町営バスがスクールも兼ねているという部分もございますので、その部分、どのような形で路線バスからスクールバスや通園バスというような形で、運行体系の切替えをしていきたいかというふうなことで考えてございます。</p>
5番議員	<p>まず、1番のスクール・通園バスについてなんですかけれども、交通政策審議会でも、保育園の保護者会長さんや小学校のPTA会長さんからもご質問やご意見があつたかと思いますけれども、そのことについてまずお伺いしたいと思います。</p> <p>それと、保育園の保護者会、役員会で、今後の通園バスについて、園長先生、子育て支援課長からご説明というかありましたので、ちょっと正確を期して、子育て支援課長からそのことについて、どのような説明だったか、お願ひしていいですか。</p>
子育て支援課長	<p>園のほうで朝、それから夕ということで、登降園で今町営バスを利用しているということで、その中で近年ちょっとトラブルが多くあります、中で転んだり、言い合いになつたりと、そういうことが園児同士または園児と小学生というのであります、そういう関係もあります、今後登降園の町営バスの利用を皆様で考えたいということで、先日、保育園の役員会のほうで皆様にご発言をさせていただきました。それに踏まえて、今ちょっとまだ調整の段階なんですかけれども、実際に親御さんのほうにアンケートで、少しどんなようか聞かせてほしいということで、これから皆様の保護者のほうにもアンケートのほうはお出しして、回答いただきたいというようなことも考えております。</p> <p>正直、現状、今、保育士が不足しています、登降園の際のバス利用に乗車できないというのが現状であります、本来ですと、どこもスクールバス、園バスというものをお持ちの町村につきましては、必ず保育士が乗車をし、中で園児の安全の確保を取つての運営となっております。町営バスに関してはそれが今できませんので、正直、通園している15分、20</p>

	<p>分の間の安全が確保できていないというのが現状ですので、その辺を保護者の皆様にお伝えをしたという経過がございます。</p> <p>それにつきまして、今どんな形で今後できるかというものをこれから考えていきたいということで、ご相談を申し上げました。</p>
5番議員	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>それを受けた会長から、なくしていくのかという不安、働いている親からすれば本当に必要なものであると。一切やめてしまうのではなくて、代替案を考えてほしいと、それに加えて若い世代が来られるような、そういう体系、交通体系でなくまちづくりをということをおっしゃられたと思うんです。これに対して、今後アンケートも取って今後考えていくということですけれども、どうしてくか。</p> <p>それから、スクールバスについても、交通政策審議会でも先ほどもありましたけれども、スクールバス、路線バスと切り離して経費削減しながらということもおっしゃったかと思います。質疑でも朝夕の通勤通学のところでの人件費という話があったかと思いますけれども。</p> <p>本当に子供たち、親からしても大切な足であると、小海高校支援の通学バス出ていますけれども、そのように子育てや教育という観点から本当に必要、乗っている人数が、本間だとかは多いですけれども、うちも親沢線でお世話になっています、30分以上は乗っていて、安全性の面は本当に運転手さんだけというところで、私も、私の親、じじ、ばばも心配していましたりするんですけども。</p> <p>そういう面、教育、子育ての面から、人件費とかではなくて、逆に充実させるという考え方、今後検討ということですけれども、そのあたり今のところはどうお考えなのか、お聞かせください。</p>
町民課長	<p>スクールバスということでございます。通園バス、今後見直していくということは考えてございます。</p> <p>確かに、その課題といたしまして、今先ほど人件費と申しましたけれども、小海町の地形が放射線状で広がっておるというところで路線数が多い、運行経路や運行頻度の調整に課題が残っているという部分がございます。また、スクールバスや保育園バスの運行に移行する場合でも、現状と同様に、バスの台数や運転手の確保という部分で、大きな課題というところになってございます。</p> <p>この課題を解消するために、現在の路線バスの運行体系をどのように見直していくかということも、さらなる運行方法に向けて検討が必要だという</p>

	<p>ふうに考えてはおります。</p> <p>また、町としても、子供たちの通学、通園に対して、安全で快適な交通手段の提供を最優先という事項で考えております。現状の路線バスの利用をしている中でも、先ほど申されたとおり、子供たちに対する安全対策が課題となってきております。運転手に車内の子供たちの行動に対する対応までということは無理があるということも、こちらのほうとしても分かっている状況でございます。</p> <p>このような課題も踏まえて、様々な課題を解決しながら、最適な運行体系を構築するということで、また交通政策審議会等の中でも議員の皆さんに議論をしていただきながら、コストではなく、乗る利用者を最優先とした体制を考えていきたいというふうに思っております。</p>
5番議員	<p>小海町、僻地でもないので、へき地児童生徒援助等補助金という文科省のものがあるようですが、そういうものも使えない、本当にそういうところでは苦労があると思うんですけれども、町民課長おっしゃったコストではなく、利用者の皆さんのが最優先だというところをしっかり肝に据えて、今後も審議会でもやっていきたいと思います。</p> <p>改めて、ちょっと子育て、教育の観点という点から必要と思うんですけれども、教育長としてはいかがですか。</p>
教育長	<p>コストということが言葉に出てくるんですが、今、議員おっしゃられるようにコストと事業、それがどうかという話でございます。子育て支援という観点からはしっかりと対応してまいらなければならない。しかし、今のものをそのまま継続したんでは、なかなか町民の皆様の理解を得られるかどうか分らない。そういう中で路線ごとにしっかりと精査をするとか、それとか誰か見守りにつけるような方がいたら、バスへ乗車してもらうとか、いろいろなことを駆使しながら、子供たちが安全に保育園また学校へ通園、通学できる、そんな施策を展開していくということが大切ではないかと感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
5番議員	<p>たしか交通政策審議会では、シルバー人材さんに見守りをやっていただくだとか、そういうこともあり得るかのようなこともおっしゃっていましたけれども、それだけじゃなくて、親御さんたちも本当に保護者も忙しいですけれども、可能なときは保護者が乗ったりだとか、いろいろそういうことをみんなで議論する場が必要だと思います。</p> <p>次に続いていくので、改めてそのあたりは後で述べさせていただきます。</p>

	<p>②番の交通弱者対策についてです。</p> <p>この間、ご説明があったとおり、タクシーに移行がされてきて、ナナーズ便もなくなったと。親沢線も試験運行から本運行になりました。溝の原線、小海原・箕輪線も試験運行中で、今後試験をやった後に本運行にしていくということですけれども、親沢線もそうだったんですが、試験運行、試験してどういう結果だったら本運行へ移っていくのか。結果の検証はどのように改めて行ったのか、そして今後行うのか。そのあたり、お願ひします。</p>
町民課長	<p>タクシー利用助成への移行というか、代替運行ということでございますが、親沢線、去年1年間、今年の秋までやったという中で、検証の中ではこれが町民の利用者の皆さんです。その中でどのように意見があるかという中で、利用した中では非常に各地区を回りまして意見を聞いた中では、利用度がよいと、またドア・ツー・ドアであるということで、今後も続けていただきたいというような意見聴取をした中では、このタクシー運行に切り替えるということは、路線バスを走らせることよりも効果的であるし、続けられるということが判断できたところで、本運行というような形に進めております。</p> <p>また、路線の溝の原線、小海原線につきましても、またこの3月までの内で、諸問題等がございませんような状況であれば、本運行ということで昼間の路線バスの運行を停止して、タクシーへ切り替えていきたいということでございますので、特段利用路線において大きな問題がないようであれば、こちらタクシーのほうへの代替運行へ移行していきたいということで判断をしております。</p>
5番議員	<p>諸問題、大きな問題がなければということですけれども、今それは利用している方からすれば、ドア・ツー・ドアで100円で町内行けるということで、それはありがたいという声はもちろん私も聞いていますけれども、利用できなくなった方の声、例えば民生委員さんにお願いをして、現状を把握するとか、要望、どうしてほしいとか聞くだとか、乗れなくなった声を吸い上げるというか、そういう努力はされていますか。</p>
町民課長	<p>確かに、民生委員さんの方にも、以前は利用度について広報等の周知が不足しているということで、民生委員さんを通じまして、こういうタクシーの利用助成がありますということで、お願ひをしております。その中でも使えなくなった方というようなご意見というのは、寄せられていない部分もあります。また、利用している中で、中高生の利用ができないというような声も聞いておりますので、そこら辺を今の試験運行の中でクリアし</p>

	ていくということで、利用も可能だというような形に向けていくということで、利用できない方の声というものが出てきた中ではそれに対応していくということで、随時その中の対応をしていくというふうにしております。
5番議員	<p>出てきた中で対応していくことでしたけれども、私もご意見として、初めはタクシーでドア・ツー・ドアで本当に雨の日でもありがたいとおっしゃっていた方がいるんです。それが最近は電話がつらいという、まずハードルだと、この方は障害をお持ちなんです。そういう方にとっては移動支援対象外のそういう障害をお持ちの方だったり、またご高齢の方にとっては電話の予約1本と言えど重いと。</p> <p>作業所からいらしている交通政策審議委員さんもいらっしゃいますけれども、利用者さんはバス大好きだとおっしゃっていました。バスとタクシーとありがとうございます。今後もお願ひしますということでしたけれども、お話をしていく中で、想像でもたやすいと思うんですが、障害のある方が予約の電話をすると、まずそこがハードル、そしてタクシーに、あの狭い空間に乗るのは本当に大変厳しいと思うんです。そういう声、そういう利用者の方にもどう応えていくかということも課題だと思います。</p> <p>町が取った令和5年度小海まちづくりアンケートでも、長期振興計画における取組の重要度で、移動を便利にする。道路や公共交通整備の取組は重要が50%、まあ重要である37%、合わせて87%、今後の生活への不安は健康や介護が必要になった場合のことが69.0%に次いで移動手段への不安が26.7%でした。私たち日本共産党もこの間アンケート取らせていただいていますけれども、その中にも今、運転できるけれども、将来は本当に不安だという声も複数寄せられています。</p> <p>それから、交通政策審議会でもタクシーを待つという声が多くあるということを、意見がありました。私自身も、私の周りでもそういう声たくさん聞いているという声が上がります。でも業者さんは1時間も待たせてはいないとか、知り合いじゃないから呼べばすぐ来るものではないとか、そういうおっしゃり方をしたと。</p> <p>バスがないからタクシーを頼らざるを得ないのに、そう言われてしまうと、急な用事、今日、今すぐには対応できない。待たねばならない。そして諦めざるを得ない現状があるという、今後タクシーに移行という方向になるなら、現状がこういう状態で一体どうなっていくのかという不安の声がたくさんあるんです。それにどう応えますか。</p>

町民課長	<p>交通政策審議会等でも、タクシー急に呼ぶという中では待ち時間が多いというような部分、各意見が委員の皆さんからも出ております。</p> <p>確かに今言われた高齢者や障がい者の方については連絡するということが不便であるという部分もあります。そのようなこともまた一つの課題ではないかというふうに思っております。</p> <p>交通政策審議会におきまして、タクシーを使った代替運行というのも一つの手段であります。ですが、高齢者やそういう方々の利用をまた考えるとすれば別の手段というのも構築していかなければいけないんではないかというふうには思っております。</p> <p>また、あとタクシー等の待ち時間ということになりますけれども、そこが一番難しいところであります。電話をしてすぐ来るという部分では、なかなか難しいのではないかという部分もございます。台数等も数が限られてきているという部分もございますので、そこら辺も大きな改正というか課題ではあるかというふうには思っておりますので、そこら辺また待ち時間となるべく少なくするというような形で対応していくということを、また町のほうも検討していかなければいけないというふうには思っておりますので、そこにプラスアルファ、何か加えて、なるべく待ち時間を少なくするというような方法も、検討していかなければいけないというふうに考えております。</p>
5番議員	<p>タクシー業者さん、民間ですので、利益が上がらないというところで、ああいう言い方するのもそうなのかなと思うんですけども、町は委託しているわけですから責任が大きいと、そのあたりもしっかりとしていただきたいと、タクシーを、それはドア・ツー・ドアでいいですけれども、広げていくというのは本当に大きな課題が残っていると思います。</p> <p>そもそも地域の交通問題解決するために、交通のいいとは一体どういうところなのかというところを振り返りたいと、元国土交通省職員で、交通問題についていろいろな著書を出されている可児紀夫さんによれば、1つは、交通は持続可能な地域社会をつくり上げます。2つ目は、交通はまちづくりの土台ですと、そして3つ目、交通は社会的な便益を地域にもたらします。4つ目は、交通は人の交流、情報交換などを通じて地域社会や人々の文化を高め、豊かな生活を築き上げます。交通は文化を育みます。5つ目は、交通は誰もが人として幸せに生きていくための大切な人権、交通権ですということをおっしゃっています。こういう姿勢が大事なんではないでしょうか。</p>

	<p>この後、井出幸実議員も高齢者の安心と対策についてということでご質問されるので、拝聴したいと思いますけれども、曜日ごと、地域ごとに買物のバスだとか、温泉のバスだとか、巡回をさせるだとか、雇用を、運転手さんの確保も今問題、課題とずっとなっていますけれども、雇用創出のためにも免許取得に補助をするとか、そういうまちづくりとしての考えはいかがでしょうか、大きなところで。</p>
町民課長	<p>交通手段というものが充実しないと、町というものも発展していかないという部分だというふうに思います。</p> <p>確かに、交通手段が充実するということ、高齢者から子供まで、至るまで利用が便利になるということは、町の中でも活発な活動ができるのではないかというふうに思われます。また、そのためには、人材が必要であるということになりますので、その人材確保について、町としても何か手だてをというようなことにはなるとは思います。そうすればまたその中でも、地域の産業的なものが活性化していくというふうになるというふうに思います。</p> <p>これらを含めた中でも、町として、そのような町の活性化というものを考えた中での、交通体系の見直しというのも考えていくことも、一つの重要な部分ではないかというふうに思いますので、またそのことにつきましても交通政策審議会のほうで、渡邊議員、委員でもいらっしゃいますので、ご協力をいただければというふうに思います。</p>
町長	<p>渡邊議員が交通政策審議会の中で、民間へ委託をしている限りは町の責任じゃないかというふうに、私聞こえました。確かにそのとおりでございます。</p> <p>ですから、業者とすれば利益優先でやっているのは当たり前ですし、望むほうとすれば、これは望みをかなえていただきたいということですけれども、まず私があのときに思ったのは、連絡ができないというのは、一つの問題ではなかったかと思います。電話が出ないとか、そういう部分を言っていた方がおりました。そういう部分の改善をするためには、町がこれは膝を突き合わせというか、芯のところで要するに話をしていかなければ、これは解決をしないと思います。</p> <p>それから、もう一つ言えることは、どうすれば利益がという話になれば、人件費だとか何とかかんとか、あのときにお答えが、そんなに全てがそこじゃないから、対応はどうのこうのというお話もありましたけれども、できる限りの対応をするのが民間としての役目でもないかというふうに思</p>

	<p>います。</p> <p>したがって、行政とすれば、今、課長はあまりちょっとこうだということが言えない状態かと思いますけれども、私のほうからは、業者との風通しのいい間柄といいますか、そういうものを構築しながら、果たしてじゃどこが問題であるということを追っていかないと、これは絶対に解決しない。少なくとも業者の言うことも飲まなきやならない。そして住民の皆様の言うことも我々は最優先に聞いていくつもりですので、その辺またご意見ありましたら出していただきと思います。</p> <p>また行政とすれば、そういった解決に向けての努力は惜しませんので、そうしたことで理解をしていただきたいというふうに思います。</p>
5番議員	<p>町長からもお答えいただきました。解決に向けて努力は惜しまないということでぜひお願ひしたいと思います。</p> <p>全ての審議会や委員会に共通することだと思うんですけども、やはり会議室の中で、硬い雰囲気の中で、なかなか手を挙げて率直な意見をというのはハードルが高いです。交通政策審議会だとかも、例えば民生委員、先ほどから出ていますけれども、民生委員だと議員でももちろん町民の皆さんに声をかけて、障がい者の方だとか高齢者の方だとか、もちろん子供、保護者、それから一番事情が分かっている係長以外の運転手さんの皆さんにも来てもらうなど等、いろいろなメンバーが集まって地域交通、まちづくりに関しても、車座でざっくばらんにできる環境が必要だと思います。ぜひ今後、コンサル任せではなくて、町民の声をそうやってしっかり聞くという環境をたくさんつくって、本当に町長おっしゃる、町民一人一人が元気になれるまちづくりを町民と一緒にやっていくことを切に願って、任期最後の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で、第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。</p> <p>これより11時10分まで休憩とします。</p> <p>(ときに11時00分)</p>

第2番 鷹野 文則 議員

議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に、第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。</p>
2番議員	2番、鷹野文則です。通告に従い、質問させていただきます。

	<p>まず帯状疱疹の定期接種についてお伺いしたいと思います。</p> <p>帯状疱疹は体内に潜伏している水ぼうそうと同じウイルスが加齢や疲労などにより免疫力の低下で活性化し、痛みを伴う水ぶくれが体の神経に沿って帯状に生じる皮膚の病気です。50歳以上の人のがかかりやすく、70代が最も多いというふうに言われております。それで、皮膚の症状が治まっても神経の痛みが続くケースがあります。成人の3人に1人が罹患すると言われております。予防としては、ワクチンの任意接種が行われております。</p> <p>この帯状疱疹につきましては、私令和4年に質問させていただきましたが、その続きということで質問させていただきます。</p> <p>国は、令和7年度より帯状疱疹ワクチンを定期予防接種に含めることとなりました。しかし、小海町におきましてはワクチン接種の助成制度が既に創設されております。国に先んじての予防接種体制ということで感謝を申し上げるとともに、敬意を表したいと思います。</p> <p>つきましては、今年度の実績と今後国の定期接種の概要についてお尋ねします。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>町といたしまして、令和6年4月1日から帯状疱疹の任意接種につきまして町の単独の補助として補助を出しております。</p> <p>補助対象につきましては、接種の日におきまして小海町に在住、年度末において年齢50歳以上という形でございます。</p> <p>補助の内容としましては、不活化ワクチン1人2回接種でございますが、2分の1補助で上限1万円まで、生ワクチンが1人接種1回、これも2分の1補助で上限が4,000円までということであります。</p> <p>令和7年の3月7日現在におきましては、補助金の交付を受けた方が23人というところでございます。</p> <p>補助の内容としましては不活化ワクチンが22件、生ワクチンが1件というような形でございます。</p> <p>今回の令和7年度より、帯状疱疹の関係、予防接種が定期接種ということになりました。定期接種ということでございますので、今までのものから今度は変わるという形でございますが、定期接種につきましては、今現在行っております実施の補助につきまして、また今回併用というような形にはなります。</p> <p>定期接種の対象でございますが、年度内に今度65歳以上を迎える方ということでございます。65歳を超える方につきましては5年間の経過措置があ</p>

	<p>りまして、5歳刻みで100歳までの方が対象となるということでございます。また、令和7年度につきましては、100歳以上の方が全員対象となるということでございます。</p> <p>定期接種につきましては、対象者に案内文と予診票を通知しまして、接種を希望される方につきましては、予防接種を受ける医療機関に予約を入れていただくというような形となります。</p> <p>費用については、自己負担額を医療機関に支払っていただきまして、残額につきましては町のほうで医療機関に支払うというような形を取っていきたいというふうに思っております。</p> <p>自己負担額についてでございますが、今不活化ワクチンにつきましては2回接種ということでございますので、1回自己負担6,000円ということで考えてございます。こちら2回接種した場合の標準の費用とすると4万4,120円ほどこのワクチンはかかるということでございます。生ワクチンにつきましてはこれは1回の接種で済むということでございますので、1回の自己負担額は2,000円ということでございます。このワクチンの標準的な接種費用が1回8,860円ということでございます。近隣市町村とは大差のない自己負担額というような形で設定をして、今後やっていきたいというふうに思っております。</p>
2番議員	ただいま、定期接種の説明していただきましたけれども、ワクチンについては今までどおり、生なのか不活化、不活化とは今国は言わなくなつたようで、組換えワクチンと言われているようですけれども、これは生でも組換えでもその人が希望されたほうのワクチンを接種するわけでしょうか。
町民課長	そのとおりでございます。不活化ワクチンか、もしくは生ワクチン、どちらかを選んでいただきまして接種をしていただくということでございますので、どちらかのワクチンで1人1回の補助ということになります。
2番議員	<p>そういうことと、もう1点、今年の実績から見ますと、22名の方が不活化で接種されたということですけれども、厚労省が出ておりますワクチンの予防効果の表を見ますと、生ワクチン接種後1年で6割、その組換え、不活化です、そちらが9割以上と、非常に不活化のほうが高い割合を示しております。それがじや10年たったときにどうかと言いますと、今言う不活化については7割程度の予防効果があると、生ワクチンについてはゼロという状況になるなんですね。</p> <p>先ほど課長言いましたように、不活化ワクチンは1回約2万円を2回打たなきゃいけなくて、4万何がしになってしまふという金額の部分が非常に</p>

	問題になってくるんですけども、この予防効果を見ると、10年以上予防効果があるということになると、ある意味不活化を1本にしちゃったほうが、予防接種の効果としてはいいのではないかと。それで接種する側についても恐らく65歳過ぎて10年以上効いているとすれば、1回だけで済むんじゃないかと思うのですが、経済的にも受ける側の負担としても不活化のほうがいいように思うんですが、いかがでしょうか。
町民課長	確かに、効果ということを考えますれば、不活化ワクチンのほうがいいということにはなります。ですので、こちらのほう奨励していったほうがいいんではないかというふうには考えてございますが、定期接種という中では、この両方を定期接種の対象として国のはうからも出ているというところでありますので、どちらか1本ということではなくて、いずれ定期接種という中では、この2本があるということはお示ししなければいけないかなというふうに思っておりますので、このことについて、予防接種について質問された中では、今、鷹野議員申されたような形で、10年以上効く不活化ワクチンのほうが効果がありますということは、お勧めしていきたいというふうには考えてございます。
2番議員	そのように不活化ワクチン推奨するということになれば、今回の定期接種化に伴って、いろいろな市町村でも国の定期接種に上乗せするというところが幾つか出てまいりました。小海町も既に国に先んじた施策を実施されているわけで、そういう健康意識の高い町という中では、組換えワクチンについて、上乗せの助成をさらに続けていくという方法があるかと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。
町民課長	定期接種化になったということでございますので、今現在町の単独で行っている部分というものは今年度でなるべくでしたら終了して、定期接種化のほうへ向けていきたいというふうに考えております。定期接種やワクチンへの補助ということを考えますれば、今のところはお1人1回の補助ということになりますので、町単のほうの補助を受けた場合には、定期接種化の補助は補助対象ということから外していきたいかなというふうに考えてございますので、できますれば定期接種化のほうを受けていただくという方向で、今後進めていきたいというふうに考えてございます。
2番議員	定期接種は定期接種で行うんですけども、その上、さらに町として助成していただければいいのではないかという意見でございます。これから始まる定期接種ですので、少しの間検討していただいて、できるだけ、4万円というワクチンは高額でございます。については、国としても

	<p>そんなには助成できるわけではないので、この定期接種が定着していく方法として上乗せの助成をさらに検討していただきたいと思います。</p> <p>今年度実施した中で23件ということですけれども、そうは町内で数が多いワクチン接種ではないと思います。ですので、上乗せの助成をしたとしても、金額的にはそれほど大したものではないと思います。そのお金で、今後帯状疱疹による痛みが何年も続くような人が、少しでも減ればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、中部横断自動車道の今後の取組についてお伺いします。</p> <p>一昨年ルート案が示されまして、令和7年度より町も積立てが始まります。今の時代、道路が開通するだけで地域が活性するというのは厳しくて、積極的な施策と投資が必要だと思います。については積立金の使途というか、使い方をどのような案を持って考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。</p>
産業建設 課 長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>道路整備基金積立てを始めるわけですが、地域の交通インフラの整備、そして地域振興を促進し、経済や観光、住民の生活の質の向上に寄与するということで、具体的に3つございます。観光地へのアクセス改善ということで、観光地、名所への道路整備、改良することで観光客のアクセスを向上させ、地域の観光業を活性化が可能となります。例えば観光地へのバイパスの新設、そして道路の安全性を向上させることで、観光地へいらっしゃる皆さんの訪問が促進され、地域経済の活性化につながると考えております。</p> <p>それからもう一つ、道路周辺の環境整備ということで、緑化や景観整備を行うこと、それから地域の美観が向上し住民の生活満足度が高まると、観光や移住促進にもつながる。そして道沿いに道の駅や休憩施設を設置することで、観光客や地元の人々の利用ができ、コミュニティースペースとして活用することも可能になるのではないかと考えております。</p> <p>それから、地域特産品のプロモーションということで、例えば農産物などを販売する道の駅のようなもの、そして観光施設を整備するということが考えられます。地域の魅力を発信し、地元産の消費を促進することが可能ということで、非常に答えが抽象的な答えなんですけれども、これから整備していく中で、いろいろなことにお金がかかると思いますという中で、こういうことに使つたらどうなんだろうということがございます。</p> <p>例えば佐久穂町は政策インターとかそういうのを造ったりしているんで</p>

	<p>すけれども、それは今の段階では我々にはちょっと分からぬことなもので、以上のようなお答えになります。</p> <p>以上です。</p>
2番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のお答えからすると、観光メインにという計画にどうしても聞こえちゃうんですけども、まずは地域住民ができるだけ便利に使えるような利便性を考えて、さらに観光アクセスを足していくっていただけるといいのかなというふうに思います。</p> <p>それで、何か主体的に町として考えていかないと、今、先ほども言いましたように、道路だけで地域が活性するというふうにはならないと、その中で、町として強固な方針を持っていただいて、進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>あと、国とか県へ自分たちでやること以外に国・県でやっていただけることを要望していかなければいけないと思うんですけども、現在どのようなことを要望されているか、お伺いしたいと思います。</p>
産業建設 課 長	<p>国・県に対しての要望活動でございますが、皆さんもご存じだと思いますが、中部横断自動車道の早期実現に向けて各組織を通じ、様々な要望活動を行っている次第でございます。</p> <p>例えば、長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会、これは県内の建設促進を図ることを目的に平成5年5月25日に発足した同盟で、長野県そして小諸市、佐久市、南佐久郡、そして北佐久郡の町村並びに本会を賛同する団体で構成されています。</p> <p>要望活動としては、早期開通に向けて要望を実施しております。国、国会議員に対して町長自ら参加しまして、県そして沿線自治体の皆様と関係する団体、企業と連携して、無料の高速道路としての国が整備する新直轄方式での事業化に向け要望しております。建設促進、それから早期開通の要望活動、そして供用部分の利便性等恩恵を賜るよう、沿線地域での魅力を最大に引き出して、農業や商工業、観光などの分野において沿線市町村と一丸となって利用促進を図っていくということで、様々な要望活動を町長を通じて行っております。</p>
2番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>そういう中で、小海町独自としての要望というものは出しているわけでしょうか。</p>
産業建設	国等に対する要望ですので、小海町だけ、これこれこういうのをお願いし

課 長	ますとかという要望はしておりませんが、詳しくは町長のほうにお聞きください。
町 長	<p>思わぬ方向から答弁という形になりますが、今、ここにお示ししました同盟会、私も副会長という立場で行っておるわけなんですが、国として政策インターを小海町に1か所造ってくれるという回答がルート案発表のときにございました。そしてどの辺ということは分かるんですけれども、どこにというものがまだ着工になっておらんもので、ちょっと不明というか、中途半端な状態であります。</p> <p>私が自分の感想として申し上げさせていただくと、道路は時間がかかる。とにかく長い、それでこれは国土交通省のほうへ行くわけなんですけれども、分かりましたと、何分かったか分からないんですけども、分かりましたという返事はその都度、ご苦労さまですとお聞きしますが、やはりこうした活動は地道に粘り強く、そして忍耐強く続けていくことがいかに大切なことかというふうに感じております。</p> <p>公聴会も、長野県の分についてはしっかり行ったわけですが、まだ返事が、返事はしっかりするものではないというようなことですけれども、そういうものを含めた中で、もうちょっとスピード感を持っていただければというふうに私自身は感じているわけなんですが、とにかく国がやることというものに、積極的に要望あるいは意見を出し続けることではないかというふうに思っております。</p> <p>町独自の何がしという話になれば、基金を積み立てて、そしてどういったインターができるということがほぼ分かってきた時点で、何か策をというものが1つと、それからもう最初からそこら辺のことがあるんなら、町独自にこういうことをするんだという、2つのやり方があると思いますけれども、今の時点では全く見えていないというか、そういう時期でござりますので、慎重かつ理想的な考えに向かって動くのが、これは常識ではないかというふうに思いますので、そのような動き方をしていきたいというふうに思っております。</p>
2番議員	確かに、道路に関しては非常に時間がかかるというふうに私も思います。県の説明会等の折に、鷹野さん自分で運転するつもりかと県の職員に言われましたけれども、そのぐらい時間がかかるらしいですけれども、建設してくれるということは決まったわけですから、その中で今私個人的に思っていることなんですけれども、恐らくサービスエリアとかそういうものは横断道は厳しいのかなというふうに思います。

	<p>そういう中でこの区間、トイレがあるところがないとか、あとインターの名称ですとか、そこら辺のところは今の段階から要望していいのではないかというふうに思います。</p> <p>あと、観光でどのぐらい活性できるかとか、あと物流の基地化ができるかなとか、いろいろ検討が必要だとは思うんですけども、せっかくできる自動車道ですので、地元に付加価値の高いものになるよう整備計画をお願いして、質問を終わりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	以上で、第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。

第7番 井出 幸実 議員

議 長	次に第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。
7番議員	<p>7番、井出幸実です。一般質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>今回、一般質問をさせていただきます高齢者の安心と対策についてですが、今まで考えていた中で思い出したことがありましたので、少し述べさせていただきたいと思います。</p> <p>私の現役時代に先輩から次のように指導を受けました。</p> <p>答弁は議会ではやらないとはなかなか言えないが、勉強しますと答弁すればやる可能性はなし、検討しますとは検討した結果駄目だった、前向きに検討しますとは、検討しますより少し前進しますが、実現に向けて努力しますとは実現することを前提の答弁と思えと、これは100%ではないが、と指導されました。</p> <p>また、行政職員として、普段から人の話はよく聞いて、その話をかみ砕く力と発想の転換、ひらめきを磨けとよく言われました。</p> <p>こうも指導を受けました。行政職員は自尊心を少なくとも仕事上では控えるべきだというふうに受けました。自尊心は何かきらきらしていて胸につけた勲章みたいなイメージがありますが、それよりか、自負、矜持を大切にしてほしい。自尊心が勲章だとしたら、自負は自分にとってお守りみたいなものだから、自負があると、何か安心するものだと教わりました。少なくとも言えることは、自負は自尊心よりも傷つきにくいと教わりました。</p> <p>それでは、本題に入らせていただきます。</p> <p>承知している事項もありますが、あえて質問をさせていただく事柄があり</p>

	<p>ますが、よろしくお願ひをしたいと思います。</p> <p>今回、一般質問するということで、農政学者、二宮金次郎のことを思い出しました。少し前までは必ず学校にまきを背負って本を読んでいる農政学者の二宮金次郎・尊徳の像がありました。小海町では現在、私の記憶している中では、旧松原分校の中にあるだけで、今は見かけません。二宮尊徳は、「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」と言っています。これは、経済活動と道徳的な価値観が相互に補完し合うことで健全な社会が築かれるということですが、こうも言っています。「遠きをはかるものは、富み、近きをはかるものは貧し」、これは毎日毎日、小さな努力の積み重ねが大きな成果につながる。大きなことは小さなことの積み重ねである。樹木を植えることで30年たたなければ材木にならない。だからこそ、後世のために木を植えるのだと、今日用いている材木は昔の人が植えたものだとすれば、どうして後世の人のために植えないでよかろうかと言っています。</p> <p>自分の代だけでなく、後世の人のために山林の手入れをしてきた皆さん、子供や孫たちが少しでもよい生活ができるために働いてきた皆さんが現在は高齢者となっています。能力を持って生まれたのだから、社会に、そして小海町に還元する義務があると思い、必死に頑張ってきた高齢者の皆さんです。町の皆さんのが今立っている小海町は高齢者の皆さんが頑張ってきた結果の上にいます。</p> <p>団塊世代が後期高齢者になりましたが、今の人口、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の現在の比率と10年後の比率の推移を伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>令和7年度3月1日現在の町の人口が4,187人でございます。その中で年少人口が356人、総人口に占める割合が8.5%ということになります。生産年齢人口は2,056人でございまして、総人口に占める割合が49.1%で、高齢者人口ですが1,775人であります、総人口に占める割合が42.39%になります。</p> <p>これが10年後の2035年の推移となりますと、町の人口がおよそ3,311人であります、年少人口が278人、総人口に占める割合が8.4%、また生産年齢人口については1,439人であります、総人口に占める割合が43.46%で、高齢者人口ですが、こちらが1,594人、総人口に占める割合が48.14%であります。全体として、人口が減少する分、各年齢人口も減ります。し</p>

	かし、総人口に占める高齢者人口の比率とすれば10年後は5.75%ほど上がっていくというような状況でございます。
7番議員	ありがとうございました。 今の数字を聞いて、町長感じたことがありましたから、伺わせていただきたいと思います。
町 長	数値的に聞いて、10年後、愕然としたわけではございません。少子高齢化の最たる数字ではないかというふうに感じている次第でございます。町で講じている少子化対策等々につきましては、なかなか結果が出てこないというのが自分の感想でもありますし、またこれが現実ではないかというふうに思います。 その中で、高齢者人口、これは確実に増えていく数字は間違いないということだと思います。率としても一番多い形になろうかと思います。そういう中で年少人口、これは出生、そして保育園と小学校等々見ましても、極端な減り方をしていないというのが小海町の実情ではないかというふうに思います。そういったことの努力を町政、つまり町がしっかりと行っていくということが、この数字を見ても、いかに大切なことかなというふうに感じた次第でございます。
7番議員	ありがとうございました。 10年後には、一応老齢人口が48.5%、50%に近づくわけですけれども、高齢化社会を迎えるのは、今に始まったことでなくて、これから本番を迎えると言って過言でないというふうに思っています。一つ一つをクリアして高齢化社会に対応していただきたいと思っています。そうなってしまってからでは遅く、財政的に大変だと思います。現実的に高齢化を迎えることは確かなことですので、よろしくお願ひをしたと思います。 毎日、ヤッホーの湯に行っていますが、ヤッホーの湯は大変人気があり、多くの人が毎日通ってきます。そんな中に高齢者も多く、ヤッホーの湯のありがたさを高齢者の皆さんに痛感をしています。ヤッホーの湯に入れる幸せを高齢者の皆さんに感じています。 ただ、ヤッホーの湯に来るのに、難儀を感じています。バスで来るにしても、バス停に10分以上歩く人もいます。そこで、バスが来るまでバスを待つのです。バスに乗っても直通でない場合もあり、不便を感じています。また、免許の返納者もいます。高齢者の皆さんに温泉に入る幸せを感じています。現在の小海町の礎をつくってくれた皆様です。 温泉に直通の巡回バスの運行か、バス交通体系の見直しの中で、温泉行き

	の交通体系を考えていただきたいがどうか、お伺いをいたします。
町民課長	<p>確かに、巡回バスというようなこと、高齢化が進む中で皆さん、足がなくなるという部分はございます。現在町営バスの運行計画の見直しということで、5路線内、随時昼間の運行停止してタクシーの代替ということで、先ほどの一般質問にありましたとおり、行っております。現在3路線で切替え、特段大きな問題もなく順調に進んでいるというふうに考えてございます。令和7年度には残りの2路線ということで、切り替えていくわけですが、その中でヤッホーの湯に向かう路線、松原湖線につきましては、観光路線でもありますので、昼間のバスの運行については、停止は難しいんじゃないかなというふうなことは考えてございます。</p> <p>ご質問、ヤッホーの湯への巡回バスということになりますと、ヤッホーの湯は町民の健康福祉増進の施設でもあるということでございますので、先ほどの高齢者の率の増加を踏まえた中では、そのような巡回バスというのも、路線バスの見直しの中では考えていくということは、必要ではないかというふうに思っております。これもまた、交通政策審議会という中でも、また議論に加えていくべきかなというふうには考えてございます。</p> <p>その中でも、町営バスだけでなく、ヤッホーの湯は今送迎バスもございますので、それを活用した集落への送迎というのも一つの方法ではないかというふうには考えてございます。</p>
7番議員	<p>前回、同じようなヤッホーの湯への一般質問をしたときに、巡回バスの運行につきましては、ドライバーの確保が大変であるという答弁をいただいたわけです。その辺のところも踏まえた中で、ちょっと同じ質問を今日させていただいたわけですけれども、検討できるものは検討していただいて、実行できるものは実行していただきたいというふうに思っています。ただ、交通体系考えていく中で、渡邊議員のほうからありました、タクシーで何とかならないかなというふうにも、ちょっと考えているわけですけれども、今後の交通体系の中でぜひ検討をしていただければというふうに思います。</p> <p>ちょっと前までは金の卵たちを育て、都会へ送り出してきた田舎です。都会生活に一時期はあこがれていきましたが、家の事情等で家に残り、小海町のために働いてきた高齢者です。じいちゃん、ばあちゃんを送り、おやじ、お袋をみとってきた高齢者です。次は自分の番という今、子供たちには高学歴を与え、都会に居住を構えさせ、子供たちが幸せならそれでよからうと核家族が進み、小海町には老人世代だけが多くなっています。</p>

	<p>若いとき、高齢者の施設を視察した折に、視察先の人が養護老人施設と特別養護施設はセットにすることがベターであるということを言いました。私も感銘を受け、長い間考えていたのですが、そのときこんな高齢社会になることを実感することはできませんでしたし、財政的に無理と思っていました。</p> <p>そこでお聞きしたいのですが、養護老人施設及び障害者施設等に入所している人が寝たきり状態になったり、痴呆状態になった場合はどのように対応をしているのか、伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>ご質問されている部分としましては、いわゆる有料老人ホーム関係ということではないかというふうに思われます。</p> <p>介護が必要な高齢者を受け入れ、生活支援や介護サービスを提供する施設ですが、基本的には食事の提供、清掃、洗濯などの日常サポートを加え、介護が必要な人に対して、身体介護や医療サポートをしていくというものでございます。このような有料老人ホームにつきましては、2パターンがございまして、介護つきの有料老人ホーム、または住宅型の有料老人ホームというような形でございますが、この中で介護つきの有料老人ホームというものにつきましては、当初より介護や支援が必要な高齢者向けの施設となっているため、認知症や寝たきりの状態になったとしても対応が可能である。24時間体制で介護、医療を提供し、認知症、寝たきり等のそれぞれの進行度に応じて個別のケアプランを作成して、適切な対応をしていくという状況でございます。</p> <p>利用者の方の意思を尊重して対応しておりますし、その後、特養老人ホーム等に入所の順番の声がかかったとしても、利用者の方の慣れた場所で最後までここにいたいというような希望があれば、おみどりまでそこで過ごすというケースも多いということでございます。</p> <p>また、住宅型の有料老人ホームの場合ですと、施設自体が介護を提供していないために外部の介護サービスの利用をすることなどがあり、認知症や寝たきりの状態になった場合でも、外部の訪問サービスやデイサービスなどを対応していくことが可能だそうです。施設側でも連携している外部の介護サービスを手配するケースが多くて、利用者の方やご家族の方との相談の上、必要なサービスが提供できるようになってございます。施設自体のサービスの提供はありませんが、その事業所の系列や連携している医療機関等での対応可能ということでございますので、こちらもその中でみどりまでいくというケースがございます。</p>

	<p>有料老人ホームということで利用者が寝たきりや認知症になったといつても施設の転居を求められることはなかなかないというような状況でございます。専門的なケアや金銭面、医療、依存度、利用者のご希望によって、適切な施設で生活できるように対応していくということでございます。</p> <p>ただ、どちらも介護度が上がると、単価が高くなると。そのため、お金の関係で介護度3以上になった場合には特養の申請を行うほうが多いですということでございますが、有料老人ホームに入った方々の中には、月額数万円の差であれば、特養から声がかかっても、また慣れた有料老人ホームを選ぶという方が多いという実態もございます。</p> <p>小海町としては、有料老人ホームを利用されている方の中で対応ができなくなったりというようなケースにつきましては、ここ十数年の中では一、二件というところでございます。その際には、医療的ケアが必要な場合には、入院の対応や介護の手間がかかってしまう場合には、特養老人ホームの入居申請というような形で、ケアマネジャーと連携した中で適切なサービスの利用ができるように、つなげていけるというような対応を取っているという状況でございます。</p>
7番議員	<p>養護老人ホームで有料の場合に、早い話が定義そのものでいくと、障がい者の施設と同じこと、自立を促していく部分も出てくるんですけれども、いずれそれは無理として、ただ、今のように寝たきりになった場合に、養護老人ホームで面倒を見ていく場合には、介護士がその分プラスアルファがついてくるだろうというふうな気がするんです。その辺のところを当然小海町がどうにか考えていくべきものもあるし、また施設もある程度考えていくべきであるというふうに思っています。</p> <p>介護保険対応で考えていきたいというふうに思っている者につきましては、いずれ介護保険だけで対応できる状態ではないような状態になっています。そういう人たちについて、ある程度手を差し伸べていかなければならないだろうなというふうに思っているところで、今回このような質問をさせていただきました。</p> <p>小海町には特別養護施設はありますけれども、老人施設はありません。現実的に核家族が進み、老人世帯が増えています。独り暮らしもいます。小海町独自で養護老人施設を建設していくのがベターだと思いますが、財政的に問題があるのであれば、社協の下にあるような老人住宅を建設していく、何か方法を検討していくことを考えられないか、伺いたいと思います。</p>

町民課長	<p>ご質問につきましてですが、養護施設の建設というような形、確かにこれは町単独というところではなく、広域的な絡みで行つていったほうが効果的ではないかというふうには、町としても考えます。</p> <p>その分、老人住宅の建設ということになりますれば、先ほどの人口における高齢者人口の比率も、町内の高齢者の増加が顕著になるということが予想されております。介護サービスの需要も増加していくことが考えられます。またそのため施設の整備や介護サービスの充実、今後もますます求められる課題となってくるというふうに思われます。</p> <p>町としては今、駅前を中心としましたまちづくりの中で、障がい者、高齢者等の住まいの整備というものを行つております。その中で障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切なサービスが身近で受けられるように、このような整備をしていくことが必要であるというふうに考えてございます。ですので、今後も整備計画につきましても、慎重に検討した中で進めてまいりたいというふうに考えております。</p>
7番議員	<p>整備計画を慎重に進めていくということですけれども、先ほど言いましたように、10年後にはもうこれだけになるということは、ある程度慎重にやっていたら大変なことになるというふうに私は思うんですけれども、その辺はぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っております。</p> <p>高齢者的人口が増えることで、介護士の育成やその数を増やしていくかなければというふうに思っていますけれども、その辺のところを町長、どのように考えておられますか。</p>
町 長	<p>不足のことは否めません。そしてそれを解消するために佐久大学等と連携して、小海町でも初めて単身者向けの住宅を建てさせていただきました。建ててすぐにいっぱいになってしまって、佐久大学の希望には添えなかつたというような形になろうかと思いますが、その点につきましては現場のことをよく実習生等々で、行っていただくことがまず大切だということを伺っております。様々な機関と連携しながらこういった人材育成、絶対必要だと思いますんで、これは進めていきたいというふうに思っておりますけれども、その機会がどこにあるか、あるいは町にどれだけのチャンスがあるかというものを、逃さぬようしていくことが大切ではないかというふうに、痛感している次第であります。</p> <p>したがって、そういった機関、あるいは教えをいただくところ等々、積極的に我々のほうでもお願いをし、あるいは模索し、続けていくことが大切だと思っていますんで、積極的に進めさせていただきます。</p>

	先ほど、指導の在り方ということで、大変現実的な厳しい話を伺いましたが、そうしたことでの進めさせていただきたいと思います。
7番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>あと1問でございます。</p> <p>皆さん、推理小説を読んでいて、最後はどうなるだろうかと気になり、後ろから読んで安心してその本を読んだ経験があると思いますが、面白みに欠けてしまいます。</p> <p>高齢者の皆さんだけでなく、人間は自分の未来は全然分かりません。だから、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険等の保険を納めています。将来自分がお世話になるであろうために、安心のため、みんなで分担し合い、少しずつの額を納めています。</p> <p>保険対応以外のことが起きた場合は、町のために働いてきた自分たちと自負しています。小海町の傘下にいるのだから何とかなるだろうと、「人間を救うのは人間である」。高齢者に安心を与えるのは小海町の行政であり、黒澤町長の施策であると信じています。小海町の傘下にいるのだから高齢者は安心であるという施策をお願いしたいと思います。</p> <p>町長の決意をお願いをしたいと思います。</p>
町長	<p>今、健康福祉とそれと老人の皆様の対応ということが本当に社会問題になっていると思います。これを克服していくことが、町の行政の最重要的点の一つと考えております。</p> <p>こうしたことを含めまして、関係機関、あるいは私自身も見地を深めた中で、この施策については積極的に進めていかなければというふうに思っております。各方面とのやり取り、それから指導等々受けながら、安定的に進められればというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。</p>
7番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私の質問は以上で、終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第7番 井出幸実議員の質問を終わります。</p> <p>これより1時まで休憩とします。</p> <p>(ときに12時05分)</p>

第6番 的埜 美香子 議員

議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
----	-------------------

	次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6番議員	<p>第6番 的埜美香子です。一般質問を始めていきたいと思います。</p> <p>任期最後の一般質問です。町長にとって任期最後の予算議会となります。それを踏まえて新年度予算からと大項目で3項目の質問をさせていただきます。</p> <p>初めに、ヤッホーの湯について質問をさせていただきます。</p> <p>12月議会で質問予定だったんですけれども、そのときもご答弁の準備していただいたということでしたが、インフルエンザで休んでしまい、申し訳ありませんでした。あれから、3か月がたち、令和6年度の営業状況や令和7年度予算編成が組まれ、予算案も提出されましたので、改めて質問をさせていただきます。</p> <p>ちょうど1年前に、渡邊議員がヤッホーの湯について質問をいたしました。2つの理念と役割についてということで町長に質問しました。町長からは町民の皆様の健康面や雇用、またお客様の交流の場として役割を果たしている、なくてはならない施設だとお答えになられました。</p> <p>そこから1年たちました。施政方針では、町民の皆様の健康増進施設、松原湖高原の観光拠点施設として多くの皆様に利用され、愛される施設づくりを目指してまいりますとあります。令和7年度予算の説明資料からは町民利用、健康増進施設、観光拠点施設として効率的な運営に心がけるというこれまであった文言が消え、目指すところが変わったように、そういったことも感じたわけですが、改めて、ヤッホーの役割について、町長に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
町長	<p>文言は変わっても、基本的な姿勢は全く変わっておりません。</p> <p>町民の皆様の健康福祉の増進、そして観光拠点というものが大名目であります。その中で、とにかくヤッホーの湯、我が町の象徴的なものでもございます。そして午前中、井出議員からもご質問ございました。あそこを利用することによって町が活性し、いろんな面でいろんなことが潤っていくということがございます。そうした中の理念は一切変わっておりませんので、町にとって不可欠な施設であり、そして健康福祉の拠点であるということありますので、ぜひ利用促進をしていただき、にぎやかな温泉にしていきたいというふうに思っております。</p> <p>そして、町民の皆様が皆健康でいられることを願っているところでございます。</p>
6番議員	基本姿勢は変わっていないということで、町の活性化また町民の健康福祉

	<p>の目的の理念も変わっていないということをお伺いしました。</p> <p>以前から、町民利用は20%ぐらいという、そういう話だったと思いますが、今回資料のほうで、52ページになりますか、のほうで出していただきましたが、営業状況や予算編成資料の入場者数を見ても、町民利用という面において、出でていないので分からぬのですが、6年度は入場者数は2万1000人ほど増えて、過去最高の17万5000人に達したというわけで本当に喜ばしいことですが、比例して町民利用も増えているのかどうか、ちょっとこの表からは見取れないので、教えていただきたいと思います。</p>
産業建設 課 長	お出しいただいた資料からは読み取れないはと思うんですが、町民利用増えているというふうに感じております。
6番議員	<p>この資料からは使用料から入場者数、そういったものを割ると平均単価が下がっているので、町民の利用が増えているのかなと、そういうようにも見えるんですが、子供の数が増えているのか、また割引とか無料券とかそういうものがあるのか、この表からはちょっと分かりませんので、こういったものに入れていただきたいなど、町民利用を増やしていくという、そういう方針であれば、先ほど7番議員のほうからもありました、今、町長のほうからもありました、足の問題、そういうこともまた検討していただいて、町民利用を増やすための努力と、その成果がしっかりとこういう表に見えるようにしていただきたいと思います。</p> <p>もう一つ、役割ということの中に、雇用を生み出しているということを以前町長もおっしゃられていますが、昨年の渡邊議員の質問の中でも、リニューアルオープンして1年目という中で、スタッフの確保が大変という話や経営は厳しい状況という話がされました。先日の議案質疑の中では、本年度スタッフが6人も辞めたという話でした。態度が悪いとかやる気がないとの話でしたが、長年頑張ってこられた方もおられたと思いますが、急にやる気がなくなったり態度が悪くなるのでしょうか。</p> <p>そうでなくともスタッフの確保が大変というときですので、もう一度正確に何人辞められて、何人新しく採用されたのか、お答えいただきたいと思います。</p>
産業建設 課 長	議案質疑みたいな感じなんですけれども、確実に辞めた方は3名でございます。これは八千穂の道の駅ができて、そちらのほうに行かれたという方です。そして、あと3名、私態度が悪いとか、そういうことは言っていないんですけども、ご自分から辞められた方が2名、そしてヤッホーの湯に対してのどういう感じか分からぬんですけども、辞められている方

	が1名、これがいますんで3名、合計6名の方が辞められました。新しい人は2名入っていただきました。
6番議員	<p>態度が悪いとかやる気がないとは言っていないということですが、この間の議案質疑の中ではそういったことをおっしゃられたと思います。いずれにしても、この1年でそんなに多くの方が辞められたということで、今のスタッフさんの皆さんのご負担、かなりのものじゃないかなというふうに察するわけですが、これはゆゆしき事態といいますか、大変な状況なんじやないかなと思います。</p> <p>町長、雇用という面において、役割の一つだとお答えになっていましたが、こういった状況は雇用促進という面で役割を果たしていると言えるのか、そのあたり、どうお考えか、お願いします。</p>
町長	<p>今、課長のほうから申したとおり、3名の方、この方はいわゆる厨房を主に預かってもらっていた方たちですが、佐久穂町で新たにできた道の駅、民間主導ということで、ちょっと報酬とかそういうものは聞いてみませんが、やはり行政で縛られるよりは、何かあるかなということは感じたわけですけれども、調理の皆さんの中は結構幅広く横の連絡を取っていたり、それから友達同士とかいう間柄が多いとお聞きしています。そうした中で、私の感じですが、非常に賃金も安いのが現実ではないかというふうに思います。しっかりした腕を持っていても、それに見合う報酬がないというようなことであれば、そういったお考えになることは、これは当然と言えば当然、されどヤッホーの湯でもその皆さんにいていただくために、最大限の努力はしてきたつもりでございます。それは賃金の面も聞くし、それからそれぞれ条件を話し合うということはしてきたつもりでありますけれども、今回ああいった大きなものがオープンするということで、そちらに流れた方は3名と、調理のほうでいたことは3名とお聞きします。それと、補足ではございますが、1名戻ってきます。それは補足です。ほかの3名につきましては、課長の方からそれぞれ連絡をもらっていたわけですけれども、やはり個人の申すことを十分重視してくださいということで、やっていった結果、体力的とかそぐわなくなってきたので辞めたいということが3名でございます。</p> <p>新たに入っていただいた方については、履歴書等々の中で私は判断させていただいたんですが、申し分ない方でしたので、入っていただきました。その結果、雇用の人数は減っているわけですけれども、とにかく今ヤッホーの湯はみんなスタッフやる気でございます。特にサウナではとにかく近</p>

	<p>辺でナンバーワンになるんだという意気込みで、熱波隊だとか、熱波女子隊だとか、近隣にはないサービスをしてその維持に努めているわけですが、そういった考えは私はとてもいいことだと思いますんで、そして魅力のある温泉であることを目指していきたいと思っております。</p> <p>中身については、私への報告はそういうことですが、なかなか食の世界は難しいなと痛感いたしました。それからサービス業、なかなか今の時代大変だなということを痛感した次第であります。</p>
6番議員	<p>今、町長からご答弁いただいたように、食堂の方が大変なのかなということを感じました。この間も在庫管理の話、しっかりとやるようになったということですが、そこも厨房の責任者に任せていると、そういう話でした。これまた大きな負担ではないかと感じています。役場職員が3人行っている中で、しかし在庫管理、棚卸という重要な仕事を会計年度任用職員が行っている。今、町長からもありましたが、賃金安いとか、報酬の話とか、最大限にいろいろ努力はしてきたということですが、不平不満が出てもおかしくないのではないかと、そういうふうに感じますが、実際どうなのか、その辺に関して何か今後対策を考えているかどうか。お願いします。</p>
産業建設課長	<p>今、的埜議員のおっしゃった在庫管理を会計年度任用職員に任せているというのは、ちょっと違うと思います。数を報告していただいて、役場から行っている人間が管理しているということでございます。申し訳ございませんが、先ほどから出ている厨房が大変とか、ホールが大変とかというのはちょっとニュアンスが違うと思います。というのは、じゃフロントをやっていただいて、フロントは楽なんだろうなというふうに、やってみていただければと思います。</p> <p>というのは、苦情をいただくのも、クレームをいただくのもみんなフロントの仕事です。そして役所の人間がそれを全部管理する。クレームについては係長が全部処理しております。</p> <p>ということで、申し訳ございません。温泉にあまり来ていただかない的埜議員からそんなことを言われる筋合いはとてもない。</p>
議長	表現に問題があります。
6番議員	<p>フロントが楽なんていうことは私は一切、そういうことのつもりで言ったわけではありません。</p> <p>今、町長の話から聞いても食堂のほうが大変になってきてているという話の中で今そういった話をしたつもりです。</p> <p>この次の質問とも関連しますので、2番のほうの質問に移りますが、令和</p>

	7年度予算に計上されていますオーダーシステムの導入ですが、人員削減が目的ではなく、人材不足に対応できるようにということでしたが、これまでヤッホーの湯はフルサービスを売りにしてきたと思います。高齢者には扱いにくいと思いますし、対面の接客が減ることで逆にサービスの低下にはつながらないのか、配膳や下げ膳はどうするのか、そのあたり、教えていただきたいと思います。
産業建設 課 長	<p>セルフオーダーシステムについて、質問をいただいたというように解釈しております。</p> <p>導入には幾つかのメリット、デメリットがございます。それをちょっと考えてみたいと思いますが、メリットですが、効率的なオペレーションが期待できます。スタッフが注文を受ける時間が削除でき、その分ほかの業務に集中できるということでございます。お客様の注文を速やかに処理できるためサービスの回転率が上がると。ひいては顧客満足度が向上するということでございます。そして、注文ミスが減少します。これについては食材ですとか、そういうものが無駄にならない。それから人手による注文伝達ミス減少、これはホールから厨房に伝達、こういうミスもなくなります。お客様の要望が正確に反映されるということで、皆さんもセルフオーダーをやるときにどういうふうに感じるかなということを考えて、お客様の自由度が変わるというふうに世間一般的には言われております。というのはせかしたり、笑顔でないオーダーを取ったりとかいうことでなく、機械がお客様のペースでメニューを選んだり、注文ができると、ストレスなく快適に過ごせるということです。また自分で注文の内容を確認し、変更や追加も容易にできるということで、待機時間の短縮にも関わるというメリットがございます。</p> <p>では、一般的に言うと、人件費の削減というのができるというふうに言われていますが、そういうふうには考えておりません。注文を取るスタッフの人数を減らすことでスタッフの負担が軽減できるということで、先ほどの議員がおっしゃった、大変の中をまた人がいなくなつて大変じゃないかということも見据えて、スタッフの負担を軽減すると。</p> <p>ヤッホーの湯は人件費削減に期待しているわけではなく、しいて大きなことで言えば、行政のDX化、国も県も進めておりますが、これからの中でオーダーシステムを機械化することは、必要ではないかなというふうに考えております。</p> <p>それから衛生面の面でもコロナ禍でもあったように、タブレット端末を利</p>

用したオーダーシステムでは対面の説明職がない。これがおもてなしの心がなくなるんではないかということでございますが、衛生面については配慮ができるということでございます。

そして、初期導入コストがかかります。システム導入や機器の設置にかかる初期投資は高くつく可能性があるんですが、こちらについては後年度に分けてリースという形で計上させていただきたいと思います。

そして、使い方に慣れが必要だということで、この間の温泉委員会でもありましたが、高齢者や不慣れな方については、わずらわしく感じられる場合があるかもしれないということですが、そこを温泉のスタッフが優しく笑顔で対応していただくということで考えております。

それから、システムが故障したときとか、操作ミスとかのときに困るということもこれもサポート体制、それから不便を感じさせてしまうということはご指摘のとおりあるかもしれません、これは避けて通れない道なので、それに対応する笑顔のスタッフを準備させていただきたいと考えております。

温泉にとっては、おもてなしの心からいうと、接客の機会が減少するというふうに予想されています。セルフオーダーシステムについては従業員と顧客の直接的な接点が減少するということで、これがおもてなしの心とちょっと違うんじゃないかというご指摘はあるかと思いますが、温泉というリラックスした空間で、人と人の触れ合いが減少すると感じるお客様もいるかもしれません、そこはこれからDX化、人材不足、そういうものを捉えてやっていかなければならぬというふうに考えています。

それからもう一つ問題点としてセキュリティーの問題がございます。もし、情報漏えいなどがあった場合には、大きな問題になるという可能性はございます。

メリット、デメリットをご説明しましたが、ヤッホー温泉についてはフルオーダーシステムを導入していきたいと考えております。お客様の体験の向上では、ヤッホー温泉が提供するリラックスした環境で、お客様が自分のペースで食事や注文を楽しむことができるようになるということ、それからセルフオーダーシステムはお客様が自分の選びたいものを素早く注文できるという利便性を提供します。

それから、業務効率化とスタッフの負担軽減、セルフオーダーによってスタッフが注文を取る手間を省き、他の業務に集中できる。業務全体の効率が向上すると。繁忙期などで特に役立つと考えております。

	<p>それから衛生面の配慮、特に昨今の状況を考えると、直接的な接触を減らすことはお客様の安心感を高め、そして温泉のようなリラックスした空間で重要なポイントだと考えております。</p> <p>それから、他の温泉施設と差別化し、戦略として差別化を図ると最先端の技術を取り入れることは、競合とか差をつけるポイントになるということで、機械化、オーダーシステムということで、若いお客様へのアプローチにもつながるということでございます。</p> <p>先般、議案質疑では800万円のお金をかけてやる必要があるのかというきついご意見をいただきました。コスト削減で、初期段階で回収するまで時間がかかる可能性もありますが、長期的に見ると、人材不足や業務の効率化によるコスト削減が期待できるんではないかというふうに考えております。</p> <p>ヤッホー温泉においては、セルフオーダーシステムの導入はお客様の利便向上と業務効率化に寄与し、同時にスタッフの負担軽減や衛生面での改善も期待できます。導入についてはコストやお客様の配慮が必要ですが、導入理由としては満足度を高め、効率化とそして温泉施設の魅力をさらに高めるため、これからやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>一般的な回答で申し訳ございませんが、以上です。</p>
6番議員	<p>今、いろいろメリットのほうが多いというような、そういうご答弁でした。デメリットはセキュリティーの関係だとかということで、あまり少ないというようなことだったんですけども、今、課長のほうからありました、予算の関係で質疑もさせていただいた中で、毎年このシステムで本当に800万円、900万円ほどかかることになるわけですけれども、初期投資だけではありません、それは。その便益が本当にあるのかということは、私たちは疑問に思わずを得ない。長期的に見るといいんだという話ありましたけれども、これで本当に人材不足に対応できるのかということも心配です。そもそも従業員の離職、そういうことが頻繁に起こっているということの対応がどうなっているのか、職場環境に課題があるのではないかというふうにも思えるわけです。</p> <p>議案質疑で、労務管理は誰がやっているのかをと質問しました。ヤッホーに行っている役場職員だとお答えでした。頑張って続けていただくよう促すのが労務管理をされている職員の仕事ではないでしょうか。労務管理とは、従業員の職場環境を管理する仕事です。労働時間、賃金、福利厚生、ハラスメントや健康管理に関する対策を実施したりする。労務管理の</p>

	目的は、従業員が安心して業務を行うための職場づくりです。働きやすさに大きな影響を与えるので、会社なら非常に重要な仕事なわけですが、先ほどもありました。辞めている人は皆食堂のホールだったり、厨房の方たちだったりするわけです。労務管理をされている職員は普段から食堂のほうで様々見たり、様子を見たりしているのでしょうか。一緒に仕事をされているのか。ちょっとそのあたり教えてください。
産業建設 課 長	<p>役場の職員が、厨房、ホール、それからフロントに入ってやっております。何と言っていいのか、労務管理とかそういうのをやっていまして、そして厨房、ホールの方が辞められるということなんですが、私たちの考え方とすると、スタッフの皆さん、辞めるのもある日突然辞められる。そして先ほど最初に出てきました的埜議員からの、改めてヤッホーの役割はということで、スタッフの皆さんも大事なんですが、町民、そして訪れるお客様が第1番です。そういう方たちに対して、的埜議員にもお見せしたいと思いますが、これだけ毎日苦情のクレーム、そういうものを処理しているのも役場の職員でございます。例えば中にはきつい言葉があって首にしろとかという言葉もあります。それからむすっとして、せっかく温泉に癒やしに来たのに、ああいう態度でやられると癒やしにもならない。休まらないということも書かれたこともあります。そして直接フロントに言ってきた方もあります。</p> <p>そういうこと、それから温泉、先ほども町長もありましたが、道の駅にトラバーエした方いらっしゃいますけれども、そういうのもスタッフの皆さんのが自分で考えて行動したことだというふうに考えています。というのを引き止めたり、無理にここにいろということでやることというのは、私たちにはできません。ですからこれから人がいなくなったり、勤めたいということの中で、一番はお客様に第一に考える施設、そして東信で一番になれるような、そういうよい施設というのを目指してやっています。そういう中で、方針が違うというふうに思った方は去って行かれたんだなというふうに考えております。</p>
6番議員	ふだん厨房に入っている職員がいると、その方が労務管理をされているのか、何か違うんじゃないかなというふうに、私はお聞きする中で思っています、それは。ほとんど顔を出さない職員が労務管理を行っているのではないかと。最初、態度が悪い、やる気がないと議案質疑のほうであったので、そういう聞き方をしましたが、今ずっと聞いている中で、優しく笑顔でというようなそういう声があったということで、苦情のクレームがフロ

	<p>ントのほうに入っていると、そういう話を聞きました。私、口コミのほうを見ましたけれども、口コミのほうではそんなに、1件、2件ぐらいはあったと思うんですけれども、あまりヤッホーのスタッフに関して厳しい意見というか、というのはあまり見かけられないんですけども、どういうことかなと、ちょっと私も、まだ聞いていませんけれども。</p> <p>先ほど、町長のほうからもスタッフの人たちの意見を聞く場、しっかり持っていきたいという話もありました。意見を述べる。そこで今そぐわないというか、人は辞めてもらえばいいという話を、課長、されたと思います。労務管理、私さっき言いましたけれども、それはしっかりとやっていただきたいと思います。</p> <p>ちょっと、ヤッホーの湯の職員配置図たるものを見たんですけれども、町長、黒澤弘、産業建設課長宮澤賢司、その後、支配人小山聰、そういうふうに、その下に井出善幸、松本俊介というふうにあるんですけども、支配人とはどういうことなんでしょう。ホテルみたいな感じのイメージを受けるんですけども、ヤッホーの湯に支配人が要るのか、そのあたり、お願ひします。</p>
産業建設 課 長	ヤッホーの湯開所の頃から番頭さん、番頭さんを言い方を変えたら支配人ということで、開所当時から番頭、支配人を使っております。
6番議員	<p>分かりました。</p> <p>次へ進みます。</p> <p>3番として、指定管理の考えはないかということですが、1年前の渡邊議員の質問で運営、経営の問題に触れ、町営は限界ではないかと提言をしました。町長は赤字圧縮していく努力が必要で、していきたいと、そういうふうにお答えになっています。</p> <p>赤字の原因、分析はしっかりとされているか、お願ひします。</p>
産業建設 課 長	<p>こちらの資料で出させていただいたこの予算でございますが、もともと一般会計でやっているものを職員が加工してこういう決算、予算書にしております。ということで、例えば役場の職員3人の人件費、これがここに入ります。というふうに作成しております。ですから、そういうものも加味しますと、一概に、ずっと昔から同じ条件でやってきていないものでこういう結果になると思います。</p> <p>いつだかもお話ししましたが、ヤッホーの温泉、開所をした当時から黒字というのはなかったというふうに考えております。それが何につながるかというと町民の福祉、そして観光交流、そういうものを見据えた事業です</p>

	ので、赤字幅がこういうふうに大きくなってきたときに、この予算書の作り方で、そういうふうに見せざるを得ないというふうにはなるんですが、もともとは一般会計でやっているものですから、そのところをご理解していただければというふうに思います。
6番議員	<p>今、予算編成についての令和7年度の資料という話もありましたので、それを見ながら考えたわけですが、役場職員の人事費とか、予算書の作り方の問題とかというようなこともありましたけれども、それだけではないと思います。</p> <p>これを見ると、客数が増えると赤字も増えるという、そういう構造問題があるんじゃないかなというふうに見て取れるわけです。これを見ていただけたら分かるというふうに思いますが、令和7年度の予算、赤字はさらに増え、6,900万円の収支差額です。この7,000万円近い赤字、町民は納得できるでしょうか。今後のヤッホーの湯の運営を町で続けていくということが本当によいのか、町民益になるのか、先ほど従業員の働き方の問題とか労務管理の問題、そういったこともお話ししました。役場職員の管理運営には私は無理があるのではないかと感じています。</p> <p>役場直営を見直す時期ではないかと思いますが、町長、その辺のお考えをお願いします。</p>
町長	<p>過去に何度か指定管理という話もございました。そうしたときに何を守るかという話でございます。</p> <p>的確議員おっしゃること確かにそうでございます。7,000万円近いお金をそこにかけて何の効果があるかということになろうかと思いますが、温泉は非常に難しいもので、突発的な事故があったり、機械が壊れたり、そういったことがございます。そうしたものを全部計上していった中の積み重ねでございますので、一概にこうということではなく、そして十分なサービスをしたいと、私たちの願いであり目標でありますので、もうしばらく見守っていただきたいというのが、私の考えでございます。</p>
6番議員	<p>しばらく見守っていただきたいという話ですが、直売所やふるさと、あるいは移動販売といったようなことと同じように、ワインとかもそうですが、開設までは役場で本当にいいと思うんですけども、将来的には民間の活力やノウハウに任せていく。そういう方向性が私今町の政治判断として求められていると思います。</p> <p>次へ進みたいと思います。</p> <p>2番のグループホームについてですが、障害者のグループホームについて</p>

	<p>ということです。</p> <p>2月10日の全員協議会において、小海町障がい者、高齢者等の住まい、福祉住宅に関する経過ということで、平成28年から今年2月までの経過説明を宮澤産業建設課長から受けました。</p> <p>私の記憶では、最初ひまわりのNPO法人の話が出て、その後、グループホームの話も出てきたと思います。</p> <p>今回、今日も資料出していただいて、グループホーム整備計画の経過の資料を出していただいたので、これはこの間の説明の資料とは違いますので、またちょっと簡単に説明をお願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>前回の全協の資料からまたグループホーム関係、またそういうところを精査した中の資料でございます。</p> <p>今回、最終的にこの2月に障害者福祉施設等の検討委員会の2年ぶり開催ということでございます。ただいま申された配布しました整備計画の経過の資料にもありますとおり、令和3年1月から開催されて、当時は地域活動支援センターひまわりの社協への委託、またはひまわりの就労支援B型事業実施が協議されたという中で、障がい者の福祉計画というのも、その中で取り上げられた中に、グループホームの整備というものが議論に上りました。その中でその後度重なる議論の中で、町内にもグループホームの整備をという議論になり、町としても整備していくというような方向となつたわけであります。</p> <p>その中で、整備の場所やグループホームの形態、整備費用について議論がなされたわけですが、最終的には国の補助金を活用しての整備をするという方向で、令和5年の1月に委員会で協議して決定したというようなことでございます。</p> <p>令和6年に入りまして、町民課のほうで福祉住宅の計画整備委託というようなことで100万円の予算の中で、グループホームと町営住宅移転の候補地というようなことで検討を行い、グループホームにつきましては土村清水町の高台を候補地というような形で決定いたしました。</p> <p>そして、資料として今回出ております入居が必要と思われる障害者にありますように、同時に町内の障がい者の調査も行い、グループホームの形態はどれがよいかというような検討もいたしております。</p> <p>また、その後、今回の財源につきまして県との協力を得ましたので、その中では地方創生交付金で整備をしていくということになりました、申請に</p>

	<p>当たってはその時点ではグループホームという名称ではなく、障がい者・高齢者等の住まいという名称で、いわゆる町営住宅というような形で整備していくことになったことになります。</p> <p>この経過につきまして、今回の2月障害者等福祉検討委員会においてご説明を申し上げたというような次第でございます。</p>
6番議員	<p>最初、私言いましたように、ひまわりのNPO法人の話が出て、その後グループホームの話が出てくる中で、障害者計画もない中で、中身が全然分からぬといふ話が出ました。全協を何回も開いて、担当、係から現状や説明も受けました。</p> <p>その中で、令和3年4月に第6期障害者計画ができました。そのあたりからグループホーム整備についての協議が始まったと私は認識していました。でも今お話を聞くと、その前に障害者施設検討委員会が何回か開かれて、検討委員の皆さんの中から、グループホームの整備をといふ話があったといふ、今そうやってお聞きして、そうだったんだなといふふうに思うわけですが、ただいまの説明で、今度そのグループホームではなくといふ、グループホームといふ文字は消え、高齢者、また明日の全員協議会でも説明受けるんだと思うんですけども、障がい者・高齢者の住まいということで、計画されているようですが、今、グループホームの求められている声といふ中で、グループホームの入居が必要と思われる障がい者というものが、今回7期の計画を出していただいているが、その中を見ると、この資料で言うと75ページになります。</p> <p>その中で、実施計画としても1番目にグループホームの整備といふことが上げられていて、喫緊の課題になっていたと思います。最後のページに、すぐにでも入居が必要であるといふ、そういう方が7名といふふうにあります。当事者にとってはやはり切実な要求なんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは先日の障害者施設検討委員会の中で出なかつたのか、ちょっとその辺お願いします。</p>
町民課長	<p>先般の障害者等福祉施設検討委員会の中では、即近に必要な方といふことで7名といふ話が出ておりまして、その中ではある程度重度の方につきましてはちょっと入居の部分では難しいかなと、このグループホームの整備の中で一番とすれば、この中でも親亡き後の子供のための日中支援型グループホームといふ意見が出てございます。実際町としても重度の方の受け入れといふことは検討しておったわけですが、この検討の中では、グループホームの形態はある程度軽度の方からまず始めるとい</p>

	<p>うのような形で議論をしてきました。そういうことを検討委員会の中でもお話しはしたという状況でございます。</p> <p>要因としては、重度の方を受け入れる日中支援型というふうになりますと、事業者へ委託を考えた場合に、事業者のほうでも、人材確保というものが今やはり大きな問題となっているという状況でございまして、なかなか運営を受けてくれる業者というのは難しいのではないかというところが出ております。</p> <p>ですが、委員の中の出席者の中の意見としましては、今後として町のほうでも日中支援型のグループホームの整備を検討していただけないかというような意見は、出てございます。</p> <p>ですので、こういう意見ある中では、今後もまた福祉施設検討委員会の中では、そういうグループホームについても議論を重ねていかなければいけないかなというふうには、考えております。</p>
6番議員	<p>親亡き後の問題だとか、日中支援型のグループホームということの議論はずっとあったと思います。</p> <p>町長、新年の挨拶でもグループホームについて建設に着手しますと、そういうふうに宣言されたと思いますが、今度の計画を見れば、グループホームの整備の文字は消え、障がい者・高齢者の住まい整備というふうになり、こういったことを望んでいた方からすれば、言っていたこととは違うじゃないかというふうな声もあるんじゃないかなと思います。</p> <p>私たち共産党の小海支部で実施しましたアンケートの中でも、グループホームを求める声が数件ありました。直接お願いされた方もいらっしゃいます。当事者の皆さんには今か今かと待たれているのだと思います。今回の複合福祉施設建設計画ですが、もちろん理想を掲げるというのはいいですが、場所ありきで補助金ありきになっていないかと、そういうことが言いたいわけです。公設民営という話から公設公営で町が事業主となり、運営をしていくと、それには、もっともっと私は中身の議論をしていかなければならぬんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>障がい者や高齢者と健常者が混在して居住する施設、健常者が障がい者、高齢者のケアをしながら一緒に生活をしていくことを目指す施設、もちろん理想は分かりますが、十津川村のように、関わる方が何年もかけて、本当に小海町に合った形はどういうものなのかを、議論を重ねて積み上げる形がいいのではないかと思います。</p> <p>まず、今ある施設を利用したり、単費でも建設できる規模で進めてみるの</p>

	もいいのではないかと思いますが、その辺の考えはあるかどうか、お願ひします。
町民課長	<p>今現在のところは、単費その他の実施というところはまだ考えているところではございません。</p> <p>先ほど申しましたとおり、こういう意見も福祉検討委員会の中で出ているということでありますので、そういうことを踏まえた中ではまた今後、そういうことの整備や、そこには進めていく部分は考えていかなければいけない。障害者福祉計画の中にも確かにグループホームの整備というようなことでうたってございます。</p> <p>ですので、今後、また、どの地区に造るという障がい者、高齢者の、また健常者等が住んでいけるというような住宅の整備ということでございますが、この中でまたこの中の課題というのも出てくるかとは思いますけれども、そのような中を踏まえた中で、また、このグループホームというのもまたほかの場所、またはこの中でまたグループホーム化はできないかどうかというようなことも検討していく、一つの材料になるというふうに考えでございます。</p>
6番議員	<p>今後のグループホームをどのように考えていいか。私は今回まちづくりとして進めていこうとしている障がい者・高齢者住宅計画はそんなに急いで進めることではなく、中身の議論をじっくりやった中で計画をしていただきたいと、そういうふうに思います。</p> <p>そして、求められている急ぎで造れるものは造っていくと。例えば社協の下のやすらぎの家だとか、そういうところも空いていますので、そういうものから始めてみるとこともいいのではないかというふうに思います。</p> <p>最後の質問に移ります。物価高騰対策についてということで、今どこへ行っても、どなたとお話をしても、食料品の値段が高過ぎて、買物をしてレジで本当に会計に行ってびっくりするということとか、ガソリンも高過ぎて出かけるのを控えているとか、暖房費もかかるからできるだけ一つの部屋で過ごすようにしているとか、飲食店の皆さんも材料費やお米が上がり、本当に大変だけれども、昨年値上げしたばかりだから、これ以上値上げできないとか、食品もだし、光熱費が上がって経費が本当に大変と嘆きの声が多く聞かれます。</p> <p>私も触れましたが、私たちが行ったアンケート結果では、あなたの暮らし向きはどうですかの問いで、少し苦しい、とても苦しい、合わせて70%を</p>

	<p>超えています。その原因を尋ねたところ、国保税や介護保険料が高過ぎる。消費税が高過ぎる。物価高、光熱水費が高いということが占めています。エンゲル係数が高くなるばかりで本当に大変だとか、現役世代から見ても、生活格差が本当に広がっているのではないかとか、お米や野菜の高騰で何を節約して暮らしていくべきかと、悲痛の叫びがたくさん書かれています。</p> <p>そんな中、先週から皆さんのお宅にPマネーが届き始めました。早速喜びの声も聞きました。町長にもこういった多くの嘆きの声とかPマネーの話とか、そんな話、いろいろ届いているんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>こういった施策は本当に丁寧であります、いいことはすぐ連絡があります。それは喜ばしいことだと思います。</p> <p>ただいま的確議員おっしゃるように、日本国中大変なことになっていると私は感じます。そして世界情勢で見ると、トランプさんが毎日違うことを申して、それに一喜一憂している企業、そして国、振り回されているわけですけれども、我々はやはりこの国に、そしてこの町にしっかりと生きていくためには自分の生活を守るということがまず大事だと思います。それなりの生活の努力は、これは個々がしていただくというのがありますが、そういうことにも限界があろうかと思います。</p> <p>行政は、そういったこと全般に寄り添っていくことが大切だというふうに考えております。様々なご意見あろうかと思いますけれども、やはりこの役場の中で、集約した中で、優先順位を決め、そして前に進めていくというのが道ではないかというふうに考えております。</p> <p>また、何かございましたらまた意見として出していただければというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>町長、施政方針の中でも、今おっしゃられたようなこと述べられています。国や県の動向を見つつ町の事業を進めてまいりますと、そういうふうにあるんですけども、臨時議会の中で今言ったPマネーのことも予算執行されたものですが、その際に、新年度予算では町として物価高騰対策考えていないのかという質問に総務課長のほうから、国や県の動向を見てとそういったことのお答えでした。</p> <p>今回、新年度予算には、物価高騰対策というあれは何もなく、いつものPネット協同組合補助金としてプレミアム商品券3,180万円ぐらい、それし</p>

	か見当たらないわけですが、ずっと言っていることですが、買える方にはもちろんありがたい補助金、補助事業です。しかし本当に困っている人は買えない。そして経済効果がなかなか分かりづらい、見えないのがこの事業だと思います。これはずっとそうだと思うんですけども、経済効果あるのか、ちょっとそのあたり、お願ひします。
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>令和6年度でございますが、ご存じのとおり、国の事業、県の事業、低所得世帯への支援、物価高騰対策という名目で、地方創生の臨時交付金が交付され、国では3万円、子育ての子供さんについてはプラス2万円という施策が行われます。これが令和7年度にかけて行われるということでございます。以前も国や県、国については全体的なガソリン、それからガス等、供給元に対して施策を行ってもらっているということでございます。</p> <p>町につきましては、国から交付される臨時交付金の推奨メニュー枠というようなもので、今回事業を実施しているわけですけれども、そういったものも十分に利用させていただきながら、全く町単独ではやらないという、そういう意思ではございませんけれども、そういった各国や県の実施する事業、それは恩恵を受けて、そしてその上でまだ足りないもの、そういうものを考えていく、それが末端の市町村の役割だと思いますので、そのようなことを動向を見つつというのはそういうことを見極めた上で様々な事業対策をしていきたい、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>低所得者対策支援も臨時交付金の中で実施されました。これもまた何度も言うようですが、対象にならないぎりぎりの方が本当に大変なんです。線引きが難しいという、そういう問題もありますけれども、年金暮らしで連れ合いをなくされた方、年金も減ってしまい、遺族年金もない。光熱費は2人のときと変わらないと、本当に大変なんだと涙を浮かべて話されました。Pマネー1人1万円は皆さんありがたいと本当に思っています。ガソリン代が高くて外出を控えている人、灯油代の足しになる。今回のPマネーに町からもう1万円加算できなかつたのかなと、そういうことを残念に思っています。</p> <p>ただ、今、ご答弁ありましたように、町単独でやらないということではないということのようなので、また今後期待したいと思います。</p> <p>町長の言う公平、公正、適正とは、町長、任期残る1年、期待したいと思います。</p>

	町長のご答弁をお願いします。
町 長	<p>公平、公正は、これは何事をおいても基準でございます。私、あと2期目の任期1年ということでのご返答と存ります。</p> <p>そうした中、継続は実に地方行政に必要なものだと思っておりますし、それで今まで積み重ねたものもずっとございます。そうしたものとの動向を見ながら、そして交付税、交付金等々の調和もございます。いかんせん、77長野県の中ではあります市町村の中で、不交付団体は1町だけというような状況を踏まえた中で、決して無謀なことができないのが今のことだと思います。十分な討議、論議、そしてご意見拝聴しながら、あと1年につきましては進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
6番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に全般にわたってですが、私たちに寄せられた町政に対するご意見、今回、かなり厳しいご意見も多かったですが、一部ご紹介します。</p> <p>まちづくりの柱が見えない。町民が納得し、リアルに計画に参加できるような計画づくりをしていただきたい。どんな町にしたいか展望が見えない。小海町の未来像が町長からなかなか伝わってこない。行き当たりばったりのように思う。町民の目線の町政ではない。私たち議員にも厳しい意見がいっぱいありました。</p> <p>今回はそれは述べませんが、町の政治は誰のためにあるのか。町民のためです。私もこの4年間、常にそこに立ち返りやってきましたつもりです。町長も2期目最終年、集大成の年、ぜひ町民の皆様に寄り添い、公平、公正、適正で行政進めさせていただきたいと改めてお願いをし、最後の一般質問を終わりにします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第6番的埜美香子議員の質問を終わります。</p> <p>これより、2時5分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時56分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>これから質問は黒澤敦史君ですけれども、その前に町長から一言。</p>
町 長	<p>貴重な時間、申し訳ございません。</p> <p>先ほど来の答弁の中で、的埜議員からの質問があった中で、職員の中で不適切な返答があったということです。撤回させていただきまして、おわび申し上げます。</p>

	以上です。
<u>第1番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	次に、第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1番議員	<p>1番 黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。</p> <p>今回の私の一般質問では、1つ目の質問としてガバメントクラウドの共同利用における懸念と当町の対応について、2つ目の質問として町長2期目の残り任期1年を迎えるに当たり、現在進められている事業の評価と展望についてお伺いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>1つ目の質問です。</p> <p>まず、ガバメントクラウドについて、概要をご説明いたします。</p> <p>ガバメントクラウドとは、政府機関や地方自治体などの公共機関が、行政サービスのデジタル化や業務の効率化を目的として利用する、クラウドコンピューティング基盤のことを指します。政府は本年度末までに全ての自治体が住民基本台帳、国民年金、介護保険など、標準化対象となる20の業務について、移行を完了することを求めています。</p> <p>ガバメントクラウドでは、最新の技術水準に基づく共通のクラウド環境を提供することにより、自治体や行政機関のアプリケーション開発を最新のものにしていくことをサポートする仕組みとなっており、民間事業者は、ガバメントクラウドの仕様に準拠して、開発した業務アプリケーションをガバメントクラウド上に構築できるようになります。自治体は、それらのアプリケーションの中から、最適なサービスをそれぞれの裁量で選択できるようになります。</p> <p>このガバメントクラウドに関してですが、昨年、令和6年12月に府省庁、地方自治体、特殊法人等が共同利用する法律が成立しました。この法律では大口の割引を受けるため、デジタル庁が利用料を各自治体から徴収し、ガバメントクラウド提供事業者に一括して支払うという内容であり、全国の自治体や公共機関は利用を検討する努力義務が課されました。そしてガバメントクラウドを提供している事業者は、政府の基準をクリアして登録されたAWS、アマゾンウェブサービス、マイクロソフト、グーグル、オラクルのアメリカの4社で、一昨年の末に日本企業のサクラクラウドが登録されました。ただし、サクラクラウドはサービス提供を準備中となっていきます。</p>

	ここでまずお聞きしますが、現在、当町のシステムはどのような仕組みで運用されているか、ご説明ください。また、システムの標準化及びガバメントクラウド移行业務の進捗状況を併せてご説明ください。
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在、小海町におきましては、ベンダーである株式会社電算のシステムを利用しております。自序サーバー等は設置せずに、株式会社電算が所有するクラウドにて業務運用を行っているところです。住民情報や税情報をはじめ、福祉、保育所、戸籍などの情報を保管しております。</p> <p>システムの標準化につきましては、引き続き株式会社電算にお願いをしているところです。標準化におきましてベンダーの固定を防ぐ意味合いもございますが、どこのベンダーもお抱えの自治体の対応及び開発で忙しいため、移行を受け入れているベンダーはないこと、標準化において業務の流れも変化することが考えられますことから、佐久市に支社がありまして、現在もサポートいただいている株式会社電算に標準化対応をお願いしているところです。</p> <p>国が推奨しますガバメントクラウドの利用が、今現在努力義務とされているところですが、小海町を含め、周辺自治体につきましては、ガバメントクラウドでなく、ベンダーである株式会社電算のプライベートクラウドを利用する予定と聞いております。</p> <p>ガバメントクラウドに移行することでメリットがあるのは、自序にサーバーを構えている大きな市がメインとなっております。こうした市ではサーバー構築費や維持管理費が抑えられるため、移行することで支出を抑えることができます。小海町含め、周辺の株式会社電算の利用自治体につきましては、現在既に電算のクラウド上で各業務を利用しておりまして、自序サーバー等の設置はありません。つきましては、ガバメントクラウドに移行することにより、費用の削減の恩恵をあまり受けません。</p> <p>また、電算の試算ですけれども、1ドル150円換算ですけれども、ガバメントクラウドの利用で年間1億1,600万円、電算のクラウドですと、これに比較して7,350万円と約4,200万円ほどの差が出ます。円安傾向であること、米国でのインフレ等の影響次第では、ランニング費用に差が表れると思込まれます。</p> <p>ただ、電算サーバーのみではバックアップが確保できないため、ガバメントクラウドに接続して、電算サーバーの遠隔地バックアップとしての利用は、最低限行っていかなければならないと思います。</p>

	<p>いずれ小海町の標準化ですけれども、進捗は本年の7月頃に移行が完了する予定です。昨年度から現在までの標準化に対する文字同定ですか、2月には各担当業務に初期設定のパラメーターの報告、4月以降は自序への各種接続に必要な機器等の設置が行われる予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、課長、ご答弁いただいた年間でガバメントクラウドだと1億1,000万円で今の電算だと7,300万円、それは5年間ですね、1年じゃなくて。5年間でそういう試算があるということでいらっしゃいますね、ということでありがとうございました。</p> <p>先ほど申し上げたように、ガバメントクラウド提供事業者は今のところアメリカの企業4社、日本企業1社が認定されていますが、多くの自治体がアメリカの企業であるAWS、アマゾンウェブサービスを選択するのではないかと予想されています。その理由としては、令和3年より全国の自治体で進められているシステム標準化作業において、業務を請け負っているベンダーと言われる国内のIT企業が、このAWSのクラウドを推奨するケースが多いためと言われています。予想されているとおり、多くの自治体がこのAWSを選択した場合、自治体が持つ住民情報がAWSのデータセンターで管理されることになりますが、日本企業ではなく、アメリカ企業のクラウドサービスを利用することによる問題点を幾つか指摘させていただきます。</p> <p>まず、1点目はデータの安全性の課題です。政府はデータセンターは国内に置くこと、暗号鍵がありクラウドサービス事業者はデータの中身を見ることができないこと、また国内法が適用され、アメリカの裁判権に服さないことから、安全性に問題がないと説明しています。しかし、データセンターが国内に合っても、外国の政府当局からアマゾンに対する開示要求等によって、国外にデータが流出する危険があり、またデータの不正利用なども事実上チェックすることは大変困難となります。</p> <p>2点目は、経済的な問題です。一旦1つのクラウドサービスを選択すると別のクラウドサービスに移行する際には、多大なコストや労力を要することとなりますので、結果そのクラウドサービスに囲い込まれてしまうこととなり、国の基幹となる情報システム使用料を外国企業に毎年、アメリカの企業だと想定すると、アメリカ企業に毎年ドル建てで支払いを半永久的に継続することになってしまいます。</p>

	<p>3点目に、安全保障の観点から問題が指摘されます。クラウドサービスを外国企業に依存していると、外国企業の供給が途絶えた際、国内の事業が停止してしまいますので、国民生活に重大な影響を与えるリスクはあります。トランプ政権によるウクライナへの軍事侵攻のように、世界情勢は刻々と変化しています。今や同盟国のものだからと安心できるような世界に私たちは生きていません。</p> <p>先ほどのご答弁では、当町においては当面ガバメントクラウド利用の予定はなく、私が今申し上げたような懸念は当面は当たらないわけですが、いずれは、当町も政府の方針のとおり、ガバメントクラウドを利用しなければならないときが来ると見込まれ、その際には先ほど申し上げた、3点の検討事項を踏まえて、適切な判断を行わなければなりません。</p> <p>そこで質問ですが、町はクラウドサービスを選択する際の安全性、経済合理性、安全保障面から見たリスクをどのように認識されているでしょうか。</p>
総務課長	<p>ガバメントクラウドのリスクということですけれども、現在まだ、ガバメントクラウドの利用は努力義務ということでございます。いずれ利用が義務化された際には、利用をせざるを得ない状況となってくると思います。安全性につきましては、先ほど黒澤議員説明いただいたとおり、国内にはサクラクラウド1社のみで、他は外国企業のクラウドということになります。外国企業のガバメントクラウドの場合には、外国の政府からは開示請求があったときには、異議申立て等の適切な対応を行うこと、また国内法以外に基づく開示請求の場合には、主権免除の適用を外国政府機関に通知することというふうになっております。安全性に関しての心配は必要はないと今の段階では考えております。</p> <p>2つ目として、経済的な問題でございますけれども、こちらは先ほどのドル建てということで、為替の変動を受けてしまうということです。国民の資金が流出してしまうという観点では、国産のクラウドが望ましいと思うのですが、こちらについては移行の際に検討したいと思います。</p> <p>3つ目として、安全保障の観点です。黒澤議員おっしゃられたリスクはあり得るとは思います。日本政府がガバメントクラウドを設置してくれれば間違いないと思うわけです。現在、自治体の選択肢としてはほぼ外国産となってしまいますので、自治体レベルでは回避ができないリスクとなっております。</p> <p>いずれにしましても、国産がある程度競争力のある価格で、サポート等が</p>

	<p>しっかりしたガバメントクラウドがあれば、検討の余地があるかと思います。今後の動向を見守っていき、移行の際には検討を重ねてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>幸い、当町、しばらくはガバメントクラウドに乗らないということですので、ぜひ情報収集に努めていただき、もしそのときが来たら、今のリスクの点がありますので、国産企業にということで、まずは第一にそこを考えていただくということで、ぜひお願ひしたいと思います。</p> <p>そもそもこれほどの国民の生活、安全保障、そして経済にとって重要なクラウドサービスについて、国が外国企業によるものもある意味では推奨するような現在の状態は異常であると思いますが、当町においてはこの事態について情報収集、共有を抜かりなく進めていただき、いざ選択をする際には、将来にわたって安全な選択をしていただくよう準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次の質間に移ります。</p> <p>町長におかれましては、これまでの第1期目の4年間、そして現在第2期目の3年目が終わろうとしています。これまでの7年間、その持ち前の行動力を発揮し、各事業を推進され、例えば新型コロナにより低迷した町内経済を活性化させるための様々な給付事業の実施、新たな分譲地や町営住宅の建設による若者の定住促進、ワイン用ブドウの産地化を目指す取組、アルルの町有化と小海駅への涉外戦略係配置による商店街地域への人の流れをつくる取組などを進めてこられました。これ以外にも黒澤町長が就任され、始められた事業は数多くありますが、町長の小海町を元気にするための並々ならぬ努力に敬意を表します。</p> <p>そして、町長2期目の任期も残すところあと1年となりました。これまでの7年間、先ほど上げさせていただきました事業のほか、数多くの事業を進めてこられましたが、その多くの事業は当然のことながらまだ道半ばであると言えるでしょう。</p> <p>そこで質問ですが、町長2期目の任期があと1年だということを念頭に置いたとき、これまで進めてこられた各施策に対する町長としての進捗状況の評価や、展望をお聞かせいただけますでしょうか。特に、我が町の重大な課題である人口減少に対する取組と、商業、農林業の活性化に向けた取組について、お聞かせください。</p>

町 長	<p>私の7年間、非常によく見ていただいて、感謝するところでございます。また、2期目のあと1年ということでございますけれども、私、町長に就任しまして、元気な小海町をつくるんだということで始めさせていただいたわけなんですが、まず驚いたのは町営住宅の件でありました。154戸全部埋まっています、使えるものは。そういった中で、単身者住宅を8戸のものを造らせていただきました。そうしましたらあつという間にいっぱいになって、本来の余裕のある単身住宅ではなくなってしまったということはありますけれども、現在も全部を使っており、有効だったというふうに思っております。</p> <p>また、今、黒澤議員上げていただいたもののほかに、憩うまちこうみ事業の強化というものがございます。これは、ご存じのとおり、中央の企業様へ健康健全経営に、小海町がその一部寄与をするということでありますけれども、私が始めてみまして一番感じたのは、職員の皆さんの成長でございます。中央の立派なといいますか、活躍している企業と、同行、あるいは意見交換、それから内情を知るというような部分で、そこに携わることによって、職員が自分の位置、それから自分がしなきやいけないというようなものが、大変分かってきているような気がいたします。</p> <p>そういう中で、職員というものは、町の皆さんの希望を叶える第一線で働いている人間でございます。その人間が一番希望、夢を持たなきやいけないということではありますけれども、こういった皆さんと接することによって、違う視野の希望、夢が出てきているんではないかというふうに思います。</p> <p>また、ただいまご指摘というか、在りましたワインブドウの栽培の件につきましては、他町の重鎮、あるいは世の中の流れの中からワインブドウの生産をし、そしてゴールは私はシャトーでございます。醸造所を造るというのは、町の特産の一つに絶対していきたいという固い決意でございます。それにノーマンズという優秀な皆さんのが手を挙げていただいたということで、地域の皆さん、それから町の皆さんに協力いただきながら、彼らも成長をしてきているところですが、何回かご披露させていただいているとおり、この夏から秋にかけては、そのワインが飲めるのではないかというふうに思っております。</p> <p>先般も、中心となっておる彼が説明していただいたものを頂いたわけなんですが、同じブドウで同じ製法で作っているというものを頂いたわけなんですが、非常にすっきりしそばらしいワインができるというふうに思って</p>
-----	--

いております。本当に期待するところであります。

それから小海駅の町営化につきましては様々なご意見拝聴しながら、アルルも含めて町営化の件につきましては、JRに対してのいわゆる存在感、それから小海線が廃止になるという危惧をしていましたが、そういったものに対するアピールは十分できていると思いますが、1回乗車していただいて190円とか160円のお金では、なかなか経済的なものを生み出すというものは厳しいかというふうに思います。

それよりはあの小海の駅を活性化すると、元気にするという意味については、一定の効果があったんではないかと思います。その一端として商店街の皆さん、あそこに役場の人間がいるだけで大変安心していられる、あるいは活気が出ているというご意見も拝聴しております。そういう面では非常に効果があったんではないかというふうに思います。

また、交通形態の変換ということで今、議会の中でも様々なご論議いただいているわけですけれども、こういったものの整備によって町の中は元気になり、そして交通弱者を少なくしていくという施策で始めたのですが、これはまだ道、本当に半ばでございます。これを完結するには大変様々な問題があろうかと思いますけれども、私も直球で捉え、直球で返すという性格でございますので、そういうところで、進めていくつもりでございます。

また、ただいまご指摘のありました少子化の一番のものを打開するのに、本間村上団地の造成工事を行いました。34区画ができまして、今、契約に至っているのは7区画ということでございますが、物価の高騰、特に建設資材の高騰が非常に重荷になっているところでございますが、やはりこれも粘り強く、そして本間の皆さんのご要望にお応えしたという部分があるかと思いますけれども、このスムーズにいった恩恵を無駄にしないよう、これもたくさん住んで家を造っていただき、そこで小海の元気をつくりていきたいというのが私の考え方でございます。

子育て、教育に熱心な小海町という施策で進めております。その施策を全うできるよう、あと1年、全力を尽くしていきたいというふうに思っております。まだまだ語れば切りがないわけでございますけれども、交付税というもののほかに私ども50億円の予算の中で、町税5億6,000万円程度ということでございます。85%ぐらいが親やお兄さんに頼らなければやっていけない行政でございますので、その辺の調和をしっかり取りながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

	よろしくお願ひします。
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>来年のことと言えば鬼が笑うと言いますが、2期目の残り1年間、これまでのご努力にさらに力を加えて町の活性化に取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>私は議員になってからの4年間、この町の活性化のためには、絶対に必要な取組であると考えて、新たな産業づくりとしてのワイン用ブドウの事業と、商店街地域の活性化対策としてのアルル町有化について一般質問で取り上げてきました。大変ありがたいことに、町長は私の質問意図を深くご理解され、これからという部分も大いにあります。同じ方向を向いて歩むことができたのではないかと考えています。</p> <p>さて、ワイン用ブドウの事業につきましては、この3月にその事業の大きな部分を担ってきた地域おこし協力隊のうちの、2名が任期満了を迎ることとなり、新たな形での事業推進を検討すべき時期となっています。</p> <p>また、アルル町有化については町有化自体が完了し、中身の活用に軸足を移す時期になっています。</p> <p>この2つの事業につきまして、現在の私の正直な評価を申し上げますと、ワイン用ブドウの事業についてもアルル町有化についても、その成果が目に見えるようになるまでには、まだまだ長い時間と資源の投入が必要な状態であるというものです。かねてより、何度も取り上げさせていただいておりますが、ワイン用ブドウの事業については町内で十分な量のワイン用ブドウが生産され、新たに建設されるワイナリーが雇用を生みながら小海ワインを作り、それが小海の文化となっていくことが成果であり、アルル町有化は老若男女、様々な属性を持つ住民が集う場となるべく、商業以外にも新たな機能が付与され、新たな町のにぎわいの基盤となることが最終的な成果であろうと思います。これらはどんな方法によったとしても、一朝一夕にできるものではなく、10年20年といった時間が必要となるかと思います。</p> <p>そこで質問ですが、黒澤町長が3期目を担われるとしても、また別の方が町長になられるとしても、今申し上げたワイン用ブドウの事業とアルルの活用に関して、未来を見据えた事業の計画をこの1年でしっかりと立て、事業の継続性を確保していく必要があると思います。このことについて町長はどのようにお考えになりますでしょうか。</p>
町長	今、黒澤敦史議員から2点のことについてご指摘があつたと思います。

	<p>私は、地方行政というものは、継続というものはいかに大切かということを思い知らされました。そうした中で、私が何期目であろうが、どういう状況であろうが、行政が立ち止まっているわけにはいかないというのが現状かと思います。</p> <p>従って、今申しました事業の継続、これはもう当たり前のことでありまして、誰がやろうが、一度掲げたものはゴールまで遂行するというのが地方行政ではないかというふうに思います。その中で長ければいいというものでもない、それから短ければいいというものでもない。いろいろな施策がございますけれども、実のある町長であるというのが目標でございます。ただいま、大変ありがたい言葉もいただいたわけなんですが、ワインブドウにつきましては先般申し上げているとおりの形態ということで、進めさせていただきます。それは継続ということでワインが完成し、しっかりとしたワインができる、それがいわゆるなりわいになるというところを見極めなければ、これ本来の目標が達成できたというふうには思いません。また、葉野菜も極端にたくさん作って出荷している時代から、これからはそういったものを重労働な作業ではなくということで、ワイン用ブドウということに転換したものもございます。そうしたものを総合的に考えてみると、やはりこれからの農業はああいった特殊なもの、得意なものをそれぞれの農家が選んでいくのが、道ではないかというふうに思うところであります。</p> <p>また、アルル庁舎等々の件につきましては、今進めている中で、キッズからお年寄りまでという、子供からお年寄りまで集える場にしたいということで、今、工事のほうもやっておるわけですけれども、なかなか一度離れたところにまた呼ぶというものは、難しいことありますけれども、昨年、オペラの駅のコンサートをやったときに、たくさんの、本当にたくさんの方においでになっていただき、やりようによつては人は集まるんだなというふうに痛感しました。そうしたものを参考にし、これからも町は誰がやろうが継続することをお約束いたします。その上に、これが町行政にとって継続というものは、いかに大切なものであるかということを、自分の身にしみた中で進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>ぜひまた、若い斬新なご意見ございましたら、出していただければ大変ありがたいというふうに思っております。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
1番議員	ありがとうございました。

	<p>時の流れは速いもので、ほかの事業にも共通することですが、町長が進めてこられた各事業は、あれよあれよという間にその事業の中身について、次の取組を進めていかなければならないタイミングが訪れてきています。町長にお願いしたいことは、この1年もこれまで同様、積極果敢に取り組んでいただきたいということあります。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、事業を進めるに当たっては、職員のやる気と能力の向上が必要不可欠であります。さらに言えば、通常行われる町政を円滑に運営し、住民に質の高い行政サービスを当たり前に提供するためには、町職員のやる気と能力向上はそのための前提条件であるとも言えます。</p> <p>町長は過去7年間において、職員の東京への派遣や県への派遣、また、職員研修の実施など職員の能力向上や意欲向上についてご尽力されてきたと理解しております。</p> <p>そこで質問ですが、町長はこの職員のやる気と能力向上について、どのような課題意識を持って職員の派遣などの取組を行ってこられたのでしょうか。派遣などのほか、これを目的とした取組がほかにあれば、ご説明ください。</p> <p>また、その成果として、職員の方の意識や業務遂行能力にどのような変化が生じたのか、お聞かせください。</p>
町 長	<p>ただいまのご質問でございますけれども、先ほど来申し上げましたが、私の公約、元気な小海町をつくるというものは大きなものを掲げております。</p> <p>その中で、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、職員が元気で輝いていないと、これは町民の皆様、あるいは町全体が明るく元気になるわけがございません。そういうことで、職員派遣、そして等としておりますけれども、それはこの小さい町の小さい殻の中に閉じ籠った人間だけをつくるのがこの職場ではないというふうに思います。町民の皆様のために、誠心誠意頑張れる、そういう職員をつくるのに、派遣をしたりそれから出向したりということがあろうかと思いますが、そういう場でいろいろなものを学んできていただいて、そして町民の皆様に誠心誠意仕えられるという礎をつくるがために、そのことをしているわけでございます。</p> <p>また、業務遂行となりますが、午前中、井出議員が大変いいことを私に教えてくれましたが、返事はこうするんだというような部分がありましたけれども、それに逆行してはならないと思いますけれども、職員が自分自身</p>

	<p>の考え方を持って、そしてこの役場に入った自分の目的を達成するためには、自分の能力というものを上げていくのが不可欠ではないかというふうに思います。</p> <p>自由な意見を出し、そしてこの役場の中が活気に満ちたというふうなことが必要不可欠でございますので、私はそういった面を遂行していく、リーダーとしてそれを遂行していくということでございます。外部の知識が大変必要な時代でございます。その一つ一つをつくり上げていくのに、組織も変革していかなければいけないというのが考えでございますので、ぜひまたそういったものを見守っていただければというふうに思います。</p> <p>また、職員も今の働いていただいている皆さん、やる気も大変ございますので、ぜひそういったものを議会からも後押ししていただければというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>
1番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私も役員として企業を経営している身でありますと、社員のやる気と能力の向上というものが組織の発展、厳しく言えば組織の存続にとって最大の課題であるというふうに認識しています。</p> <p>よく組織は人でできていると申します。しかし、多くの他人がそれぞれの立場で関わる組織において、その多くの他人同士が皆やる気を持ち、向上心を持つように、誘導することは並大抵のことではありません。</p> <p>私はその際に何よりも大切なことは、町長、社長と職員、社員が同じ目標を共有することだと考えています。町長におかれましては、その温かな人柄とリーダー的気質から、多くの職員に信頼されていると思います。その町長が何かをなすときに、なぜこれをしなくてはならないのか、それをした結果、この町はこうなるんだという目標を示されたとしたら、職員は町長と同じ目標を心から共有することができるのだと思います。</p> <p>町長も民間企業を経営されてこられた方ですから、そのようなことは当たり前にご認識されていると思いますが、私も議員の任期中、最後の一般質問となりますので、町政推進に当たっての第一の基本を最後に申し上げ、町長へのエールとさせていただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	以上で、第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。

第3番 篠原 哲雄 議員

議 長	次に第3番、篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。
3番議員	<p>3番、篠原哲雄です。通告に従いまして、一般質問をいたします。</p> <p>私も前回12月の定例会でインフルエンザにかかってしまいまして、通告した一般質問がちょっとできなかったわけでございますので、今回、前回の通告した質問と合わせてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず最初に、町の農業を取り巻く課題と農業振興についてということで質問させていただきます。</p> <p>高齢化、担い手不足による荒廃農地及び遊休農地の現状はということで質問いたします。</p> <p>荒廃地といつても、再生可能な荒廃地と再生困難な荒廃地、遊休農地にも1号遊休農地、2号遊休農地があります。農業、農村を取り巻く状況は、農業就業者の5割以上の世代が高齢化によりリタイアし、農地などの経営支援や農業経営者が承認されず、農村人口も減少し、農業生産のみならずコミュニティーの維持が困難になっていると懸念されております。荒廃地の拡大は、小海町だけの問題ではなく、全国的な問題でもあります。</p> <p>小海町の農耕地は、令和4年度面積調査によると888ヘクタール、うち畑地面積は715ヘクタール、他耕地面積は173ヘクタール、総農家数358戸、販売農家数は140戸ということでございます。これは、令和2年ですので、農業センサスですかね、今年また令和7年度の農業センサスが始まると思います。</p> <p>現在の当町の荒廃農地、遊休農地は、どのような現状になっているのか、分かっている範囲内でお知らせしていただきたいと思います。</p>
産業建設 課 長	<p>農業を取り巻く課題と農業振興ということで、荒廃地、遊休地の現状ということでございます。</p> <p>今町も少子高齢化の影響を受けて、農業を営む人が高齢化が進んでおります。若い世代の農業従事者というのは少なく、減少に伴って農地が荒廃するという事態で進行しております。</p> <p>農業の後継者が不足しており、農地が遊休地となるケースが増えているということで、高齢者、担い手不足それからその農業委員さんのパトロール等で、毎年現状の農地の地図を作成しております。</p>

	<p>主に川西地区に荒廃農地が目立っているということでございます。現在、小海町の農地は約1万6,000筆、約1,206ヘクタールあります。その中で、荒廃農地、荒廃農地というのは私どものあれですと再生利用困難な農地ということで5,700筆、395ヘクタールでございます。遊休農地は手を加えれば活用できる農地ということで2,036筆、135ヘクタールとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今数字を聞きますと、地区とすれば川西地区がかなり多いという形の中で、私も歩いてみると、確かに川西地区のほうにかなりそういった荒廃地、湿田的な田んぼですね、それは今作られないで荒れているとか、そういうのはかなり目立つようにはなっております。</p> <p>それで、利用可能な遊休農地135ヘクタール、荒廃農地350ヘクタールという形の中で、今後こういった農地をどのように使っていくかという形になるかと思います。</p> <p>荒廃農地となる理由では、山間や谷、湿原など、自然条件が悪いのが割合が高く、特に中山間地域ではその割合は高い、また高齢化等による労働力不足、中山間地域で非常に今鳥獣被害の割合が高く、荒廃地の発生防止や解消方法として、令和1年、令和2年に小海町で作成された小海原地区、川東地区、親沢三区、本村ですね、松原地区とすれば、八那池、松原、稻子、川西地区とすれば鎌掛、馬流、本間川、五箇、溝の原、杉尾、それぞれの地区の人・農地プランが作成されたわけですが、これは現在活用をされているのか答弁をお願いします。</p>
産業建設 課長	いわゆる農地計画でございますが、今年度も調査を行いまして、町内全域実施して、それを活用させていただいております。
3番議員	私の手元にあるのは、令和元年10月ということで、7年ほど前になるわけなんですけれども、それによると、それぞれの地域の小海原、小海町川西地区なんかですとかなり大規模農地がありますが、そのほかのところは小規模という形で、それぞれの小規模のところでは省力品目作付の推進を図り、遊休農地の解消を図っていくという形が示されているわけですけれども、松原地区では農地も集約され、大規模な経営をしている農地が多く存在していると、遊休農地は比較的少ない。確かに今の現状の中で、白菜等大型野菜を中心とした農業が営まれているという形になって、今後の耕作農地が発生した場合には、農地中間管理機構を利用し、耕作者への耕作を

	<p>促し、遊休荒廃農地の解消を図っていってほしいという形が述べられています。</p> <p>小海原地区では世代交代が行われて、40代、50代の耕作者が主であり、小海町の中心産地に位置づけられていくと思われて、小規模な圃場に関しては、適地適作の効率的な農業経営ができるようにしていただきたいということ。</p> <p>それから川東ですが、農業の高齢化、後継者不足による耕作放棄地では、省力作物の推進を図り遊休農地解消を図っていくと。大規模な農地に関しては、集約を図って農業経営を図っていただきたい。それから、同じく小規模な圃場が多い地区に関しては集約化は難しいので、適地適作の効率的な農業経営ができるように。この川東地区では、今そういった中でブドウ栽培が行われているわけとして、7年前に行われたこの人と農のプランという形の中で、ちょっとひとつ述べさせてもらいました。</p> <p>また、荒廃地を防ぐためには、中山間地域の直接支払制度は中山間地域等の耕作作業の悪い高齢化の進行に加えて、担い手不足、生活環境整備の遅れなどにより、耕作放棄地を防ぐために、市町村から農業者に交付金が交付されるわけですが、中山間地域直接支払制度に関しては、令和7年度より第6期が始まりまして、これは5年間の形が行われております。</p> <p>そういった中で、令和6年度実施されておりますこの地域は、溝の原第1集落、溝の原第2集落、溝の原第3集落、中相沢集落でありますが、この令和7年度からは溝の原の第1集落、溝の原の第2集落が契約というか、それを解除されるという形で、本年度の予算にも計上はされてはいないわけですけれども、そういった中で溝の原地区を見ると、ほとんど沢の田んぼのところが荒廃地になって、太陽光の発電等がかなり出来上がって、まだこれから太陽光の工事が入るような形になっております。</p> <p>そもそもとここは水田であったわけですから、中山間地直接支払制度は継続して水田、畑地の維持をしていくのに大事であると考えられますが、担い手不足等大変ではありますが、こういったあと5年すると溝の原地区もどう動いてくるか、ちょっとあれなんですかけれども、こういった中で町の考え方をお聞きしたいと思いますので、お願いします。</p>
産業建設 課 長	<p>先ほどお話に出ました農地時に資する中山間地域の直接支払制度でございますが、現状、篠原議員のおっしゃるとおり、今第5期の対策の最終年度ということなんですが、第6期対策で4組、4組織中1組が活動中止そして2組が合併をするという予定でございます。</p>

	<p>ご指摘のとおり、高齢化が進み、全体的に70歳以上の方が56%と半数以上を占めているということで、後継者不足というのが耕作者の減少という引き金をとつて、大変に先行きが難しい、活動が困難なという声も聞いております。</p> <p>そして、町は意欲ある農業経営者等についてはサポートをしていくことが、荒廃地、遊休農地を減らすことだというふうに考えておりまして、現在いろいろな補助事業をしています。</p> <p>例えば土づくり推進事業、小海のコンポースの追肥ですとか、畜産農家からの購入について1トン当たり500円、それから沃肥、作物の土代については3分の1、3万円の上限があると。そして、後ほどもご質問に出てくるんですが、ビニールハウスについては2分の1、上限20%、それから土壤試験だとかこういうものについては上限2万円の3分の1という、いろいろな補助をやって、農業にいろいろなことで頑張っていただくんすけれども、現状を考えますと、荒廃した農地を再生する、そういう補助をして作つてもらうことは当然なんですけれども、今度は再生をする、荒廃地や遊休農地というものをどのように推進していくかということで考えていることが、これはちょっと余談になるんですけども、議案質疑にも出てきたREVIVE2024ということで、東京の大企業さんたちの提案をいただいて、小海町の遊休農地そういうものを解決していこうと、3年間で100人の就農者をつくるという、そういう課題を言われて、大企業、例えばNTTさんだとか帝人さん、カルビー、エプソン、パナソニックさん、こういう方々が提案していただく中に、開墾ドリームといつて、小海町における遊休農地を開墾して、そして作物を作る、町のほうの狙いとすれば、ブドウですとかそういうものを作つて奨励して遊休農地を減らしていきたいということで、その事業、係の者が農水省と協議をした結果、農地の適正化、何という事業だったつけな、国の補助金を使ってそういうことができる仕組みをつくつていこうということで、まずできるところから、令和7年度、親沢、川平地区から開墾を始めて、その担い手を都会の農業女子ですか、そういう方にお願いしてやっていける仕組みをつくつていきたいなということで、農政のほうで考えております。</p> <p>それから、活用とすれば、そういう活用でございます。</p>
3番議員	<p>はい、分かりました。</p> <p>いずれこの中山間地域に今指定されている地区は非常に高齢化も進んでいまして、これからどういった形、この5年間どういう方向で行くか、非</p>

	<p>常に溝の原第3地区の集落は非常に今皆さん頑張っていただいて、非常にきれいというか整備をされて、今種もみの栽培とか非常に頑張っていただいている地区でございますので、ぜひこれからの中で5年、10年やっていただければというように思っております。</p> <p>それで、今、課長がちょっと言い始めたんですけれども、次の2番の荒廃農地、遊休農地の活用方法及び新品目というような形で、荒廃農地、遊休農地の活用ということで、現在、町ではワインブドウの栽培、それから遊休農地と鞍掛豆、それから小海ソバの作付等が行われているわけですが、ワインブドウ栽培も昨年200キロほどのブドウが収穫され、今年の夏頃には、夏から秋にかけて小海ワインができるというようなことで、地域おこし協力隊の2名の方も任期満了後も町に残り、農業の継続をするという目安が立ち、頑張っていただいているようです。</p> <p>鞍掛豆に対しては、かなり作付面積も増えているようですが、ちょっと品質的にもどのようなのかなという思いを、ちょっと私としては懸念があるところがあります。お豆腐やレトルト食品に加工されてはいますけれども、小海ソバについては、八峰の湯の販売、シャトレーゼとの連携による冷凍そばが順調に販売されておるようでございまして、そういった中で、新しい品目、新しい事業等があれば、ちょっともう一度お願ひしたいと思うんですけども、それからワインブドウ栽培については、遊休農地対策事業として杉尾地区でも試験栽培を始めているわけでありますが、こういった川西地区の状況も、荒廃地、遊休農地が増えている中で、杉尾地区でもこういった中で遊休農地も増えておりますので、今後の展開をどのように考えているのかお願ひいたします。</p>
産業建設 課長	<p>まず、新品目のほうから、例えばなんですけれども、ブルーベリーやラズベリー、いろいろなことで言うと、篠原哲雄議員にもご協力をいただいていますヘーゼルナッツ、去年については50本、町民の方に配布して栽培しておるところでございます。</p> <p>いろいろなことを考えると、ヘーゼルナッツの苗、3年目から実が収穫できるということで、まだ1年目なんですね。そういうことで、生育状態もばらつきがあるということですが、小海町の環境で育っているということは確認取れているので、これが新品目になるのではないかなどというふうに考えております。</p> <p>それから、先ほど出てきました鞍掛豆ですとかソバですとか、そういうものはこれからもやっていくと、というものを今度は開墾ドリームという事</p>

	<p>業の中では、遊休地とかそういうものに植えたりしていくということの中で、町が推奨するものと、開墾している人たちが作りたいものとかいうものをいろいろと話し合って進めていきたいと。</p> <p>という中で、先ほど言いましたワインブドウにつきましては、一番ブランディング化が進んで、一番小海の特産というのはやはり高地にできるワインブドウということで、親沢地区にできているのが一番、これがブランドとして今年度から出していくということなんですが、そのほかの先ほど言いました杉尾地区でのブドウですとか、ああいうものについては、どういう考え方をすればいいんだろうなということで、ブドウの適地、標高750から800ということで、そのほかのワインブドウについてもワインを作っていくならば作っていくということで考えておりますので、いろいろなものを試験的にやってみたいというふうに考えております。</p>
3番議員	<p>ヘーゼルナッツに関しては、私が3年前からちょっと試験栽培しております、今3年目に入るところなんですけれども、一番大きい木は1メーター50ぐらいになって、非常に思った以上に生育が早いかなというような感じで、ちょっと私も忙しくて剪定していないんですけども、これからまた剪定をしていきたいと、で、今年か来年ぐらいにでも少しでも実がつけばと思っているところであります。</p> <p>今、課長が言った100DIVEというかREVIVEの中で、土地を開墾したりしてやっていくということなんですけれども、その実体的な事業というか形は、どういった方々が実際の中でやるのか、先日のREVIVEの養液栽培というか、あれの空き家を使ったそういう食用の花とか、いろいろな中では、そういった帝人のウエダさん方が集まったり、4人ぐらいで構想を立てて協力隊がやるという形がなっているわけなんですけれども、今、課長が言った事業というのは協力隊でやっていくのか、別のところでやっていくのか、ちょっとその辺教えていただきたいと思うんですけども。</p>
産業建設 課長	<p>これも係の者が財源を何とかしようということで、農林水産省の農村振興局の都市農村交流課に相談をしたと、こういうふうにREVIVEで提案をしてもらったと、小海町にある遊休農地を開墾して、そこに何か作物を作りたい、その仕組みをつくろうということでお話を聞いてもらったら、なかなかおもしろいんじゃないかという話を聞きまして、それで事業につきましては、コーディネーター、これがREVIVEさんの提案の中で一番重要な採択に至った理由なんですけれども、何しろコーディネーターが遊休農地やこういうものをコーディネートするということでございます。</p>

	<p>町として遊休農地とかそういう資料はあるんですけども、それを所有者の方とかにどういう移行をするかという意向調査をやったりとか、そういうことをやって、この農地についてはどういうものを作っていくかということで、農地計画とも似ているんですけども、将来にわたって、そういうものを所有者の方と考えていくと。それで、そのコーディネーターの費用というのが200万円交付されるということで、それからあと農機具ですとか開墾にはトラクターですとかそういう開墾する道具が必要なんですけれども、そういうものも2分の1程度補助が出ると。</p> <p>それから誰が耕して誰がやるのという、その仕組みを今考えているんですけども、いずれにしろ農業女子と先ほど言ったんですけども、都会で働いている方が農業をやりたいよということ方が、結構このREVIVEの中にもいまして、そういう人たちがここに来て、小海町に来て開墾するのに拠点ですとかそういうものがないと始まらないよねということで、その拠点整備、それからそのほかの必要なものについても補助、年2,000万円だったかな、というものを使えるということで、そういうものを使いながら開墾をして、ここは作物は作れないから花を植えたりとかという、そういう意向を調査してやっていく事業でございまして、今その担い手というか、コーディネーターから始まって、そういう仕組みづくりを今、国・県と協議しながら係の者がやっている段階でございます。</p> <p>一応その補助事業は採択されましたので、6月に補正をお願いしたいという形で考えております。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>そういった中で、また新しい事業が見えているようでございますので、ここで議論していても時間になってしまいますので、また改めていろいろな中で聞かせていただいて、6月の補正で出てくるということで、そういった中で私も最後ですけれども、次回も出られるようだったら、そこでまた議論をしたいと思うんですけども、そういったことで、私事業が見えてきているということで、ありがとうございます。</p> <p>それで、この新目あたりにちょっと関連するかもしれないんですけども、3番の花卉・果樹等推進事業の成果ということで、今特産品づくりの遊休農地対策として進められていると思うのですが、予算がたしか20万円ほど取ってあったと思うのですが、その辺、ここ2年ぐらいやっていると思うんですけども、その辺の成果というか、こういう果樹とか品目をやりたいとか花をやりたいとかいうようなものは、具体的に希望者はあるん</p>

	でしょうか、お願いします。
産業建設 課 長	私の聞いているところでは、ちょっと具体的なものがまだ出てこなく、では、何を作ろうかという推奨するものなんですけれども、例えばこの間、松川町、町のほうなんですけれども、松川町のほうへ行くと、向こうはブドウではなくてリンゴとか梨とか、そういうものが元からあって、そういうものの中にブドウを作っていくとか、いろいろな発展性があるというか、共存共栄でやっていく、そういう中で、この小海町も寒冷高地とはいっても、何か冗談の話ではなく、50年後にはミカンができるよとかという、そういうお話もありまして、だんだん低地のうから高地のほうに進んでくると、そうすると何かものすごい今まで考えられなかつたような果樹ができるのではないかなどということで、例えばシャインマスカットを作りたいな、そうすると例えば技術指導者が不可欠なんですけれども、そういう方を呼んでやっていくとかという、そういう指導者とかそういう者も必要で、そういうものをかねそろえて今後考えていきたいというふうに考えております。
3番議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>予算は取つてあるようなんですけれども、なかなかそういった希望が出てないということで、これはいつだったですかね、農業の将来に関するアンケート結果というのがあるんですけども、そういう中で、今後10年以上農業を続けられるかというのが5割ぐらいでしたね。農業の後継者として家族がいるかというと37%とか、そういった形が載っているんです。これはまた後のほうで聞きますけれども、そういった中に、ワインブドウをやりたい、期待をしていますとか、あとはクルミをやつたらどうかというような、そういう意見もございまして、クルミなんかは今、もともとが東御市の産地だったんですけども、なかなか足りなかつたり、お菓子に非常に使われているということで、輸入物なんかが多いと思うんですけども、それこそ木は大きくなりますけれども手間はかからないというようなのがクルミなんですけれども、こういった中に、アンケートの中にそういった形が載つておりましたので、ひとつちょっと紹介いたしましたけれども。</p> <p>それで、今後、町の農業振興についての考えはということで、最近、連日マスコミで冬野菜の価格高騰、お米もそうなんですけれども、野菜、お米の高騰が報道されておりますが、特に野菜ではキャベツの価格高騰というのは今までにない異常な高値で推移して、4倍ぐらい、1束800円なんて</p>

もしかしたら1,000円だという状況が続いている中で、国産ではとても業務筋の皆さん、お好み焼き屋さんですとかカツ丼屋さんとか、そういう皆さんにはなかなかできないということで、最近、外国産の輸入に走っているようですが、そういうところで輸入品にシフトしていると。この原因としましては、極端な少雨、雨が少なかったのと、干ばつと低温による生育不良が原因であったり、これも地球温暖化が影響しているのか、この産地がこれから5月、6月から出荷が始まってくるわけですけれども、この産地の出荷が始まった頃に、この冬の野菜の反動を受けて安値安定のような形にならないようにということを、ちょっと私も危惧しているところでありますけれども、南佐久郡内でも、昨年8月、9月、10月には、大変な猛暑により主力品目の白菜の腐敗や、またブロッコリーが生育不良を起こし、生産量が減少し、これに伴って価格高騰につながっており、小海支所の主力である白菜コンテナの単価は前年比102%、売上高は前年比108%、小海支所の出荷野菜総売上は25億円で、前年比102%となりましたが、実際この小海支所の令和6年度の野菜部会の会員さんは96名の方が出荷されているわけですけれども、出荷されている農家さんの60歳以上の方が96人のうち51名ということで50%を占めており、集落別人数、年齢を見ますと、かなり高齢化が進んでいるというのがうかがわれております。出荷品目も白菜など重い品目が減少して、ブロッコリー、ズッキーニなどの軽い品目に移行しているのがうかがえております。

町内ではJA出荷の方、JA外出荷の方、有機栽培の方々もおりますが、そういった中、昨年、大規模農家が1件ほど離農いたしました。最近の資材高騰、人件費等の高騰等、経営が大変のようだということもお聞きしておりますが、農家に聞いたところによると、空いた土地を他の人が借りて作付面積は前と変わらないということですが、実際その出荷量が前の農家の量に達するかどうかは分からなければ、私の中の農家に聞いたところによると、5万ケースぐらい減少しちゃうんじゃねえかななんていうような話もしておりますけれども、こういった昨年の野菜価格の高騰で、売上げは伸びたんですが、資材高騰、実習生の入件費等の高騰で、かなりの経費がかかり過ぎて経営が大変だと、農家の方々からも聞いております。

これは野菜農家ばかりでなく、畜産農家も飼料の高騰で大変苦労されております。こういう状況の中、町の基幹産業、農業、商業、工業とあるわけですけれども、私は今日は基幹産業の農業振興について、今後どのような

	<p>施策を考えておりますでしょうか。</p> <p>あと先ほども出ましたけれども、町長、1年の任期の中で、どのように今後も含めまして考えていらっしゃるか、よろしくお願ひいたします。</p>
町 長	<p>何といつても、我が町の基幹産業でございます。ここに私は望むという言い方をしてよいのか悪いのかわかりませんが、安定的な価格の形態が取れればというふうに思って、JAのほうにも行って協議をしております。葉野菜については、その値段の上下ありすぎて、これはなかなか大変だということなんですけれども、これで野菜部会等もございますけれども、そういった皆様のご意見を拝聴した中で、私の考えとすれば、野菜の生産量の過多ではないかというふうに思っております。</p> <p>市場での買取りというものをいかにして農家の有利性が出てくるか、今はとんでもない金額で野菜が売られているわけですが、私はとんでもないわけではなくて、これが普通ではないかというふうに思います。農家の出荷の時点での金額を上げていくというのが、私の第一目標にさせていただいております。</p> <p>JAとの協議の中では、やはりそういったものを安定的に農家の皆さんに安定的な収入を得ていただくということを遂行していくことが、JAの一番の目的にしていただきたいというところなんですが、なかなか先般市場を見ますと、あれだけの量のものを瞬時にしてはくということは、なかなか大きな組織でなければできない、そして金額のほうも大きな組織同士でなければ決まっていかないというのが現状で、非常に難しい部分はあろうかと思いますが、担い手を含めた中で、今後野菜農家が希望を持ってできるような形、どこかにあると信じております。模索をしていくわけでございますけれども、そういったものの研究を十分させていただいて、中央との取引それから流通等々も町の関係で、これは調査等々も必要ではないかというふうに思います。</p> <p>今は情報が非常に必要な時代だと思いますので、そういったものも活用させていただきまして、それから実態は数量等々は把握しているわけで、いかに高値で売るかということを、近隣の町村もみんなそういった中でございますので、これは広域的な考え方の中でも、そういったことを進めていきたいというふうに思っています。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、町長おっしゃったように、やはり今高値で売られている分けですけれども、今までが野菜が非常に安く売られていたというのが当たり前になっ</p>

	<p>いたんですけども、これからは実際に農家のほうで値段を決めて売れるというような形ができれば、それは一番いいことであります、非常に苦労されている中で、やはり今までのあれというのは、市場なり自分が値段を決められなかつたというのが非常にあったわけですが、そういった中で、ぜひ町でもいろいろな施策の中で後押しをしていただいて、JA長野八ヶ岳等とも協議をしながら、ぜひお願いしたいと思っております。</p> <p>大分ちょっと時間がきましたので、それで、次に、ハウスの補助金の増額ということで、現在ビニールハウスに関しては直売所向けの町内販売を目的としての野菜生産に限定されて、20万円ほどの補助があると思うんですけども、こういった形の中で、野菜等の育苗ハウスや今町内でもイチゴ、トマトとか花卉栽培等の施設園芸をされている方もいるわけですから、そういった中で、こういった施設園芸のハウスにも、これから農業振興のためにも補助金を広げてはどうかと思うんですが、ちなみに隣の北相木村では全てのハウスに対して、上限たしか100万円ほどの補助が出ていたと思うんですけども、小海町も今後の中で、農業も大型野菜ばかりでなくして、こういった施設園芸的なことも小海町には今まで非常に少なかった、野菜で何とかできたからという形があったわけですが、こういった方向へもちょっと目を向けていくというのも必要ではないでしょうか。小海町の新しい品目を作っていくのも必要な部分で、そういった中でこのハウスの補助金の増額というものをどのように考えているか、これは産業課長、いいですか。</p>
産業建設 課長	農業ハウスの補助金でございますが、現在は20万円上限の2分の1と。かつては1回こつきりだよということなので、それは撤廃しましてやっているんですが、では、増額ということですが、私の一存では決められませんので、また内容をよく考えて検討してまいりたいと思います。
3番議員	今ここではということなんですが、ぜひそれを周りも考えていただいて、これからいろいろな産地づくりということも必要な部分がありますので、かなり今ハウスの資材も高騰していましたので、私が営業をやっていた頃から比べると、何倍にも高くなっている中で、ぜひこういった上限、切りはないんですけども、隣の町村のように、北相木のように100万円ぐらいの補助をしていただければ、まだまだこういったハウスを造っていかれるという部分も、農家のためにも助かるでしょうし、また新規にやりたいという方も出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ検討して

	<p>いただいて、今後の中の補正の中で、またできるようでしたらお願ひしたいと思います。</p> <p>続きまして、松原の町の総合グラウンドの整備に合わせたイベントということで、これも女子高校生のソフトボール大会開催についてということで、これも昨年の6月と9月の定例会一般質問でも質問いたしましたが、今年度の中で令和7年度の当初予算の中で、グラウンド整備600万円程予算計上されていたんですけども、今年は例年のごとく、またソフトボール大会が行われるわけですけれども、そういった中で、6月6日、7日、8日に全国高等学校長野県ソフトボール女子選手権大会が開催されるということで、12から14チームが参加予定をしているようです。</p> <p>それと7月26、27、28日には八峰カップが開催、本年は県内外から、昨年は10チームだったと思うんですけども、今年は14チームの参加が予定されているようで、やはり参加人数も250人から300人ぐらいということで報告を聞いております。</p> <p>また同じく8月の16、17、18日に、静岡県の駿河総合高校ソフトボール部が合宿し、それに合わせてこの近辺の学校が4チームほど参加して、練習試合とかそういった合宿をするということもあるようですので、全体の中で100名の参加が予定されているようです。</p> <p>こういった年々参加チームも増加して大きな交流人口も増えてきてまして、小海町の観光をアピールする絶好の機会と思われます。事務局の皆さんも、そういった中で大変苦労されておりますが、町も後援というような形の中で入って、ぜひ後押しをしていただきたいと思うんですけども、この辺、町の答弁をお願いしたいんですけども。</p>
教育次長	<p>ご苦労さまでございます。</p> <p>松原の総合グラウンドに関しましては、現在おっしゃられたとおり、東側のBグラウンドにおきまして、近年、小石が浮いてきたりしているということで、野球ですとかサッカーそれからソフトボールといったスライディングを伴うような競技の場合、ちょっと危険ということで、最近支障があるよということをお聞きしております。</p> <p>この対策ということで、令和7年度当初予算のほうに、先ほどおっしゃられましたように660万円を計上させていただきまして、表層の改良工事を行うということで予定をしております。</p> <p>後援というか支援の関係につきましては、令和6年度につきまして八峰スマーカップが行われた際、去年は非常に暑かったということもありまし</p>

	<p>て、皆さんに水分補給用の飲み物を町のほうより提供させていただいたという経過がございます。令和7年度につきましても同様にはなるかと思いますけれども、来町される選手の皆さんに気持ちよくプレーしていただけるように、必要な支援を行ってまいるという考えでおります。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>町のほうから飲料水を提供していただいたと、そのほかに今後の中で、こういった大会が継続して行われていくと思いますので、もう少しそれに対して非常に審判の方々ですとか、ここに関わる人たちが非常にこれで増えてくると思うので、もし教育委員会のほうから少しでも助成というか、そういうものをしていただいて、できるだけ現場で苦労されている事務局の方、またそういった関わっている皆さんに、少しでも積極的にやっていただけるような形をぜひひとついただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>先ほど来の質問でありますが、交流人口の増加、これについては町長が目指しているものもあります。そして、長期振興計画でもいろいろな部分へ交流人口の増ということ、そして「憩うまち」、そういう言葉も絡めまして推進をしておると、そしてもう一つは、前回も答弁させていただいたような気がするんですが、やはり宿泊場所があまりない、そういうことについては、佐久穂町また佐久市、南牧村、それぞれの町村と連携をして対応していくことも大切ではないかというようなことを答弁させていただいております。</p> <p>そして携わる皆さんへということであります。やはりその皆さんのが活躍をされて、ここへお見えになる皆さんのが発生するということでありますので、その皆さんに対しましても、また、今後協議の中で何らかの手当をしながら、町の活性化につなげていきたい、そんなことを考えますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今宿泊施設が不足しておるということもございましたので、今後の中で商工観光係の皆さんとも連携して、近隣町村の宿泊施設の利用も考えていただきたいと思います。</p> <p>たまたまちょっと私のほうでお願いした中で、町内の立花屋さんですと</p>

	<p>か、隣では南相木の立岩荘、これらだと二、三十人の方は泊まれるだろうというような形で聞いておりますので、できればこういった南佐久というかこの近隣町村で協力していただきて、できるだけこの近辺で対応できるような形をしていっていただきたいと思います。</p> <p>それから3番の防災・減災についての町の方向性と取組というような形を挙げましたが、それと災害発生時のこととで、昨年の元旦の能登半島地震それから9月の水害被害等の発生があり、つい最近では大船渡市の大規模山火災が発生して焼失面積2,900ヘクタールという、これも山火事にしては非常に大きな被害であり、大災害ともいえる山火事かと思います。</p> <p>そういった中で、減災・防災という中で、特にこういった減災というのは、我々身近な中で多分できることではないかなとは思うんですけども、こういった中で、災害を少なくするには自助努力、共助努力とか、いろいろあるわけですけれども、それから近所の安全という形の中でも進めていかれる形が取れるとは思うんですけども、それでは近所での安全ということで、各区で支え合いマップを作つて、これは防災マップですけれども、各区ごとに作成をしていることだと思うんですけども、それから耐震補助という形の中で、前も私も言ったわけですけれども、昭和56年以降に対して補助をというような形ができるわけですけれども、それからあと日頃からの準備として、防災リュックとか、そういうものを常に持ち出されるような状況をつくつておかなければならぬかと思います。</p> <p>ちょっと質問として、自分の近所の安全ということで、これは令和2年の本間地区の自主避難計画というのがあるんですけども、こういった中で、あとこの間の中で2件ほどやれば終わるような話だったんですけども、こういった中で、本間区としても5年ほどこれを作成して経過しているものですから、いろいろ災害というのは変わってくるかと思うですね。一応こういった中で、もう一度少しずつ手直ししていくべきではないかなと思いますけれども、その辺、町民課長、いかがですか。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>確かに今言った地域防災マップ及び地区の支え合いマップ等を作成しております。</p> <p>議案質疑でもお答えいたしましたが、あと馬流と溝の原というところでございます。その後、これで終わりということではなく、先ほど申されたとおり、作成時よりかなりたつてているという部分もございますので、もう一度見直しというような形でかけていきたいというふうに思っております</p>

	ので、また作成後の地区の皆さんにつきましては、防災マップの見直し、特にあと支え合いマップですね。高齢者または障がい者という中での移動、その他がございますので、そこら辺もまた精査しながら作り替えていくということは重要だと思っておりますので、そこら辺は今回作って基ができるおりますので、各年度でかなりの数の地区では修正ができるのではないかというふうに考えております。
3番議員	ありがとうございます。 ちょっと時間も押してきてますので、そういった中で、災害の発生が予想されるときとか、そういうときに避難所の開設をいち早く対応しなければならないと思うんですが、避難所開設の備品は十分にストックはされておると思いますが、避難所開設の訓練等、総合センターで実際の災害を想定したシミュレーションを行って、役割分担を明確にした町民参加の訓練も実際したらどうかと思うんですけれども、今までこういった訓練をされていたのでしょうか。もしやっていたら、今後の中でぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。
町民課長	現在、町での防災訓練ということで実施している中では、各地区での消防団と地区の皆さんとの初期の防災訓練というような形で実施はしております。過去に役場職員において総合センターで避難所開設の訓練というような形で一度行ったことはございます。ですが、またそこに町民の皆さんを加えてというような形の訓練は、まだ実施していない状況でございますので、また今後、前はコロナ禍ということもあったということもありますので、その後コロナも下火になってきておりますので、やはりまた町の全体とした訓練というのも実施していかなければというふうに思っております。 防災マップ、あと2地区というところでございますので、それができた中で、またそれも加味した全体的な訓練というのも計画していくべきではないかというふうには考えてございます。
3番議員	そういう中で、各防災マップ、支え合いマップ等できているので、これからの中で、昨年の11月10日の防災講演会で、臼田裕一郎先生の講演の中で、常に防災訓練、避難訓練を繰り返すことで、災害発生時にどこに避難するのか行動が起こせる、能登半島地震のときに津波発生時、ふだんの訓練が生きて被害がなかったというような話もございました。 地区マップ、防災マップ、各区で作成してあるので、町の主導でなく区で計画立案して訓練を実施するように、区長会等でぜひ提案していただいて

	<p>お願いしたいと思うんですが。</p> <p>それに従いまして、区の防災訓練をするときに、各区で自主防災組織というのが作成されているのかどうなのか、こういったものが区でできていれば、防災訓練するときに非常に役立ち、それぞれの団体から出ていただいた方がいて本間区ですと、区の役員それから消防団のOBの方、それから日赤奉仕団の方とか、そういった方々に集まつていただいて、こういった訓練をして、組織的にできているわけですので、こういった組織があれば、今後の中のいろいろな避難訓練、何かにしても役に立っていくのではないかと思いますけれども、その辺どうなのかな、ちょっと把握できているのかお願いしたいと思うんですけれども。</p>
町民課長	<p>各地区自主防災組織についてでございますが、やはり以前は確かに各地に自主防災訓練の組織が組織されていたという経過はございます。しかし現在、その組織が機能しているか、また持続しているかについては、区によってまちまちではないかというふうに考えてございます。</p> <p>しかし、近年の地震、豪雨による災害の多発性を考えますと、各区において自主防災の組織体制を整えておくということは必要であるというふうに考えております。</p> <p>町としても自主防災の組織体制をどのように整えたらよいかというようなアドバイスも行っていきたいというふうに思っております。そして、先ほどの質問にありました各区の防災訓練というのも通じて、自主防災組織をしっかりと機能できるようにしていきたいというふうに考えております。</p>
3番議員	<p>ぜひ、これから区長会等あると思いますので、こういった中で災害はいつ起こるか分からぬということで、本当に待ったなしで来る場合もありますので、やはり身近な人たちのコミュニケーション、手をつないでやるという形が必要であるかなと思いますので、その辺をぜひ区長会の中で提案していただいて、今後の中で自主防災組織というものをつくり上げていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これで私も、ここで4年の任期が来まして最後の一般質問になりますけれども、よろしくお願ひいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。終わります。</p>
議長	<p>以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。</p> <p>これより3時50分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時42分)</p>

第8番 品田 宗久 議員

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。
8番議員	8番、品田宗久です。通告に従いまして、一般質問します。よろしくお願ひします。 まず、ウェルビーイングの考え方を行政に取り込んでほしいということで、質問させていただきます。 そういう中で、私、最近、参観日に行く中で、学校の授業が非常に大幅に変わっているなど。前は、前に先生がいて、みんなは前を向いて勉強していたんですけども、今はグループになって授業中でも立って隣のグループのところへ行ったり、それでこの前、教育長に聞いたら、今はそれが当たり前で、自分が疑問を持てばそのまま図書館へ行って本を調べてもいいというような感じで、私自身本当に違和感を感じたんですけども、そうしたら教育長も、そういうことを今やっているから、地域の人たちから学校、あのクラスは崩壊しているのではないかというような苦情が来たりするらしいんですけども、そういう中で、今非常に教育現場が変わっているということで、そういう中で、教育長、今的小海の学校の変化というか、何か感じていることをありましたら、よろしくお願ひします。
教 育 長	お疲れさまでございます。 通告ウェルビーイング、心の健康そして体の健康、そしてそのような幸福が持続的に続くことを願ってのことではないかと。そういう中ではあります、ただいまご質問いただきました教育現場の変化、昭和22年に学校教育法が制定されました。そして、小学校が6年間、中学校が3年間の義務教育制度が確立され、それから約80年、この時間が経過し、この間、教育に対する考え方、これはその時々によって変わってきたものではないかと推測をしてございます。 そして先ほど議員さんおっしゃられますように、現在は大きく変わっている、そんな感じがしているが、現状はどうかということあります。子どもたちの主体性そして想像力を育み、一人一人が自己現実、また地域における学びを通じまして、人とのつながり、そして共感的、協調的な関係を構築する、このようなことが学校生活の中で求められている、そんなことを感じております。

	<p>先ほど参観日のお話がございましたが、教室では全員が黒板のほうを向いて授業を受ける、これが普通のイメージでございます。しかし、今は先ほど申されたように、子どもたちが自主的に学び、個性やこだわりなどを認められる、その子らしく学べる、その子らしさが実現できる、一人一人に合った学びの実現ということが求められていると言われております。</p> <p>先日の信濃毎日新聞に、軽井沢中学校に夜間中学を併設し開設をしますという記事がございました。準備会では当然いろいろな意見が出された、こんな記事であります。不登校の生徒の学びの多様化、そして中学校未就学者のための夜間中学の開設だということでございます。そして、長野県下、小・中学校合わせ不登校の児童・生徒が7,000人を超えた、特別支援学級へ通学する子どもさんが1万人を超える、そして令和7年は令和6年度より県下小・中学校合わせて特別支援学級が69クラス増えるという状況のようございます。</p> <p>小海小学校におきましても、特別支援学級が1つクラスから2クラスへと1クラス増える、こんな見込みであります。本当に変化が著しい、こんな状況であります。</p> <p>そこへ加えまして、教員不足、この教員の不足をどこで補えばいいのか、そして多様な学び、一人一人に合った学び、このことを実現するには、どのような学校をつくればいいのか、大きな大きな課題でございます。</p> <p>現状維持、このような言葉がございます。これは学校教育、そういうことではなく、何につけても前回、前年と同じような形でやっていければ現状維持かということ、これはそうではなく、周りが常に変わっている、その変わりにしっかりと合った柔軟な対応をし、行政サービスの質を保つ、落とさない、これが現状維持、そういう言葉ではないかということも感じております。</p> <p>先ほど5番渡邊議員さんからもご質問がありました役場の組織に対する発言でございます。教育現場のみならず、全てにおきまして町民の皆様が何を求められているのか、そのようなことを的確に判断し、行政の組織ということもあります。やはり柔軟にサービスを提供していく、そういうことがこれから求められているのではないかと、こんなことを感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
8番議員	私もこの前、県の武田教育長に講演していただきまして、そのときにやはり今言ったとおり、日本は戦後の大量生産型教育ということで、正しい答

えに早くミスなくたどり着く、それで多くの知識を正確に記憶するということで一生懸命教育してきたと、それによって真面目で頑張る忍耐力のある勤勉な子どもたちが育ち、それが戦後の高度経済成長を支えてきたと。しかし、昭和の後半頃から、校内暴力、偏差値による輪切り、登校拒否、学力点数一辺倒しに落ちこぼれなどが出始めまして、何をしたかといえば、規則を厳しくして管理をして抑えてきたと。しかし、平成の30年間、1個も解決してきていないと、現れ方が変わっただけで、校内暴力はいじめに変わり、登校拒否は不登校に変わっただけだと。

そういう中で、昔はガキ大将がいて、けんかはしても弱い者いじめはしなかった、しかし今は自分より弱い者を見つけて自分の不満のはけ口にしていると、そしてさらにネットによるいじめなどで見えづらくなってきていて、今の子どもたちに卑怯という感覚が全然なくなってきたというふとをおっしゃっておりました。

それで、その中で、やはり今子どもたちが多様化してきていて、それ以上に親が多様化してきて、日本は学校に全て依存してきたから、依存するから批判もすると、批判されるから学校はどんどん閉鎖的になってきてしまったということで、本来学校はトラブルを学ぶ場なのに、子どもたちのトラブルになると大人が出てきて、介入して、みんな解決してしまうと、だから子どもがトラブルを学ぶ場がないんだと今、だからどこかでやはり経験しなければいけないんだろうということを言っていました。

それで、例えば親から自分の子どもが箸の使い方がよくできないから学校で教えてくださいと言ってきたもので、お母さん、学校は勉強を教えるところだから箸の使い方は家庭で教えてくれと言ったら、勉強は塾で教えてもらいますので学校は箸の使い方を教えてくれと、そのぐらい変わってきていて、本当に子どもたちの学び方や興味の変化に教員や親が今対応できていないよと、それで先ほど教育長も言ったとおり、教育の長時間労働、成り手不足、そしてまた今のA Iとか情報の加速的な進展への対応の遅れなどなどが現れてきていて、とにかく今学校の現場は崩壊寸前だという形の中で、今大学入試も総合選抜で筆記試験をなるべく減らして、小論文だとか面接、中学校、高校のときにどういうことにチャレンジして、どういう体験をしてきたかという、多様な子どもたちを大学は受け入れて、子どもたちの個性を伸ばすという方向に変わりつつあるという形の中で、学校も探求型とかアート教育を、今まででは美術だとか音楽というのは点数をつけづらかったから、余り力を入れてこなかったんだけれども、やはりこれ

	<p>からは創造力ということで、アートは非常に大事だと、それとやはり創造力を磨いていかなければいけないということで、学校の在り方も非常に変わってきてていると。</p> <p>そういう中では、こういう地方は自然が豊かで人と人のつながりがまだある中では、これから学校教育に対して非常に魅力ある地域になってくるのではないかと感じております。</p> <p>それで今の学校では、小学校の3年生で社会科見学で地域のことを勉強して、4年生で県庁へ見学に行って県のことを勉強する。それで5、6年で日本のことを勉強する。中学へ行くと世界とか宇宙のことを勉強するということで、小学校3年以降、ほとんど地域のことを学んでいないから、子どもたちが地域にどんな会社があって、どんな人が住んでいるのか、よく分からないと。</p> <p>だから今は大人の仕事がボックス化してしまって、見えづらくなっているから、子どもたちが大人の働いている姿というのを身近に感じられない。だから学校をこれからもっともっと開放して、地域とのつながりをしっかりとつくりていきたいと。</p> <p>それで、今学校の先生も大体3年ぐらいで目安で異動しているんだけれども、それをもっと長くしてでも先生と地域の人たちとのまづつながりをつくりたいというようなこともおっしゃっていました。</p> <p>それで、子どもたちが地域との関わりが薄いことによって、高校を卒業して一度町を出てしまうと、帰ってくるきっかけがなかなか見つからないということで、帰ってくるきっかけがないと、だからやはり小学生、中学生の頃から地域と関わることを何とかこれからやっていきたいということをおっしゃっていました。</p> <p>それで、日本ではふるさとは遠くにありて思うものというが、スウェーデンではふるさとは近くにありて愛するものといいます。子どもたちは、地元で生き生きと働いている大人の後ろ姿やまちづくりに頑張っている姿に影響を受けるそうです。</p> <p>学校に町民がもっともっと積極的に取り組むべき必要があると思いますけれども、そこら、教育長、いかがお考えでしょうか。</p>
教育長	<p>ふるさとは遠くにある、いや、近くにある、そういうお言葉もございました。やはり町は子育て支援、このような事業をしっかりと取り組んでおります。そして、支援に対しまして支援金など保護者の皆様への経済的な支援、そしてそれは現金的な現金給付だと位置づけますと、学校の支援員そ</p>

	<p>して給食費の無料化、それは現物的な支援でございます。予算ではなかなか単純に見えづらい部分も子育て支援として行っておる、そしてこの支援は、単なる今いる子どもさんの成長期のための支援だと捉えがちであります、そうではない。子どもたちが立派に成長され、そして将来ここへ戻ってきてもらう、そしてこの地域で活躍をしてほしい、そういう願いを込めた政策でございます。そして、このことはP T Aの総会など、私が何か言ってもいいという場を与えられたときには、必ず親御さんに伝えるようにしております。</p> <p>そして、ご質問のもう一つ、地域との連携、これは俗にいうコミュニティースクール、学校運営の中に地域連携を求めましょうという活動であります。これにつきましては、例えば花壇をつくる、そのときに地域の方に学校に入ってもらって一緒に作業をする、一つの例え話であります、こういう楽しかった思い出、こんなことがあった、そんな思い出をしっかりとくることによりまして、子どもさんが成長した暁には、そういうことを思い出を胸に、この地域へ戻ってきてもらう、そういうことがコミュニティースクールの大きな目標でございます。</p> <p>そして町は、戻ってきた暁に受け皿と言えば言葉がおかしいかもしれません、奨学金の返済金の補助、また雇用定住の転入されたときに5年間毎月1万円ずつP券を交付して支援をしている、そんな制度で迎え入れる、そういうことが、この地域で生まれて育って、その皆さんのが1回は外へ出るが、その後ここへ戻ってきて活躍される、その活躍の中に次の世代のまちづくりに携わっていただく、こういう循環が大切ではないかなということを感じております。</p> <p>以上でございます。</p>
8番議員	<p>この前も参観日に行ったとき、4年生が白雪姫の劇と、それとあとクイズを作って、市のところで笛が好きな動物は何でしょうとか、何だといったら、老人ホームへ視察というかに行くのに、白雪姫の劇をする原稿を自分たちで作ったということで、非常に楽しくやっているんですよね。だから、非常にそういう地域との関わりとか、教育の現場は非常に今変わってきていて、時代の変わり目に本当に変わらなければいけないところに来ていると思うんですよね。</p> <p>そういう中で、次の10年後のまちづくりということなんですねけれども、私が今なぜこの学校の教育問題を取り上げたかということは、学校の現場は今これだけ本当に大幅に変わってきてています。</p>

	<p>そういう中で、例えば行政でも1960年代に千葉の松戸市でするやる課というのをつくつたらしいんですよね。それが全国に広がつていて、すぐやれみたいな感じが当たり前になつてきて、やってやると、すぐ当たり前で、だんだんエスカレートしてきて、いつしか町民がお客様になつてしまふ可能性があるということで、何か学校の現場と行政の現場が似ている部分があるのではないかと思う。やはり学校も大人がどんどん意見を言ってきて閉鎖的になつてしまふ。やはり役場としても町民からいろいろ苦情を言われることによって、閉鎖的になつたり動きづらくなつてくる部分もあると思うんですよね。</p> <p>そういう中で、やはり日本は今本当に課題山積先進国ということで、先ほど来の一般質問の中でも本当に解決どうやつたらいいのか分からぬような問題ばかり、本当に多様化、複雑化してきている中で、こうやればよくなるよという解決策がなかなか見つからないと思うんですよね。</p> <p>そういう中で、昨日の新聞にも女性の管理職の数字の問題が出ていましたけれども、私はあれを見て、そもそもなぜ増やさなければならぬのかという根っここのところがしっかりとしていなければ、数字だけ合わせても逆に男性の中に女性が少ないところで意見を言うとか、女性だから頑張ってくれみたいなプレッシャーとか、そういう中でストレスだとか、やはりいろいろ、例えばこの前もテレビでやつたのは、大阪の今度の万博で、何か顔認証のあがが100億分の1の誤差しか出ないみたいな、地球の人がみんな違つて確実に分かるみたいな、この前タッチとか何とかという双子のお笑いのあがが、今までクリアしてきつたらいいんですよね、片方がやって片方違つのが行つてもオーケーだったのが、この前やつたら駄目だということで、それだけ今人間みんな違うという形の中で、価値観が多様化してきて、非常に複雑な時代になつてきている中で、逆に今の女性の管理職をなぜ増やさなければいけないかという部分は、例えば女性の意見を吸い上げて女性が働きやすい環境をつくるために増やすというのが、俺的には一番目的だとは思つてゐるんですけども、そういう中で、役場には若者とか女性が大勢いると、それでまた議会も若者の成り手がいなかつたり女性の成り手がなかなかいないという形の中では、今教育現場はこれだけ変わつてゐる中で、役場の職員の若者とか女性の意見をもっと吸い上げる仕組みをつくつていくことが大事ではないかなと思いますけれども、町長、そちら、いかがお考えでしようか。</p>
町 長	現代は男女平等、これは当たり前のことでありまして、かつては力仕事と

	<p>かそういうものが男性特有のものでありましたけれども、そういうものはだんだん解消してきているということで、能力、これは男女均等でございます。したがって、女性の活躍を望むところでございますけれども、やはりまだこういった小さな町に来ますと、いろいろ閉鎖的なものもあったり、古来よりの風習もあつたりということで、なかなかうまくいかない部分があろうかと思いますけれども、行政を進める中では、基本、男女平等でございます。</p> <p>以上です。</p>
8番議員	<p>私先ほどちょっと言っていたと思うんですけども、まず町の役場の職員が元気に楽しそうに働いている姿を町の中で見せていくことが、一番大事ではないかなと思っております。</p> <p>そういう中で、提案なんですけれども、例えば1か月に一度でもいいから、平日の半日ぐらい、みんなで自由な時間をつくってやる、日常業務から離れて長期振興計画とかそういうことのいろいろなしがらみを全部離れて、勝手にこうなったらいいなとか、こうなつたら楽しいじゃないかという意見を、何人かのグループでもいいだろうし、チームになってもいいだろうけれども、本当に先ほどの学校の仕組みではないですけれども、今の日常業務の中で変われと言ったって、なかなか難しいと思うんですよね。</p> <p>だから、1か月に半日がいいのかどうか分からぬけれども、本当に業務を離れて、こんな町にしてよだとか、こうなつたらいいよみたいな感じを勝手に無責任に語って、やはり口から出るとやろうになっていくみたいだから、例えばそこでルールは、他人の意見を否定しないとか、後ろ向きのことは言わないよとか、何かある程度ルールを決めた中で、そういう環境をつくってやることが必要ではないかなと思いますけれども、そこら、町長、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>かなり踏み込んだご提案、ありがとうございます。</p> <p>職員のストレスチェック等々はしているわけですけれども、基本、今ジャパンの仕組みからいきますと、7日のうちの2日は休みでございます。そのほかに自由時間というものは、これは働いてもらわなければ困るというのは、私の考えでございます。</p> <p>拘束するという大きな縛りはありませんけれども、その残った5日間のうちの半日好きなことをやっていいという発想は大変おもしろいと思いますけれども、なかなか業務の中では難しいと考えるところでございます。</p> <p>そういういた思い切ったことができたりやったりできれば、非常に楽しいと</p>

	私も思いますが、そこから抜け出すのはなかなか厳しいのではないかというのが、私の返答でございます。
8番議員	<p>ぜひ前向きに考えてほしいなと思います。</p> <p>それで、次にウェルビーイングについていきますけれども、やはりウェルビーイングを取り入れた企業というのが、業績が3割から5割伸びているという話のことなもので、ぜひ町の中にウェルビーイングを取り込むことによって、みんなのやる気というか、つながりよくして、やはり一番は信頼関係をつくっていくということが、安心感、自分のやっていることはこのままでいいんだよとか、それと今は個の時代になってしまっているんですけれども、やはりチームで活動するということが非常に大事な時代になってきてているということなもので、ぜひそこらも前向きに考えていただければなと思っております。</p> <p>それで、私、2年ぐらい前からウェルビーイングいろいろ言っているんですけども、最近考えるのが、ウェルビーイングというのはやはり昔の日本の文化と深い関係があるのではないかなど。日本人は昔から助け合いとか譲り合い、分かち合いとか郷土のコミュニティーとか、昔から日本に当たり前にあったものではないかななど。</p> <p>例えば昔は商店街だった頃は、例えば子どもが夜中に熱出したみたいに具合悪くなったときに、お母さん、商店街だと2階に店の人も住んでいるから、行って、シャッター叩いて店のおじさんを起こして薬をもらってきて、その子どもが治ったとなると、子どもはお母さんにも感謝するんだけれども、薬屋のおじさんにも感謝するよというような、どこかで感謝するというつながりができていたと思うんですよね。</p> <p>それが今は便利になり過ぎてしまって当たり前だから、通販でも何でも取れてしまうし、だから便利さと豊かさは違うみたいな、我々やはり便利になり過ぎてしまったために、何か大事なものを置いてきてしまってないかなということで、もう少しゆっくりというか、本当に人間らしく生きるために何が必要なのかということを見直していくことも、非常に大事な時代になってきてしまうのではないかなと思っております。</p> <p>それでもう一つ私が思うのは、ウェルビーイングというのは、相手のことを思う掛け算の文化ではないかなと思っているんですよ。やはり掛け算で敵というか駄目なのは、マイナスとゼロなんですよね。要するにマイナスの批判ばかりしているとか、後ろ向きのことばかり言っているというのは、マイナスとかゼロだと思うんですよ。</p>

でも思いやりとか愛とか感謝など、相手のことを思うということは、自分足す相手で2で、2以上だから掛け算すればどんどん増えていくということで、ぜひそういう相手のことを思いやる文化というか、先ほどの薬屋さんの話ではないけれども、どこかで感謝するとか恩を感じるとか、つながりをつくっていくことが、これから時代、非常に大事なことではないかなと思っています。

それで、先ほど来学校の話もしているんですけれども、子どもたちも10年後には大人になります。今この変化の激しい時代、子どもたちの未来のためにも、先ほど来言っている職員の若者とか女性の意見を吸い上げて、自由な楽しい意見を吸い上げて、子どもたちと一緒に何かしたり、例えば今、憩うまちこうみの提携事業も増えてきているみたいなんですけれども、憩うまちこうみの事業の若手の皆さんと、役場の若手の皆さんと懇談会というかコミュニケーションをやったり、それで例えば夜、宴会でもバーべキューでもいいと思うんだけれども、そういうところへお金を使ってやって、職員を育てるということも必要ではないかなと思います。

今例えばテレビでよく移住者に100万円出す、200万円出す。で何人来たなんていう話ししているところもあるんですけども、移住者よりも今の子どもたちが1人でも多く町に残ってくれるという施策のためには、やはり子どもたちと地域が一緒に町をつくっていくんだという空気をつくっていくことが、非常に大事ではないかなと思っています。

そういう中で、今例えば日航だとか大手の銀行や何かも、2年ぐらい前からどんどんウェルビーイングを取り入れてやっていると、それで今投資家だとかそういうのが企業を評価するのにも、ウェルビーイングを取り入れているか取り入れていないかが評価の判断の基準になってきているということも言っています。

それで、知事も4期目のキーワードはウェルビーイングだと言って居ますし、この前、石破総理もテレビに出たときに、わくわくした楽しい地域創生をしていきたいと言っているという中で、今本当に学校の現場を見ても分かるとおり、世の中がこれだけ変わってきたという形の中と、やはりこういうウェルビーイングが大分昔に比べるといろいろなテレビだとか雑誌で目にするようになってきていると思うんですよね。だから、今こそ地域で先駆けて、まちづくりの中へウェルビーイングを取り組んでいくということが大事だと思うんですけども、町長、そこらのお考えをお聞かせください。

町 長	<p>ウェルビーイングにつきましては、6年前ですか、7年前になりますね、我が小海町がプラチナ推進事業の会で、私がウェルビーイング賞というものをいただきました。何が何だか分かりませんでした。そして、ウェルビーイングを研究させていただきました。その結果、最終的にはみんなが健康で幸せでいればいいというところにたどり着いたわけなんですが、この中には様々な定義があったり、様々な目標があります。そうしたものを行政あるいは地域の生き方に取り入れていく、これは必然というか自然な流れではないかというふうに思います。</p> <p>今さらウェルビーイング、ウェルビーイングと騒ぐほどのことでもないと、私は感じております。当たり前のことだと思います。</p> <p>そうした中ですので、品田議員、今日数々の提案をしていただきましたので、参考にさせていただき、そしていいウェルビーイングをつくっていきたいと思います。</p>
8番議員	<p>今は本当にウェルビーイングが見直されてきているというか、教育の中にもウェルビーイングを取り入れていくみたいな話もありますし、でもやはりこのウェルビーイングをやるんだといって意思表明することが非常に大事なことだと思いますので、ぜひそこらをまた研究してほしいということを要望しまして、私の一般質問を終了させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で、第8番 品田宗久議員の質問を終わります。</p> <p>次に第9番 小池捨吉議員の質問ですが、もしかしたら5時を過ぎると思われますので、時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。

第9番 小池 捨吉 議員

議 長	では、次に第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9番議員	<p>9番、小池捨吉です。今期最後ということと、いずれにしろ今議会でもって最後のアンカーの質問になりますが、ひとつよろしくお願ひします。</p> <p>通告に従いまして一般質問をしますので、ひとつよろしくお願ひします。</p> <p>最初に町長が直球を投げれば直球で返すと言ったもので、その辺でもって答弁のほうもよろしくお願ひします。</p>

	<p>最初に、今月の2日に北牧楽集館において、秩父事件の映画「草の乱」というのが上映されました。この映画を見に来た人は非常に多くて、町内以外で180人を超えたということあります。主催者のほうもあまりに大勢でびっくりしたということを聞いております。町外で関心を持っている人が、とはいっても、小海町だけでなく、北相木、南相木、佐久穂町、佐久市の臼田町からも大勢の方が見えているということあります。</p> <p>その中で、小海町に残っている古文書の展示について、展示してあったわけですけれども、小海町の史談会の方々に、古文書をふだんどういうふうに管理、展示しているかということを聞いたわけです。そうしましたら、改めて展示はしていないが、町内からの問合せとかそういうときには、史談会の会長とか会員が立ち会っているということでした。古文書にも、今言いました秩父事件のこともあると思いますが、かなり多くの古文書が町には保管されていると思います。</p> <p>そんな中で、古文書も、例えば美術館と同じでもって、今月はどういう古文書を展示するとか、それから、来月はどうするとかということで、定期的にその回転、展示なり、要は展示をしてもらいたいということです。いずれもそうなんですけれども、関心のある人はある程度限られると思っておりますが、町として、展示一覧についてどのような場所にやつたらいいかということを検討していただきたいが、この辺はいかがでしょうかね。</p>
教育次長	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>先ほどからあります秩父事件につきましては、令和6年に140周年ということでございまして、町のほうでは、先ほどありましたが、史談会の皆さんのが中心になっていただきまして、町の文化祭におきまして写真パネルの展示を行いました。その写真パネルにつきまして、北牧楽集館のミニギャラリーのほうにその後2か月間の展示、その期間が終わったところで、楽集館2階の郷土資料館のほうに写真パネルのほうは展示してございます。またご覧いただければと思います。</p> <p>古文書につきましては、通常、文化財調査室というところで、調査研究を史談会とか地域と歴史の会というところにお願いして解読等をしていたいているわけですけれども、今後、楽集館のレンタルルーム等を使った中で特別展示もしたらどうだみたいな話も出てきたりしておりますので、そういったものを前向きに考えていきたいと考えております。お願いします。</p>
9番議員	今、楽集館なり教育委員会のほうからもそういう話はありました。そんな

	<p>中で、私は古文書もそうなんですけれども、東村山市にあります秩父事件の記念墓碑とか、そういうところに関心を持っている人が非常にあるということで、この間も「草の乱」の上映の後、佐久町と臼田町の人がそのところを見たいということで、恐らく史談会の会長が案内したと思います。</p> <p>そんな中で、これも私としては、あれも観光資源だと思っているわけです。だもんで、これも歴史を継承する上で史料の展示とかそれもいいですけれども、道路整備もしてあそこのところを、いずれにしても観光資源としてある程度整備してはどうかということを思っておりますし、その辺を望みますが、町としてはいかがでしょうか。</p>
教育次長	<p>町としましても、文化財観光資源でぜひ使っていきたいということで考えておりまして、楽集館の郷土資料館のほうには、パンフレット等文化財の指定マップ、地図にこの文化財はどこですよということを表示したものですけれども、そちらのほうを自由に持っていっていただきたいですよということでお配りしております。</p> <p>ただ、それを持って現地に行っていただけるかという話になると、なかなか難しい面があると思いますので、そこら辺の、実際に現地に出かけて行って見学していただけるというところの辺を、また今後検討していきたいというふうに考えております。</p>
9番議員	<p>ただ現地のほうに行ってもらえば分かるというような説明だったわけですけれども、あの記念碑とかそういうところに行くには、ちょっと車で行くとするとなかなか難しいということでありまして、私は筆岩の踏切からぐるぐると回って来られるわけですけれども、須張の踏切が拡幅されて自動車がぐるっと経由できるような格好だったら最高だなと思っているわけです。そうすると、記念碑のところへ誰でも車で行けるということを思っております。</p> <p>その辺で、前回、私が須張の踏切、拡幅したらどうだということで提案したことがあるわけですが、あのときの町長の回答は、JRともいろいろ検索というかやっているけれども、その後どうなったかということをちょっと聞きたいですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>以前のことということで、私、当時ご質問を受けた記憶がございますので、お答えさせていただきたいと思います。</p> <p>JRについては、踏切については、安全性を確保するためになるべく直接踏</p>

	<p>切は道路と鉄道が交差する場所、これを少なくしていく方向ということで、特に東馬流には幾つかあるわけですけれども、JR側の意向はそういったことで、閉鎖してもいいかというようなことで地元にもそのような意思を聞いています、町に対しても聞いています、そんな関係でございます。</p> <p>町とすると、区のほうへ打診をしてそういう意向が来ているけれども、いいかどうか。そうしますと、やっぱり農地を耕作するに当たって不便なので、現状維持をしてほしいというような意向があり、そのまま従前のものをそのまま継続しているということです。</p> <p>ですが、行く行くは、やっぱりJRとすれば立体交差、そんなようなことを望んでいるようでございます。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>今、総務課長のほうからそのような話がありましたけれども、先般、筆岩踏切のほうからは、今の秩父事件の前のほうを通りまして、それで須張踏切の近くまでじゃないけれども、あれ東電だったかどこだかあれですが、鉄塔を直すでもって、かなり道路を上げてきたということでありまして、あと少しでもって須張踏切のほうへつながるというような状況だと思いますもので、ぜひその辺は経由ができる道路をJRに申請して、もうちょっと30センチも拡幅すれば、あれの解除ができますもので、いずれにしろ、その辺を踏まえた中でJRと掛け合っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それから、2番目にスケートセンターについて、町長耳が痛いかも知れないけれども、お願いします。</p> <p>スケートセンターについて、黒澤町長になって何人の議員が質問しております。</p> <p>昨年9月の定例会でもって、4番、篠原議員からの質問もありました。そのときに、町長の回答は、経済的に大変なことは分かっているが、継続して運営していくとの回答です。</p> <p>それから、令和4年の12月の一般質問で、鷹野議員からスピードスケートの運営について質問がありました。そのときの回答は、経費削減でもって維持していくとの回答です。</p> <p>遡りまして、私が令和2年の3月に一般質問でもって、スケートセンターの運営について広域で援助を受けられないかということに対して、南部広域でもって、利用度も高いので1町4村でお願いするという回答でした。</p> <p>その後、どのようになったか、その辺をちょっと町長のほうからお願いし</p>

	たいと思います。
町 長	<p>私もスケートセンターの維持につきましては、各方面、知恵の働く中あらゆる方法を取って、今模索しているところでございます。</p> <p>前回申しました1町4村にもう一町増やしまして、2町4村、いわゆる南部広域の中では、私はお話をさせてございます。正式に、どの辺でどういうお願いをするかというものは、まだ未定なんすけれども、佐久穂町まで入った中でお願いしたいという下話はできております。</p> <p>そうした中ですけれども、やはりいろんなものを工夫して経費削減、これには臨まなければならぬかというふうに思っている次第です。</p> <p>ただし、いかんせん老朽化というものには何の施設も勝てません。そういう部分までよくよく考えた中での次の施策というふうになろうかと思いますが、存続をまず軸にして考えていきたいというふうに考えております。</p>
9番議員	もう一つ、私が令和2年に言ったのに、極論でありますけれども、広域2市2郡の広域で無償譲渡してはどうだという提案をしたわけですが、町長は相当厳しい質問であるが、整理し考えますとの答弁でしたが、広域の感触というか感覚、感触だね、はどのようなものだったかということで、広域に話したことはあるでしょうか。
町 長	会議の中ではございません。しかし、佐久市長、そして、軽井沢は自分で持っているですから、北佐久の皆さんには話しません。小諸市長にも話しません。佐久市長には相談したことはありますけれども、佐久広域連合の中での正式な会議での話はしたことないです。
9番議員	<p>それで、今回の定例会の施政方針でもって、運営方法を工夫して、経費節減をして継続するということで毎回町長が言っているわけですが、私は、最近の近隣の町の予算を見た中で、ちょっと大変だなと思っています。</p> <p>近隣の町というのを、ちょっと予算を挙げてみると、長和町が今回の予算60億7,800万円、御代田町が95億4,100万円、佐久穂町が対前年で6.5%減とはいっても79億5,000万円と。この中で小海町は一番少なくて49億1,900万円という中です。</p> <p>この少ない予算である中で、今年度令和7年度の設備修繕費が500万円、運営費が6,089万円を計上しています。それで、長期振興計画の中でも、5年間で設備修繕費ということで4億40万円を見込んでいます。それから、運営費としまして、年間6,000万円ということで見込んだとしても、5年間で3億円です。</p>

	<p>その中で、要するに、今後5年間でもって7億円から7億5,000万円、丸めをすれば8億円になるというお金をつぎ込むような格好になります。町の予算だけではとても私はもたないと思います。町の総予算を見て、要は今の物価高やいろいろから見た中で継続は困難と思います。</p> <p>そんな中で、町長として7億円から8億円をつぎ込んでまでもやるという意気込みでありますけれども、いずれにしろ、私はもし自分の懐だったらこれはちょっととてもできないと思いますが、その辺の感触というか、それはいかがでしょうか、町長は。</p>
町 長	<p>大変心配していただきましてありがとうございます。</p> <p>そういった中ではございますけれども、これが無駄という部分か、価値があるかという部分は、これから教育、あるいは文化の継承という形になってこようかと思います。</p> <p>そうした中、やはり今、佐久穂町等々の話が出ましたが、佐久穂町につきましては、昨年度は道の駅の開設ということで、今年度はがくっと減っているというのは読みます。通年どおりのものになったということではありますけれども、ほかもほぼみんな何%かは町の予算が増えているわけでございますけれども、やはり財政規模を考えますと、今おっしゃった中では一番少ない財政規模でありますけれども、やはり常々申し上げているとおり、南佐久におきましては、小海町はかつて今までリーダーを務めてきているのではないかというふうに思います。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、南部の広域の中での話の中で、援助と申しますか、手を差し伸べていただきたいという話は通してといいますか、正式な話に持っていく下段階まででてきておりますので、そうした中で無理のない運営を続けていきたいというふうに思っております。</p>
9番議員	<p>今答弁の中で、町長は何が何でも継続したいという意気込みでありますか、その辺は分かります。</p> <p>それで、私は、軽井沢にもスケートセンターがありますということで、軽井沢、たまたま予算を見ますと、大体小海の4倍で200億円の予算だということであるが、それは別としまして、私としてはアメリカのトランプ流ではないが、小海の子供だけのことを思うならば、中島観光か何かを使いまして、軽井沢へ送迎してはどうかと考えます。これは恐らくスケートも3か月ちょっとだと思います。松原湖のスケートセンターでも大体3か月ぐらいしか活動していないということありますもので、軽井沢へ送迎したとしても大体3か月でいいじゃないかと。そうすると、予算は月1,500</p>

	<p>万円かけたといったって、年で4,500万円か5,000万円で済むというふうに、バス代ですね。それと、使用料とかそれが絡んでもそのぐらいで済むじゃないかと思っております。</p> <p>この辺を踏ました中で、町長は軽井沢とかその辺の送迎ということは絶対考えてはいないということでしょうか。その辺も意気込みをお願いします。</p>
町 長	<p>先ほど来申し上げているとおり、スケートの選手のための、あるいはスピードスケートの選手育成のためだけであれば、これは小池議員おっしゃるとおり、送迎をしてそういったところでやればいいということでございますけれども、松原スケートセンターに関しましては、様々な小海町の皆さんに携わっていただいており、ここまで継続してきました。</p> <p>そういった流れも考えまして、ただ単に選手育成だけのためではないということはご承知おき願いたいと思います。我が町のシンボルでもあり、そして、文化の形成の一端でもあるということでございますので、そのお金勘定の選手を育てるという部分に関していえば小池議員のおっしゃるところでございますけれども、それは本当に、逆に申しまして僅かなことであり、もっと大きな根底があるということをご理解願いたいと思います。また、昨今、南牧村、川上村が我がスケート場を利用して、大変いい選手が出ております。そうした中ですが、じゃどうするかというお話になれば、この広い観点での南部広域、この中でそういった考え、我が町だけではなく、やはりそういう地域のことも十分考えた中でのやり方を進めていくのが私は妥当だと思います。ただ単にやめてしまえば済むというような問題ではないので、ぜひご理解を願いたいというふうに思います。</p>
9番議員	<p>町長が言うのも分からぬわけではないわけではありませんけれども、経済を考えたら、ちょっと将来的にも大変じゃないかということありますもので、今後の検討もお願いします。</p> <p>急に話題を変えるようすけれども、あまりまだ話題というか上がってこない話なんですけれども、2028年に県内で開催されます信州やまなみ国民スポーツ大会、通称国スポということですけれども、スケート会場は、私はエムウェーブか軽井沢かと思っておりましたが、何か地方の活性化ということで分散のうわさもあります。</p> <p>これについて、小海町では国とか県とかその助成を受けられるなら話は別だというふうに思っておりますが、いずれにしろその辺のところ、小海も手を挙げてみてはどうかというふうに思いますが、その辺は町長としては</p>

	何かいい情報か何か入っておるかどうか、その辺も踏まえた中で答えをお願いします。
町 長	<p>信州やまなみ国民スポーツ大会ですか、これは、冬季、夏季と両方ございますけれども、私は小海町長に就任しまして、そのときに南佐久の体育協会の会長ということで、この最初の会議に出席しろということでしたので、出席してまいりました。</p> <p>前長野県スケート連盟の会長であります林泰章さん、今会長になっているわけですが、阿部知事出席の下、好成績を残したいということで、もう強かったんですけども、好成績を残したいということで、全県を挙げてとにかくこの国体を成功させようじゃないかという話になっております。</p> <p>そして、スケートの競技につきましては、分散してできるということになれば、もちろんあの施設といいますか、よく精査していただきまして、いいという話になればもちろん私は手を挙げるつもりであります。</p> <p>ただし、先ほど来出ていますが、宿泊施設とか移動とか、そういうものを加味した場合にどういう判断になるかというものは別にして、可能性があるものはチャレンジしようというふうに思っております。</p>
9番議員	<p>町長も可能性があればチャレンジしたいということでありまして、2028年といつても、もうすぐそこでありますもので、県とかその辺にすぐアタックしてみる必要があるのではないかと思っております。</p> <p>いずれにしろ、町長が何が何でもスケートを維持したいということでありましたら、要はこの国民スポーツをうまく利用できるならば、国・県のお金でもって、あの施設はある程度充実できるんじゃないかと思いますもので、その辺も早急に町長の人脈でもって手を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、3番目に入りますが、これは安心・安全なまちづくりということで、先ほど3番議員のほうからも話が出たわけですけれども、私は落石についてということで、この小海の山に住んでおりますもので、落石についてお願ひしたいということあります。</p> <p>最近、日本各地では震度が小さくもかなり地震の数が多くなっております。そこでもって、地震により落石等でもって道路が通行できないとか、または災害時、逃げ場所になる道路が通れないということが出ております。これは、町、町道、農道の落石はかなり想定されている箇所があろうかと思いますが、土砂崩壊とか土砂崩落についての箇所の調査ということであります。</p>

	国道とか県道は、要するに建設事務所がその辺で把握していると思いますが、町道と農道について、町はどの程度把握しているかお聞きしたいですが、よろしくお願ひします。
産業建設 課 長	<p>小海町における防災・減災を考える上での安全・安心なまちづくりということで、自然災害に対して強靭で、住民が安全に暮らせる環境を整備することを目指すということで、特に小海町は山間部が多く、地形的な要因では土砂災害や落石、洪水、雪崩などのリスクが高い地域であると考えております。</p> <p>一般的に言われる防災・減災、落石箇所の点検なんですけれども、防災インフラの整備については、道路、橋、ダムなどの整備が大切だということで、そこに付け加えて、避難所や避難経路の整備も欠かせないということで、町道、農道、林道も含めてなんですが、防災インフラの道路整備というのは大変重要なところだと考えております。</p> <p>それから、そういうことを語るのに、この町民の防災意識の向上ということで、町の皆さんに防災教育や訓練等を行い、どう行動すべきであるかということを把握しておくことも道路や農道整備の中では大切なのはないかというふうに考えております。</p> <p>今、社会福祉協議会というところで災害ボランティアなど、いろいろな講座をやっていただいております。それに含めて考えていきたいと思います。</p> <p>それから、危険箇所の特定と対策ということで、災害や土砂災害や落石、地滑りなど、危険箇所を事前に特定し、対策を講じるということが小池議員の危険箇所の把握ということになります。</p> <p>特に、この小海町の山間部では、落石や崖崩れのリスクが大変に高くなっています。ワイヤーメッシュを張ったりとか、いろいろなことで実施をやっているということでございます。</p> <p>それでは、落石危険箇所の点検ということで、先ほども申したとおり、山間部では非常に重要です。点検は以下のようない方法がございます。</p> <p>まず、定期的な現地調査ということで、落石のおそれのある場所を定期的に調査したり、岩の状態や道路の損傷を確認します。これは職員並びに職員の手に負えないときにはコンサル等を頼んで実施します。特に雨期や雪解け後にリスクが高くなるため、そのときに、町の業者さん等を使って現状を把握している次第でございます。</p> <p>それから、専門的な地質調査ということで、土木業者等に危ない崖や岩場、</p>

	<p>道路に落石等のおそれがあるところ、そういうところの補強工事を実施するということで、こちらについては県の皆さんと一緒にやってやると。例えば、ロックボルトで崩落がある箇所をボルト締めして、落石防止ネットの設置などを行います。</p> <p>それから、河川の氾濫も怖いところでございます。監視カメラのセンサー、監視カメラの設置ということで、小海町も千曲川において監視カメラを設置し、危険な状態になったことを把握できるようにしております。</p> <p>そして、何よりも早期に警戒するということで、住民の皆さんには通行車両、警戒を出すためにそういうシステムを構築しなければいけないとは考えておりますが、大変にお金のかかる問題でございます。危険箇所に警告表示板を設置したり、通行止めの避難誘導を行うことでございます。</p> <p>これらを組み合わせて、町民の皆さん命を守る、安全・安心なまちづくりをつくるということで、長くなりましたが、危険箇所の把握は町の職員並びに専門の業者さん、町の業者さんを使ってやっている次第でございます。</p>
9番議員	<p>今、産建の課長のほうから細かい説明もありました。</p> <p>私としては、いざれにしろ、今職員がやったり、あとは土木業者、県と一緒にやるという話ですけれども、もうちょっと考えられるのは、各集落、防災マップもあるし、支え合いマップもあったりいろいろするわけですが、何というか、町の職員とかそういうあれもいいんですけども、危険箇所を各区長、区長に申告させるのが一番いいのではないかと思います。</p> <p>そんな中で、一番懸念されるのは、各区長も自分のところだけではなくて、前後左右の区長とも連携を取りながら、ある程度防災マップとかそういうものを見直したり、いろいろしないと駄目だと思いますので、その辺を区長会でもって、こういうことはどうだということを指示してもらえば一番ありがたいですが、そのほうの指示はできると思いますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
産業建設 課長	<p>毎年春先になると、各区にお願いして、特に区からの要望ということで危険箇所、それから、道路の損傷、崖崩れの場所とかを申告していただいています。</p> <p>それに基づいて、職員のほうが現地調査をやりまして、お金のかかるA、B、Cランクをつけまして、お金のかかる、ちょっと時間がかかるものはすぐにはできないという回答、そして、ここは崩落して危ないよというところ</p>

	<p>は工事をやると。</p> <p>それで、これが県に関わる場合には県の皆さんと協力してやるということで、区長さんたちも毎年分かっていて、危険な箇所とかそういうところをたくさん、大体平均、区では10か所ぐらい直してくれということで出てまいりました。その中に危険箇所等ありますので、そういうので把握して、実際にできるところはやっている次第でございます。</p>
9番議員	<p>今、産建の課長が答弁したとおりでありますけれども、いずれにしろ、細かい情報はある程度集落というか、そういう区のほうが知っていると思いますもので、その辺を把握した中で対処してもらいたいと。</p> <p>それから、最近こうやって見ますと、急傾斜地でもって木が根こそぎ倒れているようなところが、町の中でも数か所あるというか、そういうところが見受けられますもので、その辺の対策ということで、危険崩落箇所ということになろうかと思いますが、その辺は砂防堰堤を入れるということでもって調査をしていただきたいと思います。</p> <p>たまたま私も松原のキャンプ場のこっちのほう、八那池が見えたりする松原湖の後ろと、要するに後久保というところと津つこしのところがそんなでありますけれども、かなり木が根こそぎ倒れてきておりますもので、その辺も踏まえた中で、いずれにしろ砂防堰堤を入れることを計画してもらいたいと。</p> <p>ただ、私が知っている範囲ではそんなところですが、そうでなくて、新開というか新開の後ろの山というか、そのところもそういうところがありますもので、そういう箇所を調査というか、やっぱり調査する町の職員がなかなか見て歩くというのは大変でありますもので、その辺のところはやっぱり各区長と連絡を取りながら砂防堰堤については考えていただきたいということで、よろしくお願ひします。</p> <p>それで、それはいいとして、最後に、中部横断道の話をお願ひしたいと思いますが、いずれにしろ中部横断自動車道は、小海町の発展の最後のチャンスだと思っております。この機会を逃すと、恐らく地域発展にとっては致命的な損失になろうかと思います。</p> <p>まず最初に、町長として中部横断道の活用について、どのような夢といえば夢、構想といえば構想だけれども、持っているか聞きたいと思います。まだ先の、15年や20年も先の世の話になろうかと思いますが、町長として、例えば、町長、俺が死んでもこれだけは必ず実現していただきたいというようなその意気込みの夢をひとつ、大きい夢であろうかと思いますがお願</p>

	いします。
町 長	<p>今年古希の私にとって死ぬということを申せられましたが、もう少し生きていきたいと思います。</p> <p>その中で、長年にわたり中部横断自動車道、私が町長に就任した年に八千穂高原インターまでが開通となりました。それから、もう既に7年がたっているということですが、なかなか進捗は望めないというところでございましたが、中部横断自動車もルート帯の発表までこぎ着け、そして、公聴会まで開いたということになっており、国土交通省の道路局長にその都度会っているわけなんですが、遠い大きなお金で、数千億円というようなことも聞いております。佐久北から八千穂インターまで600億円、その10倍ぐらいはかかるんじゃないかというような想定でございます。</p> <p>それだけ使った中で、想定です、これね。我が町にも政策インターを1個造りますよと、国のお金で造りますよと。そして、4車線で使用料はありませんという、高速道路料金ですね、それはないよという、まずのスタートでございます。それが実現、ぜひ早めに実現したいわけなんですが、私はその発表があったときに、小池議員の地元でございます八那池の交差点から千曲川のほうへ1回出て、空中を飛ばして酒屋さんのまづ上の原っぱへインターができるという絵でございます、今のところね。</p> <p>そうしたときに、それから先のアクセスとして、先ほど来いろんな議員さんから出ていますけれども、買い物をしたりトイレに寄ったり、それから、給油のところもないわけでございます。そういったのが条件で、無料で国のインターというようなことになってこようかと思います。</p> <p>そうしたときに、私が死ぬまでにどうしてもやりたいのは、自分で運転して走ってみたいと。自分で運転して、その高速道路を走ってみたいというふうに思っております。したがって、幾つまで生きられるか分からぬですけれども、そうしたのがまずの考え方でございます。</p> <p>そこから先は、とにかくこれから事業の計画を国も我々に相談したり、地元の皆さんと相談してやっていくというのが基本でございますので、そこは従ってというような形になろうかと思います。ぜひ早期着工、早期開通、これが私の今のところの一番の願いでございます。</p> <p>ほかの附帯施設につきましては、その都度世の中変わっていきますし、要望も大きなもの、小さなものを含めた中で、野菜の出荷だとか観光だとか、そういうものをみんな踏まえた中での要望になろうかと思いますが、その辺を十分に含めた中での政策をしていきたいというふうに思います。死ぬ</p>

	までに何を望むということであれば、ぜひ、生きているうちに自分で運転してその道を走ってみたいというふうに思っております。
9番議員	<p>町長の一番のあれは早期着工ということで、完成を目指すということです。</p> <p>そんな中で、町長、今、早期開通ということを言っているわけですけれども、いずれにしろ前に私が言いましたが、自前のインターということではありますけれども、このとき、自前のインターについて私が質問したら、町長は、自前のインターの必要性があるか否かを調査することから始めることでありますもので、必要性について、自前のインター、政策インターはやられるということでいいと思いますが、自前のインターについて、町長は、例えば試案とか、これは造らないとか、そういう考えについてはちょっと聞きたいですが。</p>
町長	<p>ただいま1個前の答弁で申させていただきましたが、政策インターについては八那池のあの頭ということで、佐久穂インターからそう遠くない場所と認識しております。そして、その間、活性化インターを造るという話にもしなりましたら、その間である。</p> <p>それから、南牧のインターチェンジについては、今の中学校の奥のところにできるということですから、その八那池から南牧までの間、その間に、どっちかの間に造るということが、活性化インターを造るとすれば予想されるわけですが、その必要性が、今度本当にどうしてもそこにあるのかというのが考える一番の中心でございます。</p> <p>そして、一つのインターを造るのに場所にもよりますけれども、5億円から7億円というようなお金が必要だと。前の試算であったわけですが、今はまた物価の高騰等でどうなるかちょっとはつきりした数字は言えないわけですけれども、どちらにしても大金のお金がかかるということでございますので、その必要性、費用対効果等々を踏まえた中で進めていくという形になろうかというふうに思います。</p>
9番議員	今、町長のほうから政策インターと活性化インターという話が出たわけですけれども、私としては中部横断自動車道について、臼田はあそこにちょっとした工業団地ができたということではあります、小海としてもインターを造りまして、要は工業団地、それを造ったらどうかということを提案するわけですが、今、八那池とかその辺は土地がなかなかないということで、原のほうへ上がるということではありますけれども、そんな中を踏まえた中で、八那池については工業団地とかそれは無理ではないかと思

	<p>います。そんなところで、八那池は観光、物流のアクセスだけかなと思っております。</p> <p>そんな中で、例えば、杉尾当たりに造れば、工業団地、それから、私は福祉の施設関係を造ったらどうかということと、道の駅を考えております。いずれにしろ、これを造ることによって、働く場所も非常に出てくるということと、特に福祉の関係とか道の駅とかやれば、女性の働く場所が非常に増えるのではないかというふうに考えております。</p> <p>そこら辺を踏まえた中で、特に福祉関係、先ほど出ておりましたが、グループホームの関係もそれはちょっと何というか、町の小海の駅のあの辺でなくちや駄目だと思いますけれども、福祉関係で老人ホームとかそういうのについては、できれば搖り籠から墓場までということで、そういう施設、大きい施設を造ってはどうかということで、これは群馬県の高崎のほうにこういう大きい施設があるということでありまして、そこへ本当は見学してもらえば分かりますけれども、中には、要はお金の段階というか、お金のある人と普通の人ということで段階はあるということですが、その施設の中には働く場所ということで、女性が非常に働きやすい場所ということで、中に保育園があるそうです。</p> <p>それでもって、全部、全てぐるぐると囲ってあって、大体15ヘクタールぐらいという話を聞いておりますけれども、その中でもって24時間体制で、門が2か所あるけれども、1か所は24時間体制であると。そんなもので、例えば、変な話ですが、障害者というか痴呆になったとしても、その施設の外へはあまり出て行かないような施設ということで、迷子になったりいろいろするようなことはないという施設でありますもので、そのような施設を考えておりますが、そういう大きい施設について、町は工業団地もそうですが、どの程度の規模を考えて、もし造るとすればですよ、考えているかということをちょっと聞きたいですが。</p>
町 長	<p>その福祉施設がインターのそばに必要かどうかという部分になろうかと思いますけれども、やはりお金を出していただいて造るという今のお考えのようですけれども、これには様々な条件が必要になってこようかと思います。まずは場所、そこでいいのかと。それから、ここの人囗でそれを経営していくかというようなことがあろうかと思います。</p> <p>それから、相方の希望に私たちが添えるかどうか、これは大変重要な問題だと思いますが、現に松原湖高原に2から3ヘクタールでこれはいいということなんですが、温泉つきの保養施設というようなものの申込みがござ</p>

	<p>いました。しかし、なかなか適当な場所、こんなのどうですかというものがでてこないのは現実であります。しかも温泉が欲しいというような話だったので、できる限りのことはしますというご返事をいたしまして、今止まっている状況でございます。</p> <p>そういうものを見た場合にも、やっぱり相手のリクエストがあるということは、これは本当に難しい問題なんだなということを痛感している次第であります。チャンスさえあれば、ぜひそういうものも取り組んでいければというふうに考えております。</p>
9番議員	<p>すみません、だんだん時間がなくなっちゃって申し訳ないけれども、最後に、町長に1つ大きなお願いじゃないけれども、こういうことはどうかと思って、これには、今いろいろやるにはどうしても周到な準備ということと人材と思うんですよ。</p> <p>それで、私は国交省でもいいし、長野国道事務所の計画系でもいいですけれども、どこの課へ行ってもいいですが、職員を派遣とか出向させてという提案なんですが、そういうところへの出向ということは考えていますか。それとも、情報だけでいくのか。私は小海の職員をそういうところに出向させたいと思いますが、その辺は、考えはどうですか。</p>
町 長	<p>国土交通省並びに長野国道事務所は国の機関でございます。そういったところに町の職員の派遣というものは、これはほぼ不可能じゃないかというふうに思っております。キャリア、あるいは新卒で入る、あるいはそういったたけた能力のある方は行けると思うんですけども、今のところ、この町の職員を国の機関へ派遣するというのはかなりのハードルがあるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>また、相手もそれを望んでいるのかどうか、先ほど来、相手がいての話ということを私言わせてもらったんですが、その辺の確認もどうすればいいのか、ちょっと私には見当のつかない部分ですので、今いきなりの質問でございますので、そこまでの答弁というか返事しかできないのが実情でございます。</p>
9番議員	<p>町長は、出向等は、そういうのについてはちょっとハードルが高過ぎて駄目だという回答でありますけれども、なるべくそういうところへ職員を派遣して育てるということを考えていただきたいと思います。</p> <p>それから、最後に例の基金の話ですが、先ほども出ましたけれども、基金について平成6年の第6次の長期振興計画では、令和7年度2,000万円の計画ということで、最初、長期振興計画に載っていたと思います。</p>

	<p>それが、令和7年度の予算説明では1,000万円になったということであります、いずれにしろこの基金については、前、私は年5,000万円ぐらい貯金したらどうだという話をしたんですけれども、急に1,000万円ということであります、この辺は今後どういうふうに考えているか。計画どおりでいけば、長期計画どおりでいくのか、それとも、例の令和7年度予算説明資料みたいなことでいくのか、その辺をちょっとお聞きしたいということであります、よろしくお願ひします。あまり行き当たりばったりという計画ではないと思いますけれども、その辺を簡単に説明していただきたいと思います。</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>令和7年度につきまして1,000万円と。長期振興計画では確かに2,000万円でした。令和7年度、大型事業がございまして、かなり金額も予算規模も大きくなってしまいました。そういう現状もありまして、当初はそうなんですけれども、また、年度が進む中で、もし可能であれば増額をしたいと思いますけれども、ちょっと大きい規模になってしまった関係で抑えさせてもらったのが実情でございます。</p> <p>以上です。</p>
9番議員	<p>基金については、どこでどういうふうに使うかどうかはちょっと予想もつかないところがあろうかと思いますが、基金でありますもので、なるべく大きなお金を基金として残していただきたいということあります。それを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p>
	<p><u>○ 散 会</u></p>
議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、明日11日午前10時から全員協議会を行います。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(とき 17時22分)</p>

令和7年第1回 小海町議会定例会会議録	
「第15日」	
* 開会年月日時 令和7年3月19日 午後2時00分	
* 閉会年月日時 令和7年3月19日 午後4時14分	
* 開会の場所 小海町議会議場	
会議の経過	
<u>○開会</u>	
議長	<p>議会最終日にあたり、ご挨拶を申し上げます。18期の議員の皆さんのは任期は、4月30日までであります。この定例会の後、4月15日に小海町議会議員選挙が告示され、4月20日には投開票が行われます。この4年間、18期の議会議員として、ともに切磋琢磨し、過ごした時間は大いに実りある時間であります。最初の2年間はコロナ禍で活動が制限され、思うような活動ができませんでした。議会としてはこの間、議会改革に努めていました、積極的に議員研修や勉強会を行い、今までの議会のあり方を見直し、議会のICT化にも挑戦してきました。その結果が、タブレットの導入やYouTubeでの視聴ができる議場システムの導入に繋がりました。令和6年には小海町議会が58町村からなる長野県町村議会の中で県の代表となり、全国927町村からなる全国町村議会表彰を受賞するに至りました。これは68年に及ぶ小海町議会として初めての受賞であり、今後50年はいただくことが難しいとされる受賞であり、誇れる受賞となりました。18期の議会として、記録と記憶に残る受賞でありました。この4月の改選で立候補される方も、そして退任する方も、それぞれの立場でこれからの方を歩むわけですが、私達の議会改革のこれから的小海町議会の大きなターニングポイントであったと、振り返る日が来ると思っています。これからも、町民の皆さんと報告会や交流会などを積極的に行い、町民の皆さんのが行政に反映させるなど、町民の皆さんに議会のことを理解していただくことが求められています。少し時間がかかるとは思いますが、これらのこととが議員報酬を全国平均値に上げていくことに繋がり、若者や女性の議員のなり手不足や議員の高齢化に対処できる一つの要素でありますので、黒澤町長の理解を得られますよう願うばかりであります。今日で定例会最終</p>

	<p>日となり、私ことありますが、議長としてこの4年間、至らなかつたことも多々あったことと承知をしているところでありますが、これまでの議会における、議会活動の中で携わった全ての皆さんに感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>ただいま出席議員数は10人であります。第11番篠原伸男議員は、療養のため欠席との連絡がありました。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p>
--	---

日程第1 「諸般の報告」

議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願ひいたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
-----	---

日程第2 「行政報告」

議 長	<p>日程第2、行政報告を行います。</p> <p>町長から報告がありましたらお願ひいたします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆様こんにちは。今月5日に開会しました、令和7年第1回定例会は、本日が最終日となりました。議案質疑、一般質問、全員協議会、各常任委員会において、慎重なご審議をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。1件ご報告申し上げます。去る3月6日に憩うまちこうみ事業におきまして、PwCコンサルティング系列会社4社との協定締結式を行いました。PwCコンサルティング合同会社、PwCJAPAN有限責任監査法人、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人の4社です。NHKの全国放送や、長野朝日放送、各新聞社でも取り上げられましたが、この会社とは、生成AIを活用し、業務改善を図るという計画もあり、既に職員研修なども行っております。この4社を合わせ、33社になりました。協定企業の皆様の協力を受けながら、町政を進めてまいります。本日は、全ての議案について、可決ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。なお、来月4月に新年度事業の契約議決および教育委員の任命同意案件を臨時議会にてご審議賜りたいので、よろしくお願いを申し上げます。以上報</p>

	告申し上げます。
議 長	ほかに行政報告がありましたらお願ひいたします。
	(なし)

(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第9号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第9号を委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第10号」</u>	
議 長	日程第5、議案第10号 「番号法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第10号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 「議案第11号」

議 長	日程第6、議案第11号 「こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。 (委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番的埜美香子です。ただいまの議案第11号、こども課設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、制定に反対はしませんが、規則も含め、問題は中身だと思います。今現在起こっている問題を放置することなく問題をよく捉え、解決に向かっていただきたいと思います。職員体制も今の数では不十分だと思います。そこもあわせた整備充実を求め、賛成討論といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。 (なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第11号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第11号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 「議案第12号」

議 長	日程第7、議案第12号
-----	-------------

	<p>「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 井出和人 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、举手をお願いいたします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。</p>
(举手全員)	
議 長	举手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 「議案第13号」

	<p>日程第8、議案第13号</p> <p>「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 井出和人 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、举手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第13号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第13号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第14号」</u>	
議 長	日程第9、議案第14号 「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出和人 君。
(委員長報告－可決と決定)	
(委員会からの要望事項－1件)	
〈委員会からの要望〉 中部横断自動車道整備関連基金の設置については、今後積立を行っていく中で、町民の意見を聞く場を設け、事業内容を見極めるとともに、目標額を設定するなど、基金の内容を明確にされたい。	
議 長	ただ今の、総務産業常任委員からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	ご回答申し上げます。中部横断自動車道整備関連基金の設置につきましては、今後計画が示される過程におきまして、町民の皆様が構成員となる協議会等を立ち上げ、ご意見を集約しながら事業内容を決定し、併せて基金の目標額等も決定してまいります。以上です。
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

6番議員	6番的整です。議案第14号、小海町積立金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。中部横断自動車道整備関連基金の設置については、2番議員や9番議員の一般質問や議案質疑、委員会審議で議論されましたが、事業内容はまだまだ具体性に欠けるものです。町の活性化や発展に期待する声が多いことは確かでもあります。都市公園の議論も含め、町の発展のために何が必要なのか。ただいま町長の方からもご答弁がありました。今後の計画の中で協議会等を設けるという話ですので、多くの町民の声をしっかりと聞いていただき、特に20年先を生きる若い世代の意見をしっかりと聞き、それなりの一定の時期に事業内容を見極め、目標額を設定し、基金内容を明確にすることを要望し、賛成の討論といたします。以上です。
議長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議長	これで討論を終わります。 これから議案第14号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第14号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 「議案第15号」

議長	日程第10、議案第15号 「小海町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託しておりますので、 委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告－可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第15号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第15号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。
	(举手全員)

日程第11 「議案第16号」

議 長	「小海町高原美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、举手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第16号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。
	(举手全員)
議 長	举手全員と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 「議案第17号」

議 長	<p>日程第12、議案第17号 「小海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、举手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。 これから議案第17号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第17号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。</p>
(举手全員)	
議 長	<p>举手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>

日程第13 「議案第18号」

議 長	<p>日程第13、議案第18号 「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。</p>
(委員長報告－可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、举手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

	これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第18号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第18号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。
	(举手全員)
議 長	举手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第14 「議案第19号」</u>	
議 長	日程第14、議案第19号 「小海町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、举手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。
5番議員	はい、5番渡邊晃子です。私は議案第19号、小海町防災会議条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。委員会の方で、今回この条例改正で、委員の皆さんのが細かい定数の縛り規定がなくなり、全体で20人以内に改正すると、男女共同参画の視点から、女性も2名、保健推進員また日赤奉仕団などから、2名ほどご参加いただくようにしたい旨ご説明をいただきました。私も求めていたことですので、歓迎したいと思います。防災会議自体が10年ほども開かれていないと。また地域防災計画も相当年ぶりの見直しということで、担当の職員におかれでは、本当にご苦労だと思いますけれども、女性だけではなく、子供やお年寄り、また障害のある方、より多くの分野の声を聞きながら、町民の命と生活を

	守るような防災計画、そして防災会議になるようにお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第19号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 「議案第20号」

議 長	日程第15、議案第20号 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。
	(委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第20号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第20号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 「議案第21号」

議 長	日程第16、議案第21号 「小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野文則 君。 (委員長報告－可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第21号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第21号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。 ここで3時5分まで休憩とします。 (ときに14時45分)

日程第17～23 「議案第22号～議案第28号」

議 長	日程第17、議案第22号から日程第23、議案第28号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 品田宗久 君。 (委員長報告－全て可決と決定)
-----	---

(委員会からの要望事項－2件)

〈委員会からの要望〉

- ・小海町在宅育児世帯応援事業の実施にあたり、在宅育児支援を推奨するのではなく、保育所としては、いつでも受け入れられる体制にあることも併せて周知されたい。
- ・児童館改築後の利用について、利用する子どもと保護者の声を聴き、今後の児童館運営をされたい。

議 長	ただいまの予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	はい、それではご回答申し上げます。①の方ですが、在宅育児世帯応援事業の実施に当たりましては、入所を希望する児童の受け入れは、今までと同様にできるよう広報をするとともに、保育所の受け入れ体制を十分に整えてまいります。2番目の回答といたしまして、児童館改築後の利用につきましては、現在利用している児童、保護者の声、また今後利用することとなる皆様の声を聞き、子供たちの安心安全な居場所作りに努めてまいります。以上でございます。
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより、議案第22号、「令和7年度小海町一般会計予算について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	はい、6番的整です。議案第22号、令和7年度小海町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。令和7年度予算は近年稀にみる大型予算です。物価高騰が続き、町民のなりわいと暮らしが大変な時期の予算ですが、本当に町民の暮らしを守る対策の予算か。地方創生の名のもと、補助金ありき、町民不在の事業に偏っているように感じます。その一番が駅周辺活性化事業2335万円。内容の具体性が全然見えない大きな事業です。町民に全く説明がつきません。REVIVE事業もそうです。町外の方が町を盛り上げてくださることは大変ありがたいことではありますが、町の主体性や町の若い世代の声が反映されているのか疑問です。八峰温泉については、毎年赤字が増えている中、オーダーシステム導入がお客様へのサービス向上と赤字解消に繋がるのか。もう少し広く深い意見を聞くべきだと思います。

	<p>町営で温泉を続けるのならば、従業員の待遇改善をし、働きやすい環境作りで、人員不足を解消することが先決ではないかと思います。もう一つは、森林活用環境保全業務委託120万。Jクレジットの件について、丸紅株式会社との契約書を提出していただきました。令和6年度12月補正で310万計上したものの、契約書では2月17日契約とはありますが工期もなければ、金額も記されておらず、収入印紙もない。繰り越しもないまま、令和7年予算で120万計上です。書面により合意した内容もわからない。委託者、つまり町の住所もなければ、受託者、丸紅株式会社の住所も記されていません。フォレストソリューション室長川口卓哉とありますが、代表権があるのか。等等疑念が残ります。令和7年度予算は、町長の挑戦・新鮮・実行の公約実現、任期最後の予算です。第2ステージ、元気な小海をさらに加速、小海を進化させさせるためには、皆様のご意見が欠かせません。各地域での皆様との交流との機会を多く設け、ご意見を真摯に受け止め、力を尽くしますとありました。一昨年実施された町民アンケートでも、ご意見やアンケートでのご意見や、その後の町民からご意見を伺い、それらが長振に生かされたのか。5ヶ年計画の最初の年の予算が、7年度予算です。多くの町民の声が反映され、町民本位で町民のための事業か。議会への丁寧な説明や協議はどうかなど、先ほど述べた事業は、目的が明確でなく、内容が不十分で、具体的精査にかけていると判断をいたしました。以上のことから、本予算に反対の立場をとらせていただきます。以上です。</p>
議 長	ほかに討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第22号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第22号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手多数) 反対：5番、6番
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第22号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第23号「令和7年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第23号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p>

	議案第23号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第23号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
議 長	続いて、議案第24号「令和7年度小海町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第24号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第24号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
議 長	続いて、議案第25号「令和7年度小海町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第25号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第25号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	続いて、議案第26号「令和7年度小海町簡易水道事業特別会計予算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第26号は、委員長報告のとおり可決

	することに決定いたします。
議 長	続いて、議案第27号「令和6年度小海町一般会計補正予算（第7号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	はい。5番渡邊です。私は、議案第27号、令和6年度小海町一般会計補正予算第7号に反対の立場で討論をさせていただきます。委員会でも申し述べさせていただきました、繰越明許費の補正です。6款商工費、2項観光費、公園整備設計委託事業。当初880万円だった事業のちょうど半分、440万円を繰り越したいという内容でした。資料請求をさせていただき、設計業務委託の契約書をご提出いただきました。4月30日、令和6年度小海町仮称八峰公園整備事業計画測量設計許可申請業務、業務箇所名は小海町八峰の湯、期間は令和6年4月30日から令和6年10月31日まで、業務委託料858万円という株式会社アクロスとの契約書でした。そして変更委託契約書9月25日付、変更業務委託料減少額561万円ということで提出をいただきました。その次に、委託者が代わり、株式会社環境設計研究所と委託業務名、仮称小海町都市公園基本構想等策定業務、委託場所は長野県南佐久郡小海町、内容および実施条件別紙仕様書の通りということで、別紙は提出はされませんでした。いずれにしましても、確かに9月11日の全員協議会で過程の説明はお受けしました。それは事実であります。その後に変更契約がなされたと。事業自体が変わっている。令和7年の当初の予算を見みると、7款の土木費、3項都市計画費、1目の都市計画事業費に都市公園の計画が載っていると。委員会の方でも再三、やはり皆減すべきだった大変申し訳ないというお詫びをいただきましたけれども、やはり補正で皆減すべきだったと思います。このような事業が変更したような、次の令和7年度にこの事業が元々の事業がないようなものを繰り越すということを、議会として許してしまっては、本当に悪しき前例になってしまうと。行政をチェックする議会議員としてはこれを許すことはできません。よって、本補正予算に反対の討論、反対の立場をとらせていただきます。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第27号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第27号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(举手多数) 反対：5番、6番	
議 長	举手多数と認めます。したがって議案第27号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
議 長	続いて、議案第28号「令和6年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第28号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第28号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の举手を求めます。
(举手全員)	
議 長	举手全員と認めます。したがって議案第28号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたします。
<u>日程第24 「陳情第1号」</u>	
議 長	日程第24、陳情第1号、 「国保制度の改善を求める陳情書について」を議題とします。 陳情第1号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 鷹野 文則 君。
(委員長報告—趣旨採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、举手をお願いします。
6番議員	6番です。ただいま審議の結果、趣旨採択ということですが、趣旨に賛同するが国への意見を上げないということの中身の議論がどうなされたか。お答えいただきたいと思います。
民生文教常任委員長	はい、陳情書の趣旨については、よく理解できる部分だというふうに思います。国の負担金ですとか、現在の国保の運営にかかる財政上の問題とか、そういう面からいいたら、趣旨は理解できると。ただ、現在国保の場合、財政面で非常に大変な部分があって、今、県下保険国保税の県下統一が図られております。今後国の方の統一という方向に行くと思うんですけども、そういう中で国保制度を、そちらの方の改善をまずは優先すべきとい

	うことで、趣旨採択とさせていただきました。
6番議員	はい、都道府県の統一下ということで、何て言っていいのか、都道府県によってやはり今おっしゃったようにすごく差が出てくるという、そういういった問題とかもあるんですけど、長野県の方では国保加入者の特徴などそういうことの議論はあったかどうか。お願いします。
民生文教常任委員長	加入者についての県下での状況についての検討というのは、ありませんでした。ただ佐久地域における加入者の状況というのは、そこで一応検討はいたしました。
議長	他に質疑のある方はございますか。
	(なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	はい、5番です。私はこの本陳情第1号、国保制度の改善を求める陳情を趣旨採択とすることに反対の立場で討論をいたします。異常な物価高騰などが続く中、町民からも生活が苦しいと悲鳴が上がっています。私達日本共産党小海支部で行った町民アンケートでも、暮らしぶりが苦しい、または少し苦しいと答えた方が合わせて7割に及んでいます。またこの間、年金医療介護などの社会保障は削られ、消費税は増税されています。アンケートでは、現役世代の方からも格差が広がっているように思うとの声がありました。町政に臨むことの一番は、国保税、介護保険料の引き下げ、これが第1位です。陳情項目の第1、応能負担だけにすることを求めるに反対のご意見が出されました。国保の軽減制度、7割、5割、2割とありますが、7割軽減の場合の対象世帯主および被保険者全員と世帯全体の前年の所得額が33万円以下の場合です。33万円しかない所得の人から、それでも3割は取るというこのあり方自体が異常ではないでしょうか？どうやって暮らしをというのでしょうか？日々の生活費の捻出で精一杯、本当に払えない方の困難に寄り添うべきではないでしょうか？日本の税制の根幹であるはずの応能負担原則はどうなっているか。法人税率、所得税最高税率は引き下げられる一方で、消費税は引き上げられ、国は応能負担の原則を全く逆方向に進めています。そのもとで、国保税も所得の低い人に、より一層重くのしかかっています。保険料水準の統一化を国が目指す中、払えない苦しいという町民の声に応えるには、町の力には限界があります。大元の国に対し、この陳情にあるように声を上げるのは当然ではないでしょうか？日本国憲法第25条第1項、全て国民は健康で文化的な最低限

	度の生活を営む権利を有する。第2項、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。町民の命と健康を守る18期議員仲間の皆さん、町民の代表の議会として言っていることはわかるよという趣旨採択などではなく、町民の苦しみに応え、はつきりと国に意見を上げるよう、皆さんにもう一度お考えいただくようお願いを申し上げまして、この陳情第1号、趣旨採択に反対の討論とさせていただきます。以上です。
議長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議長	これで討論を終わります。 これから陳情第1号を採決いたします。委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第1号を委員長報告のとおり、趣旨採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対：5番、6番
議長	挙手多数と認めます。したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第25 「陳情第2号」

議長	日程第25、陳情第2号、 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」を議題とします。 陳情第2号については、総務産業常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 井出 和人 君。
	(委員長報告—継続審査と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	6番的塙です。陳情第2号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情には賛成ですが、これを継続審査とすることには反対の立場で討論をいたします。今年は女性差別撤廃条約を日本が批准して40

	<p>年目の節目の年です。3月8日の国際女性デーでは、全国各地で国際水準のジェンダー平等実現へ日本政治の重要課題として、一刻も早く選択議定書の批准をと、多くの女性が声を上げました。それはなぜか。それは未だに女性差別が続いているからです。男女賃金格差、性暴力、避妊や中絶、選択的夫婦別姓、さらには同性婚、これらの裁判がいくつもあり、多くが解決されていません。批准することによって、ここにある個人通報制度と、調査制度。人権の国際基準を果たすために生かすことができます。ジェンダー平等が進んでいる民主主義体制の国々で、個人通報の申し立てが多く、その国の人々が条約についての知識があり、国連に申し立てもできることを理解しているのです。ジェンダーギャップ指数、健康、教育、政治、経済、特に政治経済、その分野で日本は大きく後れを取っています。委員会の際、女性が差別されているからではないのではないかと、日本の社会にそこまでの女性差別はないとの意見がありましたら、もちろん社会が進んできているので周りでそういったことを感じないかもしれません。しかし、先ほど挙げたような差別に苦しんでいる女性が、未だにたくさんいるのです。また、日本で解決できる国民性があるとも言われましたが、解決できていないのが現状です。ジェンダーギャップ指数の低さは、その国の国民性にあるのではないかと、長野県は特に遅れているのです。国際基準は個人的な意見ではなく、人権条約でしっかりと確立されたものであり、条約の実務義務を締約国が果たすための指針であり、その内容自体に拘束力があります。批准することで、政府から独立した人権機関を設置することへも繋がります。政府が頑なに批准しないのは、これまでの誤りも認めなくてはいけなくなる。例えば、従軍慰安婦の問題、損害賠償請求にも繋がります。こういったことを恐れ、批准できないのではないかと、そういったことも言われています。日本政府は勧告を受けているのです。ジェンダー平等が当たり前の社会、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求め、継続審査には反対といたします。以上です。</p>
1番議員	<p>1番黒澤敦史です。ただいま上程されました、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出につきまして、今回の議会での採択に反対し、継続審査を求める立場で討論いたします。なお、昨年令和6年第3回定例会でも全く同じ陳情が上程されており、小海町議会としては、継続審査の決定をした経過があります。陳情意見書がほぼ同じでありますので、それに対する私の討論も半年前とそれほど変わるものではありませんが、本件は重要なことであると考えて討論させていただきますの</p>

で、ご容赦ください。まず言葉の定義を確認いたしますが、差別とは、他よりも不当に差をつけること、他よりも不当に低く取り扱うことをいいます。女性であることを理由に不当に差をつけられ、取り扱われることは決してあってはならず、社会から差別をなくしていくことは当然我々がなさなければならないことであることは、いうまでもありません。有形無形の女性差別をなくすということ自体には、全く賛成の立場です。それを前提としつつ、今回継続審査を求めるのは、今回のこちらの意見書は、国連の選択議定書に批准することを求めている内容となっているためです。私はこの条約に批准することが、日本社会に良い影響をもたらすとは思えません。なぜならば、条約批准により、国連の女性差別撤廃委員会への個人通報制度が適用可能とされるようですが、国連の力を借りて解消しなければならないような女性差別とは、一体どのようなことを指しているのかがわからないためです。もしそれがあるのだとして、私達の国日本は、国連の力を借り、各国それぞれの歴史や文化を顧みることなく、独善的ともいえる国連女性差別撤廃委員会の規範に頼らなくては、不当な差別を解決、解消できないような社会なのでしょうか？陳情書では、世界のジェンダーギャップ指数ランキングで、日本の順位が低いことを女性の社会進出が進んでいないことの根拠としています。改めてこのジェンダーギャップ指数の算出方法を調べてみると、日本は教育健康の面では世界でもトップクラスで、男女差はありません。経済と政治の面で女性の社会進出が進んでいないということで、合計すると下位にランキングされてしまうという仕組みとなっています。確かに経営者・政治家に女性は少ないですが、それが女性への不当な差別でそうなっているかどうかということについては、よくよくその理由を分析しなければなりません。その分析なしに女性差別撤廃という言葉に惹かれて、安易にこの選択議定書に批准することは、日本社会が長年培ってきた歴史、文化、伝統を壊してしまう重大な一つのきっかけになる可能性がないでしょうか？実際、それを示すように、昨年、令和6年10月には国連の女性差別撤廃委員会が、日本政府に対し、皇位継承資格を男系男子だけに限定する皇室典範を改正し、男女平等を保障するようにとの勧告がなされています。2000年以上にわたり、男系男子によって継承されてきた天皇が、深い信頼と敬愛をもって、大御宝である国民の幸せを祈り続けてきました。それに応えるように、国民もまた天皇を警護し、国全体が家族のように互いに助け合って暮らす。それが先人が守ってきた日本の国体と言えます。男女平等の議論とは全く別の話ですし、また、そ

	<p>の仕組みを壊すことを求める他国からの勧告は、不当な内政干渉であり、日本国と我々の歴史に対して、あまりにも敬意を欠いた主張であると言わざるを得ません。女性差別がない社会を目指すことの理念には大いに賛同しつつも、現在の日本社会に対する認識、分析をより深めること。また、国連の女性差別撤廃条約選択議定書の批准が、日本社会にどのような影響を与えるのかをよくよく精査するため、小海町議会でも今後調査研究を深める必要があると考えます。以上のことから、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書については、継続審査とすることが妥当だと考えます。以上です。</p>
5番議員	<p>はい。5番渡邊晃子です。私は、本陳情を継続審査に再びすることを反対の立場で討論をさせていただきます。まず、先ほど1番議員さんから討論がありましたけれども、ちょっと誤解があるかと思います。誤解というか、勘違いでしょうか？日本はこの女性差別撤廃条約自体は批准を1985年にしております。その中身について改めて9月にも出された資料からきますと、1979年国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障しています。条約が目指すのは、男らしさ女らしさの呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず、自分らしく生きることです。法律や規則の中の差別はもちろん、社会慣習慣行の中の性差別をなくすことも求めています。1985年、日本はこの条約を批准しております。差別という言葉に惹かれることなくというご発言がありました。差別、辞書で引くと、先ほどご説明があったようなことかと思いますし、差別がいいと思っていないことも理解していますが、今この議場の状況をご覧になって皆さん何を感じでしょうか？理事者の皆さんの中、女性はお1人。議員の中は2人です。これが差別だ。とは言いませんけれども、間接的差別、なぜ女性が少ないのか。よくよく皆さん振り返って、今の状況も考えてみていただきたいと思います。日本には立派な憲法がありますけれども、法のもとの平等ということが謳われはしていますが、それでも女性はやはり不当な差別を受けています。それを皆さんご理解いただきたい。多くの女性がこの日本国憲法のもとでも苦しんでいる。この状況をだからこそ、国連の機関に訴える個人通報制度ができるこの選択議定書を批准するということが求められています。6ヶ月前と全く議論は変わっていません。更なる分析が必要と言いながら、6ヶ月間同じままで。しかし、周りを見てみると、県内で74市町村がもう既にこの議定書早期実現をというこの陳情に対して、賛成の立場をとり国に意見書を</p>

	上げています。わが町も遅れをとるわけにはいかないのでしょうか？多くの若い方々、移住者を、移住者対策、政策も打ち上げているこの我が町、多くの方々が安心して小海に来ていただくためにも、この陳情意見書を上げないということは、選択肢の中から小海が外される可能性にもなります。1番議員さんの主張、そして信念はよくよく理解しているつもりですが、他の仲間の議員の皆さん、いかがでしょうか？それでいいんでしょうか？皆さんのお子さん、お孫さんのことを見てください。女性の皆さん権利が、差別がないような日本にすること、それを小海町からもきちと国に求めていくこと。これを強く求めて意見書陳情を継続審査にすることを反対の討論とさせていただきます。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから陳情第2号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対：5番、6番
議 長	挙手多数と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第26 「発議第1号」

議 長	日程第26、発議第1号、 「小海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に発議第1号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第7番 井出幸実君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。 これから発議第1号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第27 「発議第2号」

議長	日程第27、発議第2号、 「選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第2号の朗読を求めます。小平議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第1番 黒澤敦史君。
	(提出者説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
5番議員	はい。5番です。私はこの発議第2号、選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用を法制化を求める意見書提出へ、強く反対する立場で討論をいたします。まずこの意見書案の1点目、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからとあります。果たしてそうでしょうか?ここで述べられている令和4年3月から3年が経過しています。この間に国民の中でも、夫婦別姓に関して様々な議論がなされ、3年前よりも求める声の理解も大きく進んだと肌で感じています。昨年4月にNHKが行ったアンケートでは、選択的夫婦別姓に賛成が62%と、反対の27%を大きく上回っています。信濃毎日新聞、今月のある一面で街頭でのシールアンケートでも、選択的夫婦別姓に賛成が圧倒的に多いシールが貼られている。その写真が

大きく掲載されていたとも、皆さんご記憶されていないでしょうか？旧姓の通称使用の拡大を優先して実現とありますが、通称は法律上の姓ではないので、職場などでその使用が認められる保証はありません。実際に住民票、マイナンバーカード、パスポートなどにおいて、結婚前の姓、旧姓を併記することができるようになったものの、年金、納税、税金還付、不動産登記など、依然として旧姓を使用できない公的場面は多く、民間の機関ではなおさらです。通称の使用可能な範囲には、限界があるのが現状です。結婚前の姓を通称として使用する場合、その人には姓が二つ、戸籍姓と通称があることになり、本人にとっても、所属する組織や周りの人たちにとっても、使い分けの煩雑さや混乱が生じる他、個人の同一性の把握ができないといった不利益も現に発生をしています。さらに、結婚前の姓にアイデンティティを持っている人からしてみれば、通称使用の許可を求める人と、それ自体、自分の結婚前の姓が正しい姓としては、姓として認められないことを思い知り、大変苦しい思いをされています。私の知人は人権を侵害された気持ちだった。通称使用しても、傷ついた心は治らなかつたと言っています。法制化をしてもなお、二つの名前を使うことによる企業や行政のシステムのコスト、管理のコスト、使い分けの煩雑さ、同一人物かの誤認のリスクなどは続くと考えられます。妥当な道とは到底言えません。2点目3点目もですが、子供の親に対する不信感や家族の一体感等等記述があります。子供への悪影響を与える可能性を全く考慮していないとあります。大変な憤りを覚えます。今現在、私の友人たちも、通称で子供たちと親子として幸せに過ごしています。お母さんと名字、氏が違っても、全く違和感なく過ごしています。これは偏見以外の何物でもない。今こうして問題なく家族として過ごしている皆さんへの、子供たちへの侮辱です。3点目、確かに最高裁大法廷は2021年6月、夫婦同姓は違憲ではないと判断を下しました。しかし、15人中4人は違憲と判断。草野耕一裁判官は、「選択的夫婦別姓を導入することによって向上する国民の利益は減少する利益より遥かに大きいことは明白だ。それにもかかわらず、導入しないことは、あまりにも個人の尊厳をないがしろにしている」と述べています。宇賀克也裁判官は、「夫婦の名字を同じにしないと結婚を法的に認めないという制約を課すのは合理性がない。婚姻の自由と夫婦の平等を保障した憲法の趣旨に反し、不当な国家介入に当たる。6年前の判決後、旧姓の通称使用が拡大し、国の機関の公的文書でさえ認められるようになったことは、重大な事情の変化だ。通称使用を認めることは、夫婦同姓が不合

	<p>理だと認めることに他ならない」と述べられています。先ほどの人権を侵害されたと感じている私の知人ですが、姓を人権と考える人もいることを考慮し、夫婦で選択できる法律への改正、法律改正されることを強く望みますと言っています。これは人権問題です。夫婦同姓で夫婦、家族としての一体感を、幸せを感じる方はそれで結構です。それを決して否定はいたしません。求められているのは、選択ができる制度です。日本固有の戸籍制度を維持したい。制度を守りたいという一部の方の意見を、この小海町議会としての意見として、国に上げるということ、皆さん本当にそれでいいでしょうか？皆さん、先ほども申しましたけれども、皆さんのお子さん、お孫さん、若い世代のことを考えていただきたい。子供たちの未来を縛らないでいただきたい。どうぞよくよく考え直していただき、この意見書に賛同せぬよう、強くお願ひを申し上げまして、反対討論といたします。以上です。</p>
1番議員	<p>1番黒澤敦史です。2点だけ、もうさせていただきます。まず一点目、先ほど5番議員さん、アンケートの結果というのもおっしゃってましたけども、選択肢が二つだとその結果になってしまふんですね。同姓がいいか別姓がいいか、どちらがいいですかということだと、別姓でもいいじゃないかという方が、先ほどのアンケート結果のよう多くなってしまいます。ですが、私は今回、この意見書にあるようにですね、選択肢を三つ、同姓制度、そして同性制度法律で同姓制度を保ちつつ、通称使用で別姓制度も社会としてそれを認めていいですよという選択肢で、三つ目の選択肢は別姓、夫婦別姓制度を法律で決めましょうという、選択肢を三つにするとこのような結果になるということです。その辺だけちょっとお間違えないようにだけ、ご理解ください。もう一つ、今現時点で親子別姓でいる方に対する、大きな侮辱だみたいなお話をあったかと思うんですけども、私も何もそこまでは言ってなくてですね。そういう方は当然いるでしょう。そういう方は幸せに暮らしてると思います。そういう方がみんなね、あの一体感がないなんてことは言ってませんし、ただ、夫婦別姓、親子別姓になつたら、そういう社会としてそういう懸念も大いにあるんじやないですかと、そういう心配もある、そういう可能性があるんじやないですかということを申します。決してお間違いないようにだけ、それだけお願ひします。以上です。</p>
6番議員	<p>6番的塙です。渡邊議員の方から熱い反対討論がありましたので、私からも何点か簡単にしたいと思いますが、選択的夫婦別姓を導入せず旧姓の通</p>

	<p>称使用の法制化を求める意見書提出に、やっぱり強く反対して反対の立場で討論というか、何点か述べさせていただきたいと思います。先ほどのアンケートの結果はもちろん、最近の調査では、三つの選択ということで取られているのでこの結果になるっていうところも、産経とかのね、世論調査でもあります。ただ渡邊議員が言ったのは、このところのずっと流れの中でこの二つを聞いたところで、やはり賛成の方が62%と、そういう時代の流れと言ってはあれですけど、になってきているという。そういうことだと思います。その賛成派の方の声を聞けば、やっぱり選択肢が多い方がいいからと、そういうことが56%と。反対の反対派の方の意見としては、先ほどから1番議員さん述べられたようなことですが、別の名字にすると家族の絆や一体感が弱まるから、そこが一番多くなっているようです。同性によって不利益、不便を抱える国民を救済すべきことなのか、根本的に私はこの問題はそこではないと。やはり権利などだということを主張したいと思います。2点目、3点目、先ほどありました、子供への悪影響を与える可能性を全く考慮していない。社会の理解が私は追いついていない。これは偏見だとやはり思います。本当にこれが理由であれば、今この問題、50年来ずっと前から求められています。とっくに研究は進んでいるはずではないでしょうか？アイデンティティの重視が、なぜ子供のアイデンティティや家族の一体感への配慮を欠くことになるのか。私はこれはもうやはり個人の価値観や人格、自我を認めない社会、それこそ、そこにこそ問題があると、変わるべきなんじゃないかというふうに思います。4点目ですが、その日本の歴史や文化が男性優位の社会であり、多くの女性の生きづらさに繋がっているのです。選択的夫婦別姓の本質はジェンダー平等ということだと思います。男性議員の皆さん、逆だったらどうでしょうか？お相手の方が名字を変えたくない。私の名字にしてほしいと頼まれたらどうしますか。簡単にいいよとなりますか。選べてもいいんじゃないでしょうか？ということを述べさせていただいて、私の反対討論とさせていただきます。以上です。</p>
議長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから発議第2号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数)	反対：5番、6番

議 長	挙手多数と認めます。したがって発議第2号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
議 長	次に各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認めます。 したがって、各常任委員長、特別委員会委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○閉会</u>	
議 長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は全て終了いたしました。これにて、令和7年度第1回小海町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。
(とき 16時14分)	

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

9番議員

11番議員